

国連婦人の地位委員会
第十八回会議報告書

1965

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は1965年3月1日から3月20日までイランのテヘランにおいて開催された国連婦人の地位委員会第18回会議の討議と成果について同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/4025-E/CN.6/442)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において国連憲章の起草が成り、その条文の中に男女の権利の平等が宣言されるとともに、国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認された。これにもとづいて1946年経済社会理事会は、15カ国の委員をもつて構成(任期3年、毎年5カ国改選)する委員会の設置を決定、1947年第1回会議を開催した。以来、1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。委員国数は、1951年に3カ国、1961年にさらに3カ国追加され、現在は21カ国の構成となつている。

わが国としては1958年の第4回会議に非公式オブザーバーとして数人の婦人が出席したのをはじめとして、とくに1952年以降は、数度に亘り労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、委員会の事業に多大の関心を払つてきた。そして1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1962年まで2期に亘り、谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後の2年間は諸種の事情から委員会への参加をとりやめたが、1965年3月の改選にあたり再立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わることとなつている。委員として藤田たき氏が任命される予定である。

なお、同委員会勧告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には、日本は1955年4月に署名、6月に批准して、第22番めの批准国となつた。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知らる上、この資料が参考になれば幸である。

1965年9月

労働省婦人少年局

目 次

はし が き

婦人の地位委員会第18回会議報告書

第1章 会議の構成	1
開会と期間	1
出席者	1
役員選挙	4
会議、決議および文書	4
議事日程	4
第2章 婦人の政治的権利	7
決議1 (XV II D)	10
決議2 (XV III)	14
第3章 婦人に対する差別撤廃宣言草案	15
第4章 婦人の地位向上のための国連援助	31
決議3 (XV I I I)	34
決議4 (XV I I I)	36
決議5 (XV I I I)	37
決議6 (XV I I I)	39
決議7 (XV I I I)	39
第5章 人権の分野における助言的事業	41
決議8 (XV I I I)	44
第6章 私法上の婦人の地位	47
決議9 (XV I I I)	54
第7章 婦人の経済的権利及び機会	54
婦人の雇用に関係あるILOの活動	55
決議10 (XV I I I)	58
婦人のパートタイム労働	58

決議11 (XVII I)	59
少女と婦人の職業指導と訓練	60
決議12 (XVII I)	61
決議13 (XVII I)	62
第8章 同一労働同一賃金	63
第9章 委員会の決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果	66
決議14 (XVII I)	68
第10章 婦人の教育の機会	69
婦人にとくに関係あるユネスコの活動	69
決議15 (XVII I)	72
少女と婦人の中等教育の機会	74
決議16 (XVII I)	74
第11章 人権に関する定期的報告	75
第12章 少数者に対する差別防止及び保護に関する小委員会及び人権委員会に出席した婦人の地位委員会代表よりの報告	76
第13章 全米婦人委員会の報告	77
第14章 婦人の地位に関する通信	78
第15章 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限	79
決議17 (XVII I)	84
第16章 第19回会議の開催地	85
決議18 (XVII I)	85

第17章 報告書の採択	86
第18章 経済社会理事会の採択を求める決議案	86

付 録

I. 1965年3月1日に行なわれた イラン国王妃シャー・ヌー妃殿下の演説	94
II. 婦人の地位委員会第18回会議において審議された文書一覧	95
III. 婦人の地位委員会第18回会議において行なわれた諸決定の財政措置	102

第1章 会議の構成

開 会 と 期 間

1. 婦人の地位委員会は、1965年3月1日より3月20日まで、イラン国テヘランにおいて第18回会議を開催した。
2. 会議は、第17回会議の議長マリア・ラヴァルレ・ウルビナ女史(メキシコ) によつて開会された。
3. イラン国王妃シャー・バヌー妃殿下が、開会式において挨拶した。

出 席 者

4. 会議出席者は次のとおりである。

委 員

オーストリア	エラ・M・リンゲンス夫人
中 国	ヤーチヤン・ワン女史 レイ・ジエン・モー氏(顧問)
ドミニカ共和国	カルメン・ナタリア・マルティネス・ボニラ女史
フィンランド	ヘルヴィ・エル・シビレ夫人 クラウス・テルヌツド氏(代理)
フランス	ジャンヌ・シヤトン女史
ガーナ	アニー・R・ジャツジ女史
ギニア	ファトー・フリポート夫人
ハンガリー	ヘンナ・ボーカー夫人
イラン	アシュラフ・パーレヴィ王女 メーリ・アーイ夫人(代理) メーランギス・ドーラトシヤヒ夫人(代理) エフアツト・ナーヴィ夫人(代理) ツアフアルドクテ・アルダラン夫人(顧問)
メキシコ	マリア・ラヴァルレ・ウルビナ女史
ネパール	カマル・ラナ夫人
ペルー	エヴァ・マリア・ロバートスン・ド・オタイツア夫人

フィリピン	ベナ・Z・ベニテス女史 アンジェリーナ・C・アルマンゾール夫人 (代理) エタ・エンリケス夫人 (代理)
ポーランド	ゾフィア・デンビンスカ夫人
シエラ・レオネ	ラテイ・ヘイドフオスター夫人
ソ 連	Z・V・ミロノヴァ夫人 B・A・グリゴリアン夫人 (代理) T・V・アンドリーヴァ夫人 (代理) U・A・セリワノフ氏 (顧問) マルティロソフ氏 (顧問)
アラブ連合	アッイザ・フセイン夫人
英 国	マーガレット・マツケイ夫人 J・C・ハリスン氏 (顧問)
米 国	グラディス・アヴリ・テイレフト夫人 ラシエル・C・ネイスン夫人 (顧問) アリス・A・モリスン夫人 (顧問) ヴィクター・ウルフ氏 (顧問)
オ プ ザ ー パ ー	
カナダ	ジャック・モンブタイ氏
日 本	高橋展子 黒河内久美
ユニセフ及び専門機関	
国連児童基金 (ユニセフ)	オットー・レーナー博士
国際労働機関 (ILO)	エリザベス・M・ジョンストン夫人
国連教育科学文化機関 (ユネスコ)	ニコル・M・フリデリヒ女史
世界保健機関 (WHO)	レオン・ラベイソニー博士
政 府 関 団 体 (註)	
全 米 婦 人 委 員 会	カルメン・ナタリア・マルティネス・ボニラ女 史

(註) 経済社会理事会決議48 (IV) B部第7節による。

非 政 府 団 体

A 群

国際自由労連	ペトロネラ・デゲラル夫人
世 界 労 連	E・B・パニカー氏

B 群

全パキスタン婦人協会	アズマ・タイーブ・フセイン夫人
国際問題教会委員会	マーガレット・ベンダー夫人
国際婦人同盟	ローレル・カシナデル夫人
国際ユダヤ婦人協議会	シャムシ・ヘクマツト夫人
国際婦人協議会	テアノルテ・バーニウシニ夫人 ハヴァ・コーヘン夫人 オリーヴ・レミントン・ゴールドマン夫人 イーサー・W・ハイマー夫人 ケクキネー・カジミ博士
国際有教婦人クラブ連合会	ドロシー・C・ストラトン女史
国際大学婦人協会	マルリーズ・エルンスト・ヘンリオン夫人
国際法律職婦人連盟	メーランギス・マヌチエリアン夫人
国際婦人法律家協会	ヒルデガルド・ヴォレエゲノルフ夫人 ホーマ・アブザル夫人 ヒルデガルド・ヴォレエゲノルフ夫人
国際人権連盟	ロザリンド・W・ハリス夫人
国際社会事業	エルミナ・ルツケ女史
汎太平洋東南アジア婦人協会	フアド・ナジャール夫人
婦人国際平和自由連盟	マーガレット・シンダー女史
世界青年会議	マーヤ・チロヤンス博士
世界カトリック婦人団体連盟	アリス・アーノルド夫人
世界YWCA	

登 録 団 体	
国際社会民主主義婦人協議会	メアリー・サラン夫人
	ミーナ・ベンツヴィ夫人
国際婦人医師協会	イラン・アラム博士
	ロベ・キアヌウ博士
聖ジョン国際連盟	マダレーヌ・ル・ロイボイ夫人
	マルガレーテ・ミニラー夫人
国際ソントクラブ	ウオリア・ムーア夫人

5. 人権局長ジョン・P・ハンフリー氏と婦人の地位課長マーガレット・K・ブルース夫人が事務総長代理として会議に出席した。ピラー・サンタンダーダウニング夫人が委員会書記をつとめた。

役 員 選 挙

6. 委員会は1965年3月1日、第412会議において、次の役員を全会一致で選出した。

議 長	アシュラフ・パーレグイ王女 (イラン)
第1 副議長	ヘレナ・Z・ベニテス女史 (フィリピン)
第2 副議長	ヘルビ・L・シビレ夫人 (フィンランド)
記 録 係	アニー・R・ジャッジ夫人 (ガーナ)

会議、決議および文書

7. 委員会は27回の本会議を開催した。これらの会議でのべられた意見は、第412次から第438次にわたる会議記録 (E/CN.6/RR.412~438) に要録してある。

8. 委員会の決議と決定は、本報告書の関係議題の項に含まれている。経済社会理事会の審議にかけるべき決議案は、本報告書第13章に一括別記してある。

9. 委員会第18回会議に提出された文書は、本報告書付録Ⅱに一覧として記載してある。

10. 第18回会議中に委員会は、実施予算増の措置を必要とするような提案に関して事務総長がのべた財政措置の説明に注目した。委員会が採択した提案に関連して事務総長がのべた意見の概略が、本報告書の付録Ⅱに記載してある。

議 事 日 程

11. 委員会は第413次および第424次会議において議事日程を審議した。委員会にはそれま

でに事務総長が第17回会議の議長と協議して作成した仮議題 (E/CN.6/431) が提出されていた。

12. ソ連代表が、婦人の経済的権利及び機会を扱う第10議題を重視する観点から、第7議題と第10議題とを入れかえることを提案した。この意見は若干の代表に支持された。ソ連代表はまた、全米婦人委員会の報告を扱う第14議題は省略するよう提案した。

第13. 第413次会議において、委員会は全会一致で第6議題までの仮議題を採択した。仮議題中のその他の議題項目の討議順序の審議は、第6議題の審議完了まで延期することに決定した。さらに、第7議題 (b)項の審議を第19回会議まで延期することを決定した。(下記第178項参照)

14. 第424次会議において、議長が、婦人の経済的権利及び機会を扱う第10議題と、同一労働同一賃金に関する第11議題は第7議題のすぐあとに審議することを提案した。また、その他の議題は仮議題の順序で審議することを提案した。これらの提案は委員会により承認され、議題は修正どおり全会一致で採択された。

15. 採択した議題 (E/CN.6/431/Rev.1) は、次のとおりである。

1. 役 員 選 挙

2. 議 事 日 程 の 採 択

3. 婦 人 の 政 治 的 権 利

- (a) 政治的権利の分野における進歩
- (b) 婦人参政権条約の実施状況
- (c) 信託統治地域における婦人の地位
- (d) 非自治領における婦人の地位

4. 婦人に対する差別撤廃宣言草案

5. 婦人の地位向上のための国連援助

6. 人権の分野における助言的事業

7. 私法上の婦人の地位

- (a) 婚姻解消、婚姻取消および裁判別居の法的条件と効果
- (b) 家族法および財産権における婦人の地位に関する法制と慣行

8. 婦人の経済的権利および機会

- (a) 婦人の雇用に関係あるILOの活動
- (b) 婦人のパートタイム労働
- (c) 少女と婦人の職業指導と職業訓練

9. 同一労働同一賃金

10. 委員会の決議および勧告の国内立法に及ぼす効果

1.1. 婦人の教育の機会

(a) 婦人にとくに関係あるユネスコの活動

(b) 少女と婦人の中等教育の機会

1.2. 人権に関する定期的報告

1.3. 少数者に対する差別防止および保護に関する小委員会および人権委員会に出席した婦人の地位 委員会代表の報告

1.4. 全米婦人委員会の報告

1.5. 婦人の地位に関する通信

1.6. 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限

1.7. 経済社会理事会に対する委員会第18回会議報告

第2章 婦人の政治的権利

16. 委員会は第413次～第418次会議と第422次、第424次会議において議題3を審議した。次の資料、すなわち、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の立法に関する事務総長覚書 (A/5456, Add.1, A/5735)、婦人参政権条約実施状況に関する事務総長報告 (E/CN.6/360/Add.3, Add.4)、信託統治地域における婦人の地位に関する情報を含む事務総長報告 (E/CN.6/427)、非自治領における婦人の地位に関する情報を含む事務総長報告 (E/CN.6/434) が提出された。

17. 諮問的地位をもつ次の民間団体から文書によるステートメントが提出された。——国際婦人協議会 (E/CN.6/NGO/150)、国際大学婦人協会 (E/CN.6/NGO/154)、国際法律職婦人連盟 (E/CN.6/NGO/157)。またこの議題に関する一般討論の間に、次の諸団体のオブザーバーから口頭による意見発表があつた。——国際婦人同盟、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、国際人権連盟、聖ジョン国際連盟。

18. 討論の間に、委員会はまた日本のオブザーバーからステートメントを聴取した。

19. 婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法、その他の立法に関する事務総長覚書 (A/5456, Add.1, A/5735) は、第18回、第19回総会に配布されたものであるが、これらの覚書によれば、1964年9月1日現在、婦人がすべての選挙に選挙権、被選挙権をもつ国は106カ国、婦人の選挙権被選挙権に男子にはない制限のある国が6カ国、婦人に選挙権、被選挙権の与えられていない国が9カ国となつている。

20. 委員会委員は、婦人の政治的権利の分野において引続き進歩が達成されたことに満足の意を表した。しかし若干の委員は、婦人がまだ完全な政治的権利を得ていない国や地域があることを遺憾とし、この権利がすべての国と地域において速かに実現するよう希望を表明した。

21. 数人の委員は、政治的権利が多くの国で婦人に与えられはしたが、この権利の有効行使という問題が依然として残っている、と強調した。政治的権利の享有は投票権、被選挙権以上のものを伴うものであることが指摘され、また選挙権はこれだけを切離して考えるべきではなく、社会全体の向上に対する婦人の責任の一部とみなさるべきことを婦人は自覚しなければならないとの意見がのべられた。何人かの代表は、婦人を社会活動指導者として養成する必要を強調し、このためにはセミナーや研究会や訓練講習を国または地域段階で行なうのが有効と思うとのべた。数人の代表は、委員会の要請によつて事務総長が作成したパンフレット「婦人の政治・市民教育」(E/CN.6/405/Rev.1) はこのような指導者養成に役立つてきたし今後も役立つであろう

とのべ、とくに政府が婦人団体との協働をすすめる上にこのパンフレットが役立つことを強調した。多くの代表が社会に対する責任を婦人に教える必要を強調するとともに指導者養成は各層の全市民に対する政治教育と関連させるべきであると指摘した。文盲は依然として政治的権利の適切な行使を妨げる大きな障害となっており、さらに婦人自身の態度や政治意識の欠陥が障害となつてゐる場合もある、との発言があつた。

22. 数人の代表が、経済社会理事会決議961(B) (XXXV I) にしたがつて作成された婦人参政権条約加盟国の同条約実施状況に関する事務総長報告 (E/CN. 6/430, Add. 1) に対して満足の意を表した。いくつかの委員は、もつと多くの加盟国から報告がなかつたこと、また出された報告の中に不完全なものがあつたことは遺憾であるとのべ、また報告を送つていない国は今後送るようにと希望した。選挙または任命による高い地位をえている婦人の数が比較的少ないことが注目された。数人の代表は、婦人が必要な訓練や資格を欠いていることや、またときには婦人自身の心理的バックグラウンドがある程度この事実の原因となつてゐるとのべた。現代生活の諸要請もまた婦人が政府の要職につくことを妨げる理由の一つであると考えられた。

23. 政治における婦人の完全参加を達成するためには、家庭や職場に密着した最低段階での公的生活に加わることから始めるように勧奨すべきである、との意見がのべられた。児童福祉や家族計画等の社会サービス事業は、しばしば婦人を公的生活により積極的に参加させる大切な第一歩となるものであるとの発言があつた。これに関連して、社会サービス事業は発展的に進められるべきであり、またこれは国連開発10年計画の中で最優先順位を与えられるべきである、との意見がのべられた。

24. 1人の代表が、事務総長報告 (E/CN. 6/430) 中の表を拡大して、二院制の国で婦人が両方の議会に被選挙権をもつか否かが分るようにしてはどうかとの意見をのべ、また、選挙または任命による高職についている婦人の比率を示すことは有意義と思うとのべた。他の代表は、政党、労働組合、婦人団体および婦人が男子と協力して働いている諸団体の活動における婦人の参加状況について、情報が得られるとよいと思うと示唆した。

25. 婦人参政権条約加盟国数が44カ国に上つてゐることに満足が表明された。しかし若干の委員は加盟国数が増加していないことを遺憾とした。ある委員は、自国政府は同条約に加盟してはいないが、条約の諸原則は国内で実施されてゐるとのべ、婦人が公選や任命による高い地位を占めてゐる例を挙げた。

26. 非自治領における婦人の地位は、1963年の事務総長報告 (E/CN. 6/406) 以後若干の進歩があつたことが注目されたが、進歩の速度は満足すべきものではないという意見もあつた。「植民地とその人民に独立賦与の宣言」(総会決議、1514 (XV))を直ちに実施するよう

国連の権限ある機関に訴えてはどうかとの意見が出された。1人の代表は、自国政府の管轄下にある地域において多大の進歩があつたことを指摘し、政府は、原住民がまだ受入れる用意のない制度や、原住民の伝統に反するような制度を、押しつけることのないよう注意しているとのべた。

決議案の審議

27. 婦人の政治的権利に関する決議案が、フィンランド、ギニア、ハンガリー及びイランから提出された (E/CN. 6/L. 399)。これは次のような決議案の採択を経済社会理事会に要請するものである。すなわち、経済社会理事会は、

「婦人参政権条約に加盟し、同条約の含む諸原則を完全に適用するよう全国連加盟国に要請する。

「決議961(B) (XXXV I) にしたがひ、婦人参政権条約の実施状況に関する十分な情報を遅滞なく事務総長に提供するよう、全国連加盟国に要請する。」

28. 英国代表から上記決議案に対し以下の修正案が口頭で提出された。主文第1節中「全国連加盟国に要請する」と「条約に加盟し」の間に「実現のための措置をさらに強化するよう」の語を入れる。次に、「条約の諸原則を完全に適用する」の語の直前に「異なる社会制度や様々な発展状況と矛盾しない限りにおいて」の語を挿入する。主文第2節中「決議961(B) (XXXV I) にしたがひ」の語句の前に「either」の語を入れ、その語句のあとに次の語を入れる。「もしくは、憲章第73条(e)項が適用されうるならば同条によつて。」

29. 修正案提案にあつて英国代表は、英国政府は同条約をまだ批准していないが、条約の諸原則は十分に承認しており、連合王国及び英国政府が責任をもつ諸地域においてその規定実施にあらゆる努力が払われているとのべた。主文第2節に関する修正案を説明して英国代表は、英国政府は憲章第73条(e)にしたがつて、英国が責任をもつ非自治領に関する情報を提出しており、政治的権利に関する情報の提供を何年も前から自発的に行なつてきた、と強調した。

30. 数人の代表は、経済社会理事会がこれまでに採択した諸決議が、婦人参政権条約の批准・加入を諸国に要請していることに注意を喚起し、英国の提案するすべての修正をとりいれるならば、この決議は一步後退となるであろうとの見解をのべた。とくに主文第1節に対する修正の第2点と主文第2節に対する修正に反対がのべられた。憲章第73条(e)項は、自国が責任をもつ領土に関する統計その他の情報の提供を諸国に義務づけるものであり、したがつて、今回の決議の中でこの義務に特に言及することは不必要であり妥当でないと指摘された。

31. 主文第1節に対する英国修正案第1点は7対4、棄権6をもつて可決された。主文第1節修正案第2点は撤回された。主文第2節に対する英国修正案は11対3、棄権4をもつて否決された。

32. 1965年3月7日第422次会議において委員会は、フィンランド、ギニア、ハンガリー、イランの共同提案による決議案(E/CN.6/L.397)を修正通り、18対0、棄権1をもって採択した。

33. 決議文は次の通りである。

1 (XVIII) 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

婦人の政治的権利に関する現状を検討し、

事務総長作成の諸報告——婦人の政治的権利の分野において達成された進歩に関する報告(A/5456, Add.1, A/5735), 婦人参政権条約実施状況報告(E/CN.6/360 Add.3-4, E/CN.6/430, Add.1), 信託統治地域および非自治領の婦人の地位に関する報告(E/CN.6/427, E/CN.6/434)——の成功を祝し、

経済社会理事会に対し次の決議案の採択を要請する。

(以下、第18章 決議案I参照)

34. 婦人の政治経済に関する決議案(E/CN.6/L.397)がメキシコ、フィリピン、米国から提出された。決議案提出にあたって、ここに提案された一連の新しい地域セミナーの目的が、婦人の政治的権利の有効行使を助成する手段として、社会活動における婦人指導者の訓練の方法を開発することにあることがのべられた。このセミナーのうちに、一連のモデル的研究会または訓練講習が国内段階または地方段階で、政府によつて、できれば専門機関や民間婦人団体の協力を受けて計画されうであろう。討論中に決議案は3回の改正を経、ドミニカ、イラン、メキシコ、ネパール、フィリピン、米国の6カ国が改正決議案の提案国となった。

35. 第1回改正案(E/CN.6/L.397/Rev.1)は経済社会理事会に対し次の決議案の採択を要請するものであつた。すなわち、経済社会理事会は：——

- 1. 「開発十年」の後半5年への大きな寄与として、婦人の政治・市民教育に関するセミナーまたは研究会を開催すべきであると考え、このセミナーまたは研究会は、婦人の市民としての権利・義務の行使を助けることを目的とし、とくに社会生活への積極的参加に具えて婦人の実力養成に重点をおくものとする。
- 2. 諮問的地位をもつ民間団体が、全国支部及び地方支部と協力して、団体自身の主権により、また、できれば政府との協力によつて、国や市町村段階で、あるいはまた地域段階で、セミナーや研究会を企画、実施すべく応分の責任をとるよう、また、この任務の遂行を容易にするすべての可能な資源——国際的・国内的・地方的の——を探究するよう要請する。

3. 関係専門機関、とくに国連教育科学文化機関、国連児童基金、国連食糧農業機関、国際労働機関が加盟諸国および諮問的地位をもつ民間婦人団体と協力して、これらの目的の推進に努めるよう要請する。

• 4. 事務総長が人権助言事業計画年次予算案および1966年の追加予算案の中に次の目的のための追加資金を計上するよう勧告する。

• (a) 婦人の政治・市民教育に関する研究会または訓練講習を毎年1回以上開催しうること。この研究会や訓練講習は、モデル的あるいは実験的企画としての性格をもつものであり、社会活動をより有効に行なわせるための婦人教育を目的とする国内および地方段階でのフアローアップの事業に応用されうものとする。

• (b) 「婦人の政治教育」に関する新しいパンフレットをはじめとする国連販売用出版物を関係専門機関および諮問的地位をもつ民間婦人団体の援助によつて開催するセミナーや研究会に無料で提供し、使用させること。

• 5. このような資源の増大によつて生じる新しい機会およびそのもたらす利益を、加盟諸国が次の方法によつて十分に利用するよう要請する。

• (a) セミナー開催国となることを申し出ること。

• (b) 人権助言事業計画によるフエロシツブにより多くの婦人候補者を指名すること。

• (c) 地域セミナーおよびこれに類する会議において開発された諸目標を実行に移しうような国内および地方段階の研究会の開催を助成すること。

36. 決議案第2回改正案(E/CN.6/397/Rev.2)は次のようであつた。すなわち、経済社会理事会は：——

• 1. 諮問的地位をもつ民間団体が、全国支部及び地方支部と協力して、団体自身の主権により、またできれば政府との協力によつて、国や市町村段階ならびに地域段階でセミナーや研究会を企画・実施すべく応分の責任をとるよう、またこの任務の遂行をたすけるすべての可能な資源——国際的・国内的・地方的の——を探究するよう、要請する。

• 2. 関係専門機関、とくに国連教育科学文化機関、国連児童基金、国連食糧農業機関、国際労働機関が、加盟諸国及び諮問的地位をもつ民間婦人団体と協力して、これらの目的の推進に努めるよう、要請する。

• 3. 公的生活への参加を通して婦人が政治的権利を有効に用いることを容易にすべく、次の方法によつてこれを援助するよう、加盟諸国の注意を喚起する。

• (a) 地域セミナーまたは研究会の開催国となることを申し出ること。

• (b) 市町村段階でのフアローアップとして、国内セミナーまたは地方セミナーの開催を助成すること。

• 4. 次のことの可能性を検討するよう、事務総長に勧告する。

(e) 各年次予算の範囲内で、婦人の政治教育に関するセミナーまたは研究会の開催に最優先順位を与えること。このセミナーや研究会は、モデル的あるいは実験的企画としての性格をもつものであり、社会活動をより有効に行なわせるための婦人教育を目的とする国内および地方段階でのフォローアップの事業に応用されうるものとする。

(d) 人権助言事業年次予算案および1966年及びその後の年次の追加予算案中に、次の事業のための資金を計上すること。

(i) この問題を議題とする一連の地域セミナーまたは研究会の開催

(ii) 婦人の政治教育に関する新しいパンフレットをはじめとする国連販売用出版物を、関係専門機関および諮問的地位をもつ民間婦人団体の援助によつて開催するセミナーや研究会に無料で提供し、使用させること。

3.7 委員会の討論は主として決議案第2改正案について行なわれた。

3.8 決議案の財政措置に関して、事務総長代理は、セミナーを1回多く開催するためには4万ドルを要し、訓練講習は5万ドルを要すると報告した。また、セミナーや訓練講習の実施回数を増す結果生じる事務局の事務には、少くとも専門職員1名、一般職員1名の増員を要することとなり、これには年額2万5千ドルの支出が見積られる。経済社会理事会決議1008 (XXV I) に注意が喚起された。この決議は、助言事業計画の拡大を求める提案はすべて、その予算要求を1966年度事務総長改正予算案に含めるに先立つて、技術援助委員会の検討を経、かつ経済社会理事会の承認を受けねばならないことをのべたものである。パンフレットの再版と無料配布に関しては、もし配布がセミナー、研究会、訓練講習の参加者だけに限られるのであれば、支出増は少額に止まり、特別の財政措置を要しないであろう。

3.9 決議案についての討論中に提案者が行なつた説明によれば、ここに提案されている婦人の政治教育に関するセミナーは、人権助言事業計画によつて行なう婦人の地位に関する他の国連セミナーと同じ方式によつて実施するものである。これは1963年の委員会決議11 (XV I I) の中で提案されている後進国の婦人の進歩のための一連のセミナーのほかに開催するもので、その代りとなるものではない。政府が参加者を選任し、訓練講習や研究会の実施についての政府や民間団体の経験やテクニクをとりまとめたバックグラウンド・ペーパーが作成される。参加者もウォーキング・ペーパーの作成を要求される。2〜3週間の会期をもつて参加者は、婦人の社会活動指導者養成に役立つ経験やテクニクについて討論し、国内での訓練講習に用いるためのモデル的企画を作成する。国内段階での訓練講習は民間団体または政府によつて、あるいは両者によつて実施される。その経費は実施責任者によつて負担され、国連は負担しない。訓練講習は、セミナーにおいて開発された企画を、特定の国または地域のそれぞれの必要に適合させて用いる。地方段階におい

ても研究会を行なうことが示された。国連の主催で行なうのはセミナーだけであつて、訓練講習は含まないから、財政措置はそれだけ減少することとなる。

4.0 数人の代表は、財政措置の点を考慮して、この決議案には保留を表明した。他の代表は、委員会は婦人の利益となる勧告の財政措置を過度に強調すべきでなく、これに要する経費に注目したのち、追加資金の調達方法については国連の然るべき機関の決定に委ねるべきであるという意見であつた。

4.1 若干の代表は、人権助言事業計画によつて行なうセミナーには開催国となる政府の招請がなければならない、とのべ、1965年の婦人の地位に関するセミナーにまだ開催国の申出がないことを指摘して、この決議案の意図するような種類のセミナーに開催国となる国があるであろうかとの疑問をのべた。1963年に委員会が採択したセミナー、研究会、訓練講習に関する決議11

(XV I I) に注意が喚起され、今回の提案は、教育に重点をおいて婦人の政治的権利の促進を図るという委員会の従前の決定を覆す結果になるであろうとの発言があつた。

4.2 幾人かの代表は、この決議案は、社会活動は国の政治生活、市民生活への婦人の参加を促す主な手段であるという意味合いを含んでいると思うが、実際には社会活動の目的は主として経済的なものであると論じた。

4.3 また、国連が一般的にみとめる意味での社会開発は、非政治的なものである。したがつて、婦人の政治的権利の行使を促進するものとして社会開発計画の役割を強調することは適当でない、との発言があつた。これに対する反論として、多くの国の社会開発計画はいわゆる“援助による自明”を基礎としている、すなわち、政府がイニシアティブをとつて社会開発計画を各地域に導入し、地方住民に発展計画をすすめるための協働の方法を考えさせるという形をとっている。経済的・社会的分野の向上は政治的権利の行使によつてのみ達せられるのであるから、経済的・社会的問題を政治的権利から切離すことはむずかしい、との意見がのべられた。

4.4 多くの委員が、民間団体によるセミナーと研究会の開催に関する決議案主文第1節について意見をのべた。若干の代表は、民間団体の活動は政府の支援を必要とするのであつて、民間団体相互の協力によつてセミナーや研究会の企画にイニシアティブをとることは不可能である、とのべた。民間団体の地方支部は、このようなセミナーや研究会の開催に必要な財源も研究の便宜ももっていないことが強調された。この勧告は民間団体地方支部の事業のやり方を混乱させるおそれがあり、その上現在のよい関係に悪い影響を与えるかもしれない、と指摘された。民間団体の地方支部は一般に支部自体の事業計画をもつており、その地方の必要に応じて優先順位を決定している。このような勧告は民間団体の地方支部を当惑させるであろうし、国内問題への外国団体の干渉とみなすものもあるであろう。民間団体の地方支部がイニシアティブをとつてセミナーの開催を政府に要求し、

セミナーや研究会の企画・運営に十分協力するという案が出された。他の代表は、地方段階や国内段階でのセミナーや研究会の開催は、多くの国では政府の援助と支持によつてのみ実現しうるものであり、国際民間団体が国内支部に対してこのような活動を勧奨することは困難であろうとのべた。

45. 上述の意見を考慮にいれて決議案に3回目の改正が行われた。

46. 改正決議案についてガーナ代表は、「社会活動(community activities)」という用語は特別の意味で使われる国があるとのべて次のように提案した。(a)決議案前段の前文第2節と経済社会理事会に採択を要請する決議の前文第1節中、「社会活動(community activities)」の代りに「公的活動(public services)」の語を用いる。(b)経済社会理事会に採択を勧告する決議の前文第3節中「社会の問題(community affairs)」の代りに「公共の問題(public affairs)」の語を用いる。以上の提案は決議案提案者に受諾された。

47. 口頭による修正を経た決議案は、ソ連代表の要求によつて、分割投票に付された。

48. 決議案テキストの主文第3節までは全会一致で採択された。

49. 主文第4節は11対2、棄権5で採択された。

50. 1965年3月8日の第424次会議において、決議案全体は修正通りで12対0、棄権4をもつて採択された。決議文は次のとおりである。

2 (XVIII) 婦人の政治・市民教育

婦人の地位委員会は、

婦人の政治的、市民的責任についての婦人の理解を高めるために、公的生活への婦人の参加に関する一連の地域セミナーが、1957年から1960年にかけて開催されたことを想起し、

婦人の政治・市民教育が公共活動への参加を通して促進されうる可能性、およびこの目的のために奉仕活動家としての指導者訓練を行なうにあつて民間婦人団体の援助を求めうる可能性について、これらのセミナーの討論が注意を喚起したことを想起し、

婦人の市民的、政治的権利をより有効に行使せしめるための訓練を目的として国内及び地方段階で行なう婦人の政治教育に関する研究会または訓練講習の方法を開発するために、新しい一連の地域セミナーを実施すべきであると信じ、

また、婦人の政治教育に関する新しい販売用パンフレット(E/CN.6/405/REV.1)はこの目的のために有用な手引きであると信じ、

経済社会理事会に対し次の決議の採択を勧告する。

(以下 第18章 決議案 参照)

第3章 婦人に対する差別撤廃宣言

51. 国連総会は1963年12月5日の決議、1921(XVIII)において、経済社会理事会が婦人の地位委員会に対し、できれば第20回総会の審議に間にあわせるように、婦人に対する差別撤廃宣言案を作成することを求めるよう要請した。総会はまた、加盟国政府、専門諸機関及び関係民間団体に対して、婦人の地位委員会の審議の参考とするため、宣言案にもりこむべき諸原則についての意見や提案を事務総長に送付するよう要請した。経済社会理事会は第36回再開会議においてこの決議を婦人の地位委員会に転達した。

52. 委員会は第415、416、417、435、436次会議において、宣言案に関する議題4を審議した。

53. 総会決議1921(XVIII)にしたがつて、30カ国の政府、4専門機関および15民間団体から寄せられた意見と提案を含む事務総長覚書(E/CN.6/426, Add.1, 2)が委員会に提出された。

54. 文書によるステートメントが、国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/150)、国際法律職婦人連盟(E/CN.6/NGO/152)、国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/148/Rev.1)および国際大学婦人協会(E/CN.6/NGO/154)の各団体から提出された。口頭によるステートメントが、国際婦人同盟、国際社会主義婦人協議会、国際法律職婦人連盟、国際婦人法律家協会、及び世界カトリック婦人団体連盟からそれぞれ述べられた。

一般討論

55. 総会決議1921(XVIII)の趣旨は全般的に委員会の賛同を得た。多くの代表が、婦人に対する差別はどのような形をとろうとも、すべて人としての婦人の尊厳をおかすものであり、国連憲章、世界人権宣言、その他多くの文書にもとるものであると強調した。幾人かの代表はまた、婦人に対する差別をすべての国と地域で完全に撤廃することこそ、社会の普遍的進歩の基礎的前提条件であると思うとのべた。

56. この宣言が国連に採択されたならば、男女の完全平等達成の速度を早めるのに大いに役立つであろうという点で大多数の代表の意見が一致した。

57. 1人の代表は、決議1921(XVIII)の趣旨には完全に賛成ではあるが、差別問題全体ととりくむことが急務であるとのべ、この問題を部分的にとりあげていくつもの国連宣言を作成することの効果について多少の疑問を表明した。これに関連して、他の代表は、すでに世界人権宣言が一切の根拠にもとづく差別を非としており、性別以外の根拠にもとづく差別の問題は委員

会の権限の外であると指摘した。

58. 他の1人の代表は、婦人に対する差別撤廃宣言の作成によつて委員会の実際の事業がさまたげられたり遅らせられたりしてはならないと思うとのべた。この意見はすでに事務総長覚書(E/CN. 6/426, Add. 1-2)中にいくつかの国の意見としてのべられているものであるが、委員会はこの意見を考慮にいれ、宣言案原案の作成のために起草委員会の設置を決定し、他の議題項目の審議が中断なく委員会全体で行われるよう配慮した。

59. 宣言によつて達成を図るべき直接的、長期的目標、その内容及び用語について意見の交換が行われた。討論の結果これら3つの問題は相互に関係が深いことがみられた。

60. 数人の代表が、この宣言を採択し広めることは必要な改善の実現を目指すすべての国の政府、関係団体及び個々の婦人の活動を大いに強化するであろうと強調した。数人の代表はこれに関連して、婦人の地位の特定の問題に関して国連や専門諸機関の条約がすでに数多くあるということのためにこの宣言案は決して余計なものになるわけではなく、却つて、これらの条約への批准、加入とその実施を促進せねばならないことに一般の注意を集めるためにも宣言の採択が必要なのである、とのべた。

61. ある代表はまた、別々の文書に含まれた既存の条約規定から国際法上の婦人の権利を包括的にとらえることはむづかしいと指摘し、婦人に対してすでに与えられた権利に基づいて啓蒙を促進するためにこれらの条約の基本的諸原則を単一の文書に表現することはのぞましいとのべた。

62. 多くの代表が指摘したとおり、既存の条約やすでに採択された諸勧告は、婦人に対する差別の存在するすべての分野を網羅するものではない。たとえば、婚姻の同意、婚姻最低年齢及び婚姻登録に関する条約及び同勧告案のほかは、既存の文書中家族法を取扱ったものはない。本宣言は、このような差別が明らかに存在するすべての分野における婦人に対する一切の差別を排除するものでなければならない、と強調された。

63. いく人かの代表から、宣言案は一切の差別を排除するものではあるが、男女の完全な同一待遇をのぞましい目標として宣言するものであつてはならないという意見がのべられた。これらの代表の見解によれば、男女の異なつた、しかし同等に重要な社会的役割を考慮にいれることが大切である。たとえば家族法において、完全な同一待遇が婦人に対しては差別的となる場合がある。

64. 数人の代表が、宣言案の内容は世界的に受け入れられるようなものでなければならないとの意見をのべた。宣言案にしたがつて、特定の国が社会・政治機構または宗教上の理由によつて受け入れ得ないような基準を設定することをさけねばならない、との意見が若干の代表からのべられた。

65. 宣言案があまり細部に亘りすぎると、広く世に訴える力が弱まるから、そのようなものとするべきではないというのが一般の考え方であつた。

66. 一部の代表は、宣言案は一般原則の記述にとどめ、これらの原則を実施すべき国家の義務を規定せず、個人としての婦人の権利を強調すべきであるとの意見を主張した。この代表達の意見は、国家に対する法的義務づけの規定は国際条約に含めるべきであつて、宣言文にいれるべきではないというのであつた。これらの代表はまた、男女の地位の平等の原則を実施することは、政府のみならず——時には主として——民間団体、グループ、および個々の市民の任務である、という意見であつた。

67. 他の数人の代表は、実施に関する詳細な規定を宣言案に含めることは妥当でないという点は賛成したが、実施措置の必要をその中で強調することは重要であると考えた。これらの代表のうちのある者の意見では、国家は男女の地位の平等の原則を実現する最高の責任者であり、したがつて宣言案は国家の基本的義務を明確に表現すべきであるというのであつた。

68. 幾人かの代表は、簡潔な宣言文が望ましいとの意見で、その方がどの国の一般の婦人にも直接的に訴える力をもつてであろうとのべ、専門用語や不当に複雑な言語を用いないよう十分注意すべきである、といつた。他の代表は、明確な基準を掲げ、かつ将来の施策の大綱を組織的に表現したものであるものとしての宣言案の価値を強調し、大衆に訴えることに重点をおくあまり必要な言葉の正確さを犠牲にしてはならないと考えた。

ポーランド提出の宣言案と同案をめぐる討論

69. ポーランドから以下の宣言案(E/CN. 6/L. 396)が提出された。

前 文

「国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

「世界人権宣言が無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言にかかげるすべての権利と自由とを享有することができると宣言していることを考慮し、

「国連が、他の基本的目標の達成とともに、男女同権の原則の促進のための国際協力の達成を求めて、婦人の権利の承認を推進する目的のために婦人の地位委員会を創設したことを想起し、

「男女同権の促進のために国連及び専門諸機関が採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

「なかんずく国際的活動によつてもたらされた有望な発展にもかかわらず、婦人の法的地位は国の経済的社会的生活における婦人の役割の増大に見合っていないことに注目し、

「ある国々では婦人はいまだ政治的権利の行使を拒否されており、また多くの国では、自国

の憲法のうたう男女平等の原則の実行のための条件がまだ作り出されておらず、植民地主義と封建主義の残滓がいまなお婦人の完全解放の障害となっており、非自治地域においては婦人の植民地的搾取はとくに強く婦人は経済的社会的権利その他の基本的人権の行使を依然として拒否されるか甚だしく制限されていることに注目し、

・婦人に対する同権の拒否は、個人としての婦人の福祉と制度としての家族の福祉及び社会全体の福祉を危くし、全世界における社会の進歩達成への障害となるものと信じ、

・現代社会における婦人の役割がますます重要性を加えつつあることを認めるとともに、国の政治的、社会的、経済的、文化的生活への男子と平等の立場における婦人の参加こそ国家の発展にとって必要であることを認め、

・婦人に対する差別の除去は、国家と人類への奉仕における婦人の能力を十分に開発するために、また、男女間及び政治的、経済的、社会的発展段階の異なる国々に住む婦人の間に現に存在する懸隔を埋めるために、さらにまた国家間の平和と理解のために、欠くべからざるものであることを確信し、

・両性の平等の原則に、法律上実質上の承認を促進することを念願し、

・総会は

・厳しゆく本宣言を公布する。

1

・男女間の機会均等及び待遇の平等の破壊または限定を意図する一切の差別、排除、制限または優待を含むところの性別による差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳を冒すものである。それは国連憲章の諸原則を否定するものとして、且つ世界人権宣言の掲げる人権および基本的自由の侵犯として、非難されねばならない。

2

・いかなる国、組織、集団または個人も、人間の処遇における人権と基本的自由に関して性別によるいかなる差別も行なつてはならない。

3

・すべての国は、婦人に対して差別的な法律と規則を撤廃し、婦人の平等に対して法的保護を確立するために、効果的な措置を講じなければならない。

・すべての国は、すべての分野における男女の平等を守るために、また婦人が劣等であるという考え方にもとづく一切の慣行とすべての宣伝を廃止し、偏見を除くことを目標において、訓練教育、報道の分野におけるすべての適切な措置を講じなければならない。

4

・すべての国は、政治的権利の享有と行使における男女の地位を平等とすべく特別の努力を行なわねばならない。また、すべての選挙における選挙権、被選挙権および男子と同等の資格で公務につく権利を、婦人に保証しなければならない。

5

・個人的権利の分野における婦人に対するいかなる差別も許さるべきでない。国家は、とくにすべての種類の婦人売買及び売春の強要と搾取を禁止し、これらを法による処罰の対象とすることにより、法の前の平等の権利、法によつて平等の保護をうける権利、身体的自由と安全に対する男子と同一の権利を、婦人に対して保証しなければならない。また、完全な法的能力と、住所と居所を自由に選択する男子と同等の権利を婦人に与えねばならない。

6

・国籍に関し性別にもとづくいかなる法律上・事実上の差別もあつてはならない。

・国籍の取得または変更について婦人は男子と同一の権利をもつべきである。

・婚姻は妻の国籍に自動的な効果をもたらしてはならない。また婚姻中における夫の国籍変更も同様の効果をもたらしてはならない。

・婦人は婚姻することによつて無国籍となることがあつてはならない。

7

・すべての国は、経済的、社会的、文化的権利の分野における婦人の差別待遇を防止するため効果的な措置を講じなければならない。これらの分野における男女間の有効な平等を達成するために、国家は、

1. 婦人に対し男子と同等の労働の権利、雇用の自由な選択の権利、就職斡旋機関の援助と処置を平等にうける権利、同一価値の労働に対する同一報酬の権利及び職業における昇進の権利を保証しなければならない。

2. 婦人に対し、教育の分野における男子と同等の権利を与えねばならない。とくに、職業・技術教育を含めすべての種類のすべての段階の学校教育への協会の平等と、教育水準の平等および奨学金その他の学費補助金の恩恵をうける平等の可能性を保証せねばならない。

3. 婦人に対し、男子と同等の休息の権利、老令、疾病、失業または労働能力喪失のさいにおける物質的安定を保証しなければならない。

・家庭責任をもつ婦人の果たす二重の役割にかんがみ、婦人をして完全な経済的平等と労働権の完全享有を得しめるために、保育その他の社会施設を余々に与えねばならない。

・婦人は妊娠中および出産後において特別の注意と保護をうけ、母体と未来の子孫の健康を害

するおそれのある労働に就かされてはならない。

・有休出産休暇や元の雇用に戻る権利をも含め母性に与えられる特別の援助の故をもつて、また保護法規によつて婦人に与えられる特別の保護の故をもつて、婦人に対しいかなる差別も認められてはならない。

8

・すべての国は、家庭生活における婦人に対する差別を撤廃し、夫婦の法的平等の原則を実現するために、適切な措置を講じなければならない。

・とくに、婦人は、配偶者の自由な選択について、また自由で完全な同意による婚姻について、男子と同一の権利をもち、婚姻中および婚姻解消後さいして平等の権利をもたねばならない。

・児童婚および婚姻適令期に達しない少女の婚姻は禁止されねばならない。国家は婚姻最低年齢を定めるべく法的措置をとらねばならない。

・両親の権利と義務および子の後見に関して父母の間に差別をもうけてはならない。

9

・婦人は財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する、男子と同等の権利をもたなければならない。

・法定夫婦財産制により婦人の財産に課せられる、すべての制限および相続権の分野での婦人に対するすべての差別は撤廃されなければならない。

・この宣言の規定およびすでに国際諸機関によつて採択された諸種の宣言、条約および勧告の規定を念頭におき、すべての国家は、自国の政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての分野において真の男女平等を達成すべく一般的政策を企画、開発し実施しなければならない。

11

・すべての国連加盟国は、本宣言の掲げる諸原則の実現のために必要な措置をとることを要請される。

12

・市民・社会・政治活動を行なう婦人団体および運動は、次の目的をもつて広汎な啓蒙運動に着手するよう要請される。すなわち、この宣言の掲げる諸原則の広報のために、男女平等の思想を受入れしめるべく社会一般及び婦人自身を啓蒙するために、婦人が与えられた法的権利を完全に行使し、婦人に対する一切の差別とこのような差別を生ぜしめまた持続せしめる一切の慣行に反対するよう、婦人を激励するために、婦人団体はまた、婦人の権利促進の活動の中で、国連、専門諸機関および国連児童基金の援助と指導を利用するよう要請される。

70. ポーランド代表はこの提案の説明にあたって、これは各分野の婦人に対する差別の主なもの

を指摘し、この問題に因する既存のすべての条約、勧告及び決議の基本原則をとりいれた包括的なテキストの作成を意図したものであるとのべた。但し純然たる技術的な詳細に亘ることを避け、幾つかの条項では「一切の人種差別撤廃に関する国連宣言」(1963年11月20日の総会決議1904(XVII))の用語を考慮にいれた、とのべた。

71. この宣言案について簡単な討論があり、数人の代表が、提案者の行なつた貴重な準備作業に対して感謝の意を表した。幾人かの代表は、この案には大体において賛成であるとのべこれに多少の配置がえを施し、若干の条項を短縮すれば受入れることができると思うとのべた。他の代表はこの案は国家の義務を強調しすぎており、こういう形は宣言としては適当でないと思うとのべた。

72. 同案の用語に関して、若干の代表は、大衆に対して直接的で強力な効果をあらうにしては冗長で凝りすぎていると感じた。

起草委員会の設置

73. 1965年3月2日の委員会第415次会议において、メキシコ代表の示唆により、起草委員会の設置が決定し、同委員会がこれまでに提出されたすべての提案と意見を審議して単一のテキストを作成し、委員会に提出することとなつた。

74. また、起草委員会は、総会決議1921(XVII)の提案国となつた委員国の代表、すなわち、オーストリア、コロンビア、ギニア、イラン、メキシコ、フィリピン、ポーランド、および起草委員会の事業に参加の意志を表明した代表によつて構成されることが決定した。結局、起草委員会は次の諸国の代表によつて構成されることとなつた。オーストリア、カンボジア、ドミニカ共和国、フランス、ガーナ、ギニア、イラン、メキシコ、フィリピン、ポーランド、ソ連、米国(コロンビア代表は欠席)。マリア・ラヴアル・ウルピナ女史(メキシコ)が議長となつた。

75. 起草委員会にはポーランド提出の草案(E/CN.6/L.396)のほかガーナからウオーキング・ペーパーの形で提出されたテキストが出された(E/CN.6/L.430付函)。同委員会は一般討論中に表明された意見を審議した。また本件に関し民間団体から文書によるステートメントが提出された。委員会の作業を容易にするために、議長はポーランド案(E/CN.6/L.396)にもとづきこれに若干の修正意見を加えた二通のウオーキング・ペーパーを作成した。

76. 起草委員会は1965年3月4日、6日、7日、10日、11日、15日、16日に会合し、委員会第435次会议に報告(E/CN.6/L.340)を提出した。

起草委員会提出の宣言案及びこれをめぐる討論

77. 起草委員会が提出した報告書(E/CN.6/L.340)中の宣言案は次のとおりである。

・国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

・世界人権宣言が、無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言にかけるすべての権利と自由を享有することができることを宣言していることを考慮し、

・男女同権の促進のために国連及び専門諸機関が採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

・しかしながら、国連憲章、世界人権宣言、その他国連と専門諸機関の諸々の条約及び勧告にもかかわらず、また若干の分野における進歩にもかかわらず、婦人に対する差別が世界の多くの地域において、法律上はともかく、事実上かなりまだ残っており、そのことが国の政治的・社会的・経済的・文化的生活への男子と同等な婦人の参加をさまたげていることに関心をいただき、

・ある国々では婦人はいまだ政治的権利の行使を拒否されており、また多くの国では、自国の法律のかける男女平等の原則の実現のための条件がまだ作りだされていないことに注目し、

・婦人に対する差別は人間としての婦人の尊厳と制度としての家族の福祉と社会全体の福祉に反するものであり、国家と人類への奉仕における婦人の能力の完全な開発を妨げるものであることを考慮し、

・婦人に対する差別の撤廃は、婦人の潜在能力の完全な開発のために、また現代社会におけるその役割の増大の中で婦人の人格を完全に遂げしめるために、絶対必要であることを確信し、

・男女平等の原則に全世界における法律上事実上の承認を確保することが必要であることを考慮し、

・総会は、

・厳しうに本宣言を公布する。

第 1 条

・男女間の権利の平等の破壊もしくは制限を意図する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳を冒すものである。よつてこれは国連憲章の諸原則を否定するものとして、かつ世界人権宣言の掲げる人権と基本的自由の侵犯として、非難されねばならない。

第 2 条

・男女同権の原則は各加盟国の憲法に明記されねばならない。

第 3 条

・すべての国は婦人に対して差別的な現行の法律、規則および慣行を廃し、男女同権に対して

十分な法的措置を樹立するために効果的な措置をとらねばならない。

第 4 条

・国家、組織、集団および個人はまた、すべての分野における男女平等を擁護し、偏見を除き、婦人が劣等であるという考え方にもとづく慣行その他一切の行為を排除するために、訓練、教育、報道及び市民・政治活動の分野において、適切な措置を講じなければならない。

第 5 条

・個人的権利の分野において婦人に対するいかなる差別もあつてはならない。完全且つ平等な法的能力、自由と身体及安全及び法の前における男女の平等が法によつて保証されなければならない。

・刑事法においては犯罪および刑罰のいずれに関しても性別によるいかなる差別も許されず、また、あらゆる形による婦人の売買、売春の強要及び搾取は法によつて処罰の対象としなければならない。

第 6 条

政治的権利

・すべての国家は、男子と同一の政治的権利とともにこの権利の行使を、婦人に保証し、すべての選挙における選挙権被選挙権および何らの差別もなく男子と同等の資格で公職につきすべての公務を執行する権利を婦人に保証しなければならない。

第 7 条

教育に関する権利

・すべての国家は、教育の分野において男子と平等の権利を婦人に保証するために適切な措置を講じることによつて、次のことを完全に婦人に保証しなければならない。

・(a) 大学、職業・技術学校及びすべての段階の高等課程を含むすべての種類の学校で教育を受ける機会及びこれらの学校での勉学における条件の平等

・(b) 男女共学でない場合においては、男子に対すると同一の学科選択の権利、及び同一の試験及び同一の資格をもつ教師につく権利

・(c) 奨学金、その他の勉学補助金の恩恵を受ける可能性の平等

・(d) 文盲対策としての措置をも含め、青少年および成人の校外教育に対する機会の平等

第 8 条

経済的、社会的権利

・すべての国家は、経済的、社会的権利の分野において男子と平等の権利を婦人に保証するために、適切な措置をとらなければならない。

・この分野における効果的な平等を達成するために、

・(a)婦人は、職業訓練、労働、雇用の自由な選択、就職あつせん機関による平等な待遇と援助、同一労働同一賃金及び職業における昇進について、男子と同一の権利を保障されなければならない。

・(b)婦人は、男子と同一の休息の権利および老令、疾病、失業または労働能力喪失のさいにおける物質的安定の権利を保障されなければならない。

・(c)婦人は、雇用、雇用期間、昇進またはその他の雇用資格及び条件に関して、婚姻上の地位にもとづく差別をうけないことを保障されなければならない。

・家庭責任をもつ婦人の果たす二重の役割にかんがみ、このような婦人をして完全な経済的平等と労働権の完全享有を得しめるために、次のことに関して必要な措置がとられねばならない。

・(a)児童保育その他の社会施設を設けること。

・(b)有給出産休暇、元の雇用に復する権利、その他母体とその子孫の健康と幸福を守るための必要な援助も含め、産前産後における特別の注意と保護を婦人に与えること。

第 9 条

民事的権利とくに家族的権利

・すべての国家は、家庭生活における婦人に対する差別を除去し、法の前での夫婦の地位の平等の原則を適用するために、適切な措置をとらなければならない。

・婦人は、配偶者の自由な選択、自由かつ完全な同意による婚姻、および婚姻中と婚姻解消に際しての平等の権利について、男子と同一の権利をもたねばならない。〔親の権利、義務および子の後見に関し、父母の間に差別があつてはならない。〕

・児童婚および婚姻適令期以前の少女の婚姻は禁止されなければならない。婚姻最低年令を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるために、法的措置が行われなければならない。

・婦人は男子と同一の訴追の権利をもたねばならない。

・婦人は、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する、男子と同一の権利をもたねばならない。

・すべての国家は、法定夫婦財産制のもとにおける婦人の財産権への一切の制限を廃止しなければならない。

・婦人は、男子と同一の資格で住所と居所を選択する権利をもたねばならない。

第 10 条

国籍に関する権利

・国籍に関しては法律上も事実上も性にもとづく差別があつてはならない。婦人は国籍取得また

は変更について男子と同一の権利をもたなければならない。

・婚姻は妻の国籍に自動的な効果をもたらしてはならない。また婚姻中における夫の国籍変更もまた同様な効果をもたらしてはならない。

・いかなる場合においても婦人は婚姻の結果として無国籍となることがあつてはならない。

第 11 条

・すべての国家は、すべての分野における婦人の平等促進を目標において、婦人に対する差別撤廃に関する国連及び専門諸機関の国際文書を受諾もしくは批准しかつ完全に実行するための、適切な措置を講じなければならない。

第 12 条

・婦人は休息と余暇を享有する権利及び市民活動・政治活動、社会的、文化的活動の機会をもつ権利を有する。国家および商工業における研究機関は、婦人がこのような活動にむける自由時間をより多くもちうるよう援助するために、家庭生活における家事負担の軽減に必要な措置を講じるべきである。

(注) カッコ〔 〕は、この部分について小委員会が合意に達しなかつたことを示す。

7.8 委員会は第4.3.5、4.3.6次会議においてこのテキストを審議した。

7.9 起草委員会議長は、起草委員会報告と其中的の宣言案について説明し、委員会は極めて短い時間制限の中で、出されたすべての提案と意見を極めて慎重に審議したと強調した。討論中にみられた浸れた融和の精神にもかかわらず、若干の意見の相違が残された。主な意見の違いは、宣言案全体の内容と形式に関するもので、一方の代表たちは、宣言はその実行面の主な責任者である国家に対してよびかけるべきであると信じ、他方の代表たちはこの文書は、婦人が享有すべき基本的権利を掲げるにとどめるべきであると主張した。(上記6.6、6.7項参照)

8.0 起草委員会議長はまた、第5条第2項の刑法上の男女の平等を扱った箇所と、親の権利義務と子の後見に関する第9条第2項後段について、委員会は時間切れで合意に到達しえなかつたことに注意を喚起した。議長は、委員会がとくにこの2点を討議して、この箇所の条文を決定してほしいと希望した。

8.1 起草委員会の作成した宣言案の内容と用語について、若干の一般的論評が加えられた。

8.2 何人かの代表は、この宣言案の含む原則に完全に賛成であり、若干細部の修正を加えればこの草案を受入れる用意があるとのべた。

8.3 他の代表は、この宣言は世界人権宣言と同様、原則を宣言すべきもので、国家の義務を宣言すべきではない、と繰返し、起草委員会はしばしば後者の形式を用いたことは遺憾であつて、この形はむしろ条約の起草に適したものである、とのべた。この代表の1人は、各条項で個々の権利に

ついでに、この宣言に言及するのはよいと思うが、しかし、実施面については多くの民間団体や集団や個人の市民も重要な役割をもっているのであるから、こういうよびかけを国家に対してだけするのは誤りである、と付け加え、これに関連して、「一切の人種差別撤廃に関する国連宣言」では、国家に言及しているのは数カ条だけでそのほかに集団や個人にも言及していることに注意を喚起した。

8.4. これに答えて1人の代表は、国家は宣言の原則実施について、国際的に責任をもつものであるから、国家に言及することこそ現実的であると主張し、また、世界人権宣言と国連が現在作成中の個々の宣言とは区別しなければならない、これらの新しい宣言を採択する主な理由の一つは、基本的な文書の実行が不十分であるからで、いまやそれだけに実行の要請は重要である、とのべた。

8.5. 1人の代表は、起草委員会が包括的な興味ある草案を示したことはひとめるが、若干の条項はこの草案が要求する普遍性をもたないと思うとのべた。たとえば、前文第7節にある「現代社会における」という修飾語は、宣言の趣意を現在に限ってしまうがこれは誤りである。第2条では、男女同権の原則が各加盟国の憲法に明示されることを要求しているが、これは成文憲法をもたない諸国には適用されないことになるであろう。この代表はまた若干の矛盾に注意を喚起し、——たとえば時に「加盟国」といい、時に「国家」といつている点など——また、若干の条項は明瞭さと正確さを欠いている。たとえば、第7条(1)の「男女共学でない場合は (where education is not mixed)」の語は自分にははつきりしないし、第8条中のいくつかの用語、とくに「休息 (rest)」の権利についてのべているところがやや不明瞭である。とのべ、法律家や各方面の専門家の技術的な援助をえてこれらの条文を書き改めてほしいとのべた。

8.6. 多数の代表は、この宣言案の用語には改めうるものがあるとしても、起草委員会は極めて短時間内に渡れた作業をなしとげたことを強調し、指摘されたいくつかの欠陥は、委員会自体と経済社会理事会及び総会、すなわちこの宣言の起草に極めて適格な委員連によつて構成されたこれらの機関によつて除かれうるであろうとのべた。

8.7. 起草委員会議長の示唆によつて、委員会は、この草案の第5条第2項、第9条第3項についてやや綿密な討論を行なつた (上記第8.0項参照)。

8.8. 起草委員会の準備したテキストの第5条第2項は次のとおりである。

「刑事法においては、犯罪および刑罰のいずれに関しても性別によるいかなる差別も許されず、また、あらゆる形による婦人の売買、売春の強要及び搾取は法によつて処罰の対象としなければならない。

8.9. 刑法に関して、起草委員会で問題となつたのは最初の部分であつた。いく人かの代表は、刑法上の婦人に対する差別撤廃の必要について、すでに起草委員会で発表した意見をもう一度のべ、

ある国々の法律では、たとえば姦通などの同一行為が、婦人が犯した場合に犯罪となり、男子の場合は罪を問われない、そして婦人の犯罪者に対して苦刑などの特別の刑罰が課せられることもある、とのべた。

9.0. 他の幾人かの代表は、この意見には完全に賛成であるが、多くの国の法律では性犯罪について、婦人と未成年男子に対する特別の保護が講じられており、この第5条第2項はこのような保護を弱める結果にならないであろうかとのべた。この理由から、ガーナ代表は、第4.3.5次会議において、第5条第2項の最初の部分を次のように改めることを口頭で提案した。

「刑事法において、法の前での平等の原則は男女のすべての犯罪者に同様に適用されなければならない。すべての性関係事件における婦人の権利は守られなければならない。」

9.1. 幾人かの代表はこの提案に反対し、性犯罪の問題にふれることは望しくないであろうとのべた。この委員連の意見では、第5条第2項の重点は売春の強要と搾取にあつた。よつて、ポーランド代表は第5条第2項前半の削除を提案した (第4.3.5次会議)。ガーナ代表はその提案を受入れてもよいとのべた。しかし他の数人の代表はこれに反対して、上記8.9項に記した理由から、婦人に対する刑法上の差別の禁止は、宣言の中で適当な方法によつてのべねばならないと強く主張した。

9.2. メキシコ代表は、他の数名の委員を代表して、以下の文案を口頭で提案した (第4.3.5次会議)。

「刑事法において、婦人を不利に差別するすべての規定は廃止されなければならない。」

9.3. ガーナ代表もこの提案に反対なく、この提案は委員会の一般的賛成をえた。

9.4. 第5条第2項についての討論中に、ハンガリー代表から、追加条項の提案があつた。これは婦人に対する特別の保護の問題全般に関する1条を、第1.3条としていれるという提案であつた。 (下記1.0.2—1.0.5項参照)

9.5. 起草委員会提出の草案第9条第2項は次のようになつていた。

「婦人は配偶者の自由な選択、自由かつ完全な同意による婚姻、および婚姻中と婚姻解消にさいしての平等の権利について、男子と同一の権利をもたねばならない。親の権利義務および子の後見に関し、父母の間に差別があつてはならない。」

9.6. 起草委員会で問題となつたのは、親の権利義務に関する後段の部分であつた。

9.7. 数人の代表は、父母の「義務」の平等に関する部分は、婦人に極めて不利となるような解釈をされるおそれがあるとのべた。このいわゆる平等の名のもとに、子をつれて離婚した母は、元の夫からの扶養を拒否され、結局家庭外の職を求めざるを得なくなり、こうなると子供たちは母親の世話をする十分なけられなくなるおそれがある (第6章「私法上の婦人の地位」2.0.0—2.0.1項参照)。これらの代表は、父は子の扶養の主な責任をもたねばならないと強調した。これ

らの意見を汲んで、オーストリア代表は、次の趣旨の語句を宣言草案に含めることを提案した（第435会議）。

「妻の働きは、家族の扶養に対する、夫のそれに等しい寄与として、評価されねばならない。」
また同代表はいま一つの代案として、第9条第2項後半部分を「父母は平等の権利と同等の義務（equal rights and equivalent duties）をもたねばならない」の語におきかえることを提案した。

98. 上記の問題は重大な問題であつて、宣言案にはそうした何らかの文句をいれるべきであると一般に考えられた。しかし一部の代表たちは、オーストリアの提案、とくに第一の提案は、社会の経済生活への母親の積極的な参加を阻害させ、これが間接に婦人の人間開発をさまたげるおそれがあるという理由で、この提案に反対した。これら代表の意見では、婦人の労働の権利は——オーストリア提案の語句がこれを否定するものでないことは明らかではあるが——とくに後進国においては婦人解放の基本的要素である、というのであつた。

99. 米国代表は、オーストリア提案の趣旨に賛成し、親の義務に言及することをさけるように第9条第2項の文句を次のように改めることを口頭で提案した（第435次会議）。

「母は子の養育、しつけ、教育、その他後見一般について、父と平等の発言権をもたねばならない。」

100. ドミニカ共和国代表の示唆により、米国代表は上記提案を口頭で修正し（第435次会議）「平等の発言権」を「平等の権利」と改め、提案文は次のようになった。

「父母は子の養育、しつけ、教育その他後見一般について、平等の権利をもたねばならない。」

101. この文案に対し反対意見はなかつた。

102. 数人の代表は、婦人はその身体的特性や基本的な社会機能から、種々の面で特別の保護を受ける権利があり、この必要を無視することは事実上婦人に対する差別になる、と指摘した。よつてハンガリー代表は、次の新しい1条の追加を口頭で提案した。（第435次会議）

第 13 条

「本宣言の規定は婦人に有利な種々の現行規定に逆行的な影響を及ぼしてはならない。」

103. 米国代表の提案により、この案文は口頭によつて修正され（第435次会議）、「種々の現行規定」は「現行および今後の規定」となり、「有利な」は「保護のための」と改められた。これはハンガリー代表の受諾するところとなり、口頭修正をへたハンガリー提案は次のとおりとなつた。

「本宣言の規定は、婦人の保護のための現行及び今後の規定に逆行的な影響を及ぼしてはならない。」

104. ハンガリー代表は自分の提案は広い意味を含むもので、とくに、性犯罪に対する婦人の保護を保障すること（上記90項参照）、及び子の扶養をうる母親の権利を保障することを意図するものである（上記97項参照）、とのべた。

105. 働く婦人の保護に関する規定は、起草委員会の採択した第8条にすでに含まれていることが指摘され、特別の保護措置をこのように強調することは、とくに雇用の分野における婦人に対する間接的差別を促すことにならないであろうかとの危惧が表明された。しかし大部分の代表はハンガリー案に反対を唱えなかつた。

106. 委員会第18次会議において宣言案をどう扱うかという問題について意見の交換があつた。

107. 一部の代表は、総会決議1921（XVII）の中に、第20回総会（1965年）でこの宣言案の審議を行いたい旨の期許が表明されている以上、委員会は総会のこの希望に必ずそわねばならないと感じた。この宣言案の多くの規定は現行の諸文書の表現に忠実にしたがっていることでもあり、起草委員会の優秀な作業のおかげで、委員会は今会期中に宣言案を採択することが可能である。すでに指摘されたように、若干の言葉の不一致や不完全さは、経済社会理事会と総会第3委員会に改められうる、との意見がのべられた。

108. しかし大多数の代表は、宣言案は慎重に審議する必要がある、そのためには時間が短かすぎたと考えた。この宣言は婦人のための最も重要な文書であるから、これに対する措置を延期したいという代表たちの希望はもつともであり、この草案は、これに最も直接的な関係をもつ機関である婦人の地位委員会が、これこそ全力を尽した草案であるという確信をもてるようなものでなければならぬ、との発言があつた。起草委員会は、与えられた時間が不十分であつたために、草案の作成に全力を尽しえなかつたことが強調された。起草委員会の提出した宣言文はウオーキング・ペーパーとして受理し、会期後代表全員がこれを慎重に検討することにしてはどうかとの示唆があつた。草案についての意見と勧告を各委員から事務総長に送付せしめ、事務総長はこれを取りまとめて全委員に配付するという案が出された。委員達が種々な意見や勧告を検討した上であれば、だれにも満足のいく宣言案がもつと作りやすくなるであろう。総会決議1921（XVII）の意図は、決議の採択と第3委員会による宣言案の審議との間に少くとも2年の期間をおこうとしたものである。その上、決議1921（XVII）は「もしできれば」第20回総会に宣言案を転達するようにと要請しているにすぎない。

109. 1人の代表から次のような示唆があつた。すなわち、できれば出された種々の提案や意見を、小委員会の作成した宣言案にとりいれて、テキストを整理し、これを各政府に配布して意見を求めるよう事務総長に要請し、委員会は次期会議において、整理された草案と各国からの意見にもつて、宣言について第2回の審議を試みる、というものである。数人の代表は、このような手

領は不当に煩わしく、さらに遅延をまねくおそれがあるといつて反対した。

110. 1965年3月17日の第436次会議において、フィンランド代表から口頭による提案があつた。のちガーナの示唆によつて改正されたが、これは委員会の決定を次のように提案するものであつた。

1. 議題4についての討議を次期会議まで延期する。

2. 現在の形のまゝの宣言案と、起草委員会に提出された本件関係のワーキング・ペーパーと、委員会の議事録とを、委員会委員に送付して各委員の意見を求めるよう事務総長に要請する。

3. 次期会議前に全委員に以上の意見を配布するよう、事務総長に要請する。

111. 経済社会理事会機能委員会手続規則の規則45にしたがつて、議長はこの提案に賛成と反対の立場で各1人づつ演説させ、提案を投票に付した。フィンランド代表の提案は、修正どおり、

11対3、案指5で採択された。

第4章 婦人の進歩のための国連援助

112. 委員会は第418-422次会議において議題5を審議した。婦人の進歩に対する国連援助に関する事務総長予備報告(E/CN.6/435.とAdd.1-5)が提出された。

113. 諮問的地位をもつ次の民間団体から文書によるステートメントが提出された。——国際婦人同盟(E/CN.6/NGO/144)、国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/150)、国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.6/NGO/153)、国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/148/Rev.1)、汎太平洋東南アジア婦人協会(E/CN.6/NGO/145)。

114. 委員会はまた、討論の間に、ILO、ユネスコ、WHO各代表からステートメントを聴取した。

115. 討論の過程で、諮問的地位をもつ下記民間団体のオブザーバーから口頭による意見発表があつた。——国際自由労連、国際婦人同盟、国際ユダヤ婦人協議会連合会、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、世界カトリック婦人団体聯盟、国際社会民主主義婦人協議会、聖ジョン国際連盟、国際ゾンタ・クラブ。

116. 事務総長報告中、総会決議1777(XVII)と1963年の委員会第17回会議採択の決議10(XVII)に注意が喚起された。以上の決議の中で総会は、事務総長が加盟諸国、専門諸機関、ユニセフ及び関係民間団体と協力して、とくに婦人の進歩のための統一的長期国連計画の着手及び実施を目的とした新しい資源の供給と開発の可能性について研究するよう要請しており委員会第17回会議は、この研究の第一歩は婦人の進歩のための既存の資源の検討と評価であると考え、事務総長に対し、民間団体のものをも含めてこのような資源についての概要を提供するよう、要請している。

117. 総会と婦人の地位委員会の要請に応えるべく、事務総長は政府、専門諸機関、ユニセフ及び民間団体にいくつかの質問を送つた。受理された回答は、原文のままか要約の形で委員会に提出された文書にまとめてある。

118. 事務総長は報告書の中で、“婦人の進歩”という言葉はここでは広義に解し、すべての段階における公的生活への婦人の参加増大という観点から興味あると思われる情報をとりいれた旨をのべている。

119. 国連機構におけるすべての技術援助計画の主要目的は全人口の経済的社会的水準の向上であり、この一般的な枠の中で現在行なわれている多くの計画が婦人の進歩にすでにある程度寄与している、と報告書は指摘している。人権問題としての婦人の地位の問題に直結する事業として現在

行なわれている唯一のものは、人権分野における助言事業であり、これは技術援助計画とは別途の発展したものである。社会開発への婦人の参加促進の必要は、決議1162(XII)の中で総会により、また社会委員会委員により、かつ、社会開発事業にともなう発生する広汎な諸問題に関し事務総長の顧問として1963年に任命された社会開発専門家特別グループによつて、みとめられている。事務総長は、総会決議1777(XVII)に社会委員会の注意を喚起して、社会福祉助言事業計画による援助の要請を評価するにあつては、常にこの決議を念頭においているとのべている。事務総長報告は、最近における拠出方式(「信託資金」)による技術援助の拡大に注意を喚起している。報告書中、技術援助の要請方法についてのべた個所では、人権助言事業計画に該当する要請は別として、婦人の進歩のための技術援助の要請は、国の行なう国内開発計画全体の中でこの事業に与えられる優先順位が大いに重要視されるということに注意を喚起している。

120. 一般討論の中で数人の代表は、婦人の進歩のための事業の成功には社会全体の支持が必要であり、婦人の利益のための企画は、それが社会全体を対象とした広汎な開発構想の一部をなすときに、もつとも効果をあげたと思うとのべた。

121. 社会開発計画と婦人の進歩との関係について一部の代表が関心を示した。このことについてもつと資料があれば委員会の事業に役立つであろうと考えられた。

122. 婦人の進歩のための長期計画の目標は婦人だけを進歩させるのではなく、婦人が社会において男子と平等の地位を得、すべての活動に参加し、男子と平等の機会と責任をもつよう、婦人を援助することでなければならないとの意見がのべられた。

123. 多くの代表が、公的生活への完全参加のために婦人を訓練することが必要であり重要であることを強調した。成人教育事業は文盲撲滅のためだけでなく、婦人をして国の社会的文化的生活に建設的な役割を果たさしめることを目標とすべきであると考えられた。十分な教育の機会が婦人に与えられるのであれば、婦人に有利な法律が作られてもその恩恵を十分にうけることができないとの発言があつた。

124. 数人の代表は、とくに農村地域において指導者となりうる能力を具えた婦人に対して社会・市民教育を与え、一般教育、保健教育、家政及び経済的・文化的生活への参加について他の婦人たちを援助しようようにすることが重要であると強調した。十分な国際的援助を与えるためには、国連、ユネスコおよび他の専門諸機関が長期的統一計画の中で協力することが必要であると考えられた。

125. 若干の代表はまた、家庭責任をもつ働く婦人に対して、とくに保健と保育について、いつそうの保護を加えることが必要であると強調した。家庭外で働く幼児をもつ母のために保育所や幼稚園の形で援助することが必要であると考えられた。

126. 若干の代表は、自国で行なつた成功している事業の実例をあげた。これらは、一般教育、社会開発及び一般行政の分野の事業の実例で、国連や専門機関の援助を受けたものであつた。

127. 婦人の進歩のための政策や事業の開発に責任をもつ特別の機関を、各国政府の一部署として設けるべきであるとの意見が出された。この機関は様々の形をとつてよく、また婦人だけでなく男子も入れてよい。形の如何にかかわらずこれは継続的な機関でなければならない。

128. 1人の代表は、婦人は村委員会や住宅委員会のような機関で働きたがつているが、このような仕事をさせるには、家事労働の重荷から婦人を解放する必要があると思うとのべ、政府はこの目的のために技術援助を要請してもよいのではないかと思うとのべた。

129. 派遣国において最近都市部へ移動した婦人の状態について、1人の代表がとくに関心を示し、これらの婦人の福祉のために十分な教育の便宜が必要であるとのべた。

130. 若干の代表は、国連が諮問的地位をもつ民間団体と協力して、家族計画に関する広報活動を行なつてほしいとのべ、この事業は経済的・社会的発展に貢献し、婦人の健康を守り、子供の福祉を保護し、結婚生活の幸福に資し、婦人の公的生活参加の増大を可能にするものである、とのべた。

131. 諮問的地位をもつ民間団体の重要な役割——これは委員会に提出された文書からも明らかであるが——は、多くの代表に歓迎された。民間団体のとくに重要な役割は、“民衆”の中から指導層を築き上げることと、モデル的企画の実施であり、後者については政府機関がこれをひきつづくことによつて、団体は婦人の進歩のための活動をさらに一歩進めることができる、との発言があつた。民間団体のもつ融通性は事業の企画・実施面での独創性を促すものであると考えられた。

132. 多数の代表が、国連と専門諸機関の技術援助等の事業及び諮問的地位をもつ民間団体の事業に関する情報を含む事務総長報告(E/CN.6/435/Add.5)は、これを販売出版物として印刷し広く配布すれば役に立つであろうと示唆した。このようなパンフレットの出版によつて、国連と専門諸機関の技術援助計画の提供する機会をもつと世に知らせることができ、ひいては婦人の進歩のための援助の要請が政府からもつと出されるようになるであろうと考えられた。

133. 政府自体が技術協力計画及び事業の中で婦人の進歩にもつと重要性をおくのでなければ、婦人の進歩のための国連援助によつて大きな進歩をうることはできないであろうとの意見がのべられた。利用しうる資源が如何に大きくとも、その資源の割当てを行なうものが婦人の問題に十分な考慮を払うことが肝要である。技術援助計画を利用する政府は婦人に機会を与えるような事業を優先すること、また、経済開発を担当する人々は、新しく与えられた機会にはじめから婦人が参加すれば進歩がいつそう早いことを忘れがらであるから、現在実施中の事業に婦人を入れること、委員会はこの2点を勧告すべきであるとの示唆があつた。

決議案の審議

134. 決議案(E/CN.6/L.398)がイランから提出された。これは経済社会理事会に対し次のことを要請するものである。すなわち、低開発国の発展のために有能な婦人幹部養成のセンターを設けることの利益について加盟諸国の注意を喚起すること、種々の国連援助計画を準備するにあたって、婦人の進歩に役立つ有能な幹部の養成という方向で、申請国に対する援助の問題を考慮すること、及びこの種の援助を与えることの可能性について考慮するよう、専門諸機関に勧告すること、の3点である。

135. フィリピン代表は以下の決議案前文第4節に言及した。

“有能な婦人幹部の養成が、低開発国の進歩のために、とくに少女と成人婦人の教育、保健教育、家庭経済、家庭管理及び経済的・文化的な生活への参加に関して、重要であることに注目し。”

フィリピン代表は、自国では“幹部(cadres)”の語は軍隊の意味を含むことを説明し、“有能な婦人幹部養成(training of competent women cadres)”の語を“有能な婦人指導者部隊もしくは幹部の養成(training a competent corps of women leaders or cadres)”と改めることを提案した。

136. フランス代表は同じ節の後半を次のように修正することを提案した。“とくに、各種段階の学校教育、職業および手工芸訓練について、またなにかんずく保健教育、家政、および経済・文化・政治生活への参加を含む少女と成人婦人の教育に関して”。ガーナ代表は、末尾の句を、“経済・文化・政治生活への参加”と修正することを提案した。

137. 修正案はすべて決議案提案者に受諾された。1965年3月6日の第420次会議において、決議案テキストは修正通りで(E/CN.6/L.398/Rev.1)全会一致採択された。決議文は次の通りである。

3(XVII I) 有能な婦人指導者部隊または幹部養成のためのセンター設置

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩のための統一的長期計画に関する総会決議1777(XVII I) 経済社会理事会決議961F(XXXVI) および婦人の地位委員会決議10(XVII I)を考慮し、

また、国の社会的、経済的発展への婦人の参加に関する総会決議1920(XVII I)を考慮し、

婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長予備報告(E/CN.6/435/Add.1-

5)を審議し、

有能な婦人指導者部隊もしくは幹部の養成が、改進黨の進歩のために、とくに、各種段階の学校教育、職業訓練および手工芸訓練について、またなにかんずく保健教育、家政、および経済・文化・政治生活への参加を含む少女と成人婦人の教育に関して重要であることに注目し、

これらの婦人幹部の負う任務の複雑さおよびその訓練のために与えられるべき援助の多様性を考慮にいれ、

経済社会理事会に次のことを要請する。

(a) このような幹部を養成するためにセンターを設けることの利益について、加盟諸国の注意を喚起すること。

(b) 各種の国連援助事業を準備するにあたって、婦人の進歩に役立つ有能な幹部の養成という方向で、申請国に対する援助の問題を考慮すること。

(c) この種の援助を与えることの可能性について考慮するよう、専門機関に勧告すること。

(第18章 決議案III参照)

138. 婦人の地位国内委員会相互間の地域段階での協力に関する決議案がドミニカ共和国、ギニア、ハンガリー、イラン、メキシコ、アラブ連合の6カ国から提出された(E/CN.6/L.400)。これは後に提案国によつて修正され、次のとおりとなった。

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

後進国における婦人の進歩のための国連援助に関する決議961F(XXXVI)を考慮し、

同決議主文中に、婦人の地位国内委員会任命の価値について国連加盟諸国の注意を喚起した勧告があることを考慮し、

この種の婦人の地位国内委員会が相互に、地域段階で協力し、地域会議やセミナーを開催し、その会議の報告を婦人の地位委員会に送付して参考に供するよう、勧告する。

139. つづいて行なわれた討論の中で、若干の代表は、婦人の地位国内委員会が任命されていない国々では、既存の婦人全国協議会とか同様な団体が婦人の進歩に貴重な貢献をしていることを指摘し、これらの団体にその事業の継続を勧奨することは、理事会決議961F(XXXVI)の示唆する国内委員会の任命を政府に勧奨することと同様に大切であるとのべた。他の代表は、婦人の地位国内委員会と婦人全国協議会とは大きな違いがあるとの意見を述べ、多くの国では全国協議会は婦人だけで構成されているが、国内委員会は構成メンバーに婦人のほかに男子も入っていることが多い、また、国内委員会は一般に政府団体であるが、全国協議会は民間団体をはじめ、婦人間

題を取扱う全国団体の連合体であろう、と指摘した。

140. これらの意見をとり入れるために、決議案提案者は若干の討論ののち、主文を次のように修正することを提案した。

“この種の婦人の地位国内委員会が相互に、あるいはこれと同様趣旨の既存の国内機関との間で、地域段階で協力し、地域会議やセミナーを開催し、その会議の報告を婦人の地位委員会に送付して参考に供するよう、勧告する。”

141. 1965年3月7日の第421次会議において、委員会は、改正と修正を経た決議案(E/CN.6/L.400)を全会一致採択した。決議文は次のとおりである。

4(XVIII) 婦人の地位国内委員会または
これに類する既存の国内組織
相互間の地域段階での協力

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

(以下、第18章 決議案IV参照)

142. 婦人の進歩のために加盟国が利用しうる資源についての事務総長報告(E/CN.6/435/Add.5)の出版に関する次のような決議案(E/CN.6/L.401)がフランスとフィリピンから提出された。すなわち、委員会は、

“1. この有用な資料をさらに広く普及せしめるために、文書E/CN.6/435/Add.5を、販売用出版物として印刷すべく手配するよう、事務総長に要請する。

“2. すべての国連加盟諸国およびすべての民間団体がこの出版物を利用し、計画や政策を立てるにあたってこれを念頭におき、各自国の婦人の進歩のために、国連の援助による諸計画と政府や民間団体の事業との間により調整のとれた統一的な計画を作成することに努めるよう要請する。

143. 前文第1節の末尾に“低開発国の”の語を追加し、前文第3節と主文第2節の“加盟国”の前の“すべての”の語を削除するというポーランド代表の示唆をいれて、決議案提案者は口頭で決議文の改正を行なった。

144. 主文第1節の文書記号のあとに“必要な改訂を加えて”の語を追加するというフィンランド代表の修正案も、決議案提案者に受諾された。

145. 第421次会議において、事務総長代理は決議案の財政措置に注意を喚起し、文書(E/CN.6/435/Add.5)を英、仏、スペイン語で印刷するに要する経費概算を読みあげた。

146. 一部の代表は、財政措置の理由で決議案に反対し、この文書をパンフレットとして印刷し

たとしても配布部数は知れているし、それに加盟国と民間団体はすでに謄写版の形でこの文書を受けとつているとのべた。他の代表は、印刷費の相当部分が売上収入によって回収しうると考え、またこの印刷物は政府と民間団体のみならず大学や政治学関係の研究所にとつても関心の深いものであるとのべた。

147. 1965年3月7日の第421次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.401)を、修正通り、14対3、棄権2をもつて採択した。決議文は次の通りである。

5(XVIII) 婦人の進歩のために加盟国が利
用しうる資源に関する事務総長
報告(E/CN.6/435/
Add.5)の出版

婦人の地位委員会は、

婦人の地位委員会決議10(XVII)によつて、後進国の婦人の進歩のために加盟諸国が利用しうる資源(resources)についての概略説明を委員会に提供するよう、事務総長に要請したことを想起し、

上記決議にしたがつて事務総長の作成した報告書(E/CN.6/435/Add.5)を満足をもつて注目し、

この報告書に含まれた貴重な情報が、加盟諸国と民間団体が婦人の進歩促進のための事業を行なうにさいしての手引きとして極めて重要なものであろうことを考慮し、

1. この有用な資料をさらに広く普及せしめるために、この文書E/CN.6/435/Add.5を、必要な改訂を加えて、販売用出版物として印刷すべく手配するよう、事務総長に要請する。

2. 国連加盟諸国およびすべての民間団体がこの出版物を利用し、計画や政策を立てるにあつてこれを念頭におき、各自国の婦人の進歩のために、国連の援助による諸計画と政府や民間団体の事業との間により調整のとれた統一的な計画を作成することに努めるよう要請する。

148. 技術援助その他の計画によつて婦人の進歩のために利用しうる資源の使用に関する決議案が米国から提出された(E/CN.6/L.403)。米国代表は同案の提出にあたり、決議案の前半、すなわち委員会に向けられた部分は、社会開発への婦人の参加に関する報告の作成を事務総長に要請するもので、すでに行なわれた事業に関する情報をもつと必要と思うからであると説明した。決議案の後半、すなわち経済社会理事会の採択を勧告する部分は、技術援助計画により多くの婦人を用いるよう、政府、国連、専門機関および民間団体の関心を促すことを意図したものである。主文第1節は政府への勧告であり、第2節は事務総長への要請である。第3節は提出方式(“信託

「金」協定)による技術援助の可能性について、加盟諸国その他関係機関の注意を喚起し、第4節は民間団体の協力を要請するものである。米国代表は、国連機構の中で行なわれる各種の技術協力計画は極めて重要であるが、婦人はまだこの種の計画から十分な利益をえていないと強調した。

149. 1965年3月7日の第422次会議において、委員会は米国決議案(E/CN.6/L.403)を13対0、棄権3で採択した。決議文は次のとおりである。

6(XVIII) 技術援助その他の計画に
より婦人の進歩のために
利用しうる資源の使用

婦人の地位委員会は、

事務総長作成の報告書を婦人の進歩のために極めて重要なものとして推奨し、

技術援助その他の計画によつてえられる資源(resources)をもつと利用すべきであると信じ、

婦人の進歩を刺激する上に地域開発のもつ重要性に注目し、

とくに国内での調整の必要を認め、

1. 地域開発における婦人の参加状況ならびに婦人の貢献の範囲と内容を拡大する可能性についての報告と、またできれば、婦人の能力と特別の才能が生かされた事業の事例についてのべた、国連月報その他の定期刊行物に発表しようとする論文を、委員会次期会議のために事務総長が作成するよう要請する。

2. 経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

(以下、第18章 決議案V参照)

150. オーストリア、フィンランド、アラブ連合、米国の5カ国共同提案によつて家族計画に関する決議案が提出され(E/CN.6/L.402)、討論の過程で2回の改正が行なわれた。

151. 第1回改正案(E/CN.6/L.402/Rev.1)は次のようになつていた。すなわち、委員会は

“4. 諮問的地位にある民間団体が、それぞれの事業計画、目的、政策にあわせて、結婚した婦人に親としての義務を果たしめる一助として、家族計画の分野におけるますます増大する知識を利用するよう勧奨する。

“5. 事務総長が、婦人の地位委員会のできれば第17回会議に、婦人の地位に及ぼす家族計画の影響と、家族計画と婦人の進歩の関係についての報告を提供するよう要請する。

152. 委員会第421次会議において共同提案国は口頭で上記テキストをさらに修正し、主文第

4節中“利用する”の語を“利用する可能性を研究する”とかえ、5節中“家族計画”の語を人口膨張”と改めた。

153. 数人の代表から、家族計画の問題が果して婦人の地位委員会の権限内の問題であろうかとの疑問がのべられた。若干の代表は、決議案のこの表現では、国は人口を制限すべきであるとの意味にとれると思うとのべ、それはすべての国の政策と合致しないと指摘した。他の代表は家族計画の問題は夫婦間の私的な問題であると主張した。

154. 若干の代表は、委員会は教育にもつと重点をおき、大家族をもつことが婦人の地位に及ぼす利益と不利益の両方についての情報を考慮すべきであるとの意見をのべた。また、宗教上の見解が家族計画の重要な要因となつていていることが指摘された。この点については、多くの国で急速な人口増加が重大問題となつていているため、宗教団体もこの問題をますます重要視するにいたつている、との発言があつた。

155. これらの意見を考慮にいれて決議案が再度改正された(E/CN.6/L.402/Rev.2)。提案者たちは、この決議案は家族計画問題のうち婦人の地位との関係で共通の関心事となつていている面だけをとり扱うものであることを強調し、家族計画が婦人の地位に及ぼす影響は、第1に個々の婦人の人生設計、教育と職業生活の設計に及ぼす影響と、第2に人口過剰の国々における婦人に対する教育の便宜と雇用の機会の欠除の2つの面があるとのべた。

156. ベルー代表から、改正決議案前文第5節の“家族計画に関するすべての適切な情報”の語を“すべての適切な教育的情報”とするという提案があり、この修正は受諾された。

157. 1965年3月8日の第424次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.402/Rev.2)を修正通り、14対0、棄権4をもつて採択した。決議文は次のとおりである。

7(XVIII) 家 族 計 画

婦人の地位委員会は、

事務総長の一連の報告書(E/CN.6/435とAdd.1-5)中に、婦人の進歩のための長期計画の重要な一環として家族計画が望ましいことについての、多くの加盟国の意見が含まれていることを考慮し、

また、経済社会理事会決議1048(XXXVII)が、事務総長および関係専門機関に対して、人口の分野における活動を強化拡大する方法について研究するよう、勧告していることを考慮し、

家族計画の実行は、夫婦が子供に対して適切な保護と養育を行なうためにどのような便宜が得られるかということと母親の健康保護の観点から、夫婦双方が自由に責任をとるべきものであること

を考慮し、

家族計画の欠除は、家族の福祉を阻害し、母親自身の進歩と、社会の発展と国家の進歩に対する母親の貢献を妨げるであろうことを認め、

結婚した男女は、家族計画に関するすべての適切な教育的情報をうる機会を与えらるべきであると考え、

1. 1963年12月アジア極東経済委員会がアジア人口会議を開催した創意を満足をもって注目する。

2. 1964年3月テヘランにおけるアジア極東経済委員会第12回会議によつて採択された人口増加及び経済的社会的発展に関する決議が、国連及び専門諸機関が人口に関する統計、研究、実験および活動計画の開発のために政府からの申請に応じて与えうる技術援助について、その範囲の拡大を要請していることを高く評価する。

3. 1956年8月ベルグラードにおいて開催予定の世界人口会議を期待をもって注目し、すべての公共団体および民間団体がこの会議の与える討論および情報交換の機会を利用するよう勧奨する。

4. 諮問的地位にある民間団体が、それぞれの事業計画、目的、政策にあわせて、結婚した男女に親としての責任を果さしめる一助として、ますます増大するこの分野の知識の恩恵をうけさせる可能性について研究するよう示唆する。

5. 事務総長が、婦人の地位委員会のできれば第19回会議に、過剰人口に悩む諸国において家族計画の欠除が婦人の地位に及ぼす影響および家族計画と婦人の進歩の関係についての報告書を提供するよう要請する。

第5章 人権分野における助言的事業

158. 委員会は第424次会議から第426次会議にかけて議題6を審議した。人権分野の助言的事業に関する2通の報告書が事務総長から提出された(E/CN.6/418、E/CN.6/436)。そのほか、1963年12月コロンビアのボゴタで開催された私法上の婦人の地位に関する1963年度セミナー報告書(ST/TAO/HR/18)、1964年5月アフガニスタンのカブールで開催された低開発国における人権に関する1964年度セミナー報告書(ST/TAO/HR/21)および、1964年8月トーゴのロメで開催された家族法上の婦人の地位に関する1964年度セミナー報告書(ST/TAO/HR/22)が提出された。

159. 諮問的地位をもつ次の民間団体から、文書によるステートメントが提出された。——国際婦人同盟(E/CN.6/NGO/143)、国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/150)、国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/148/R6V.1)。討論の間に、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、国際人権同盟、世界YWCAの各オブザーバーから意見発表があつた。

160. 助言的事業計画に関する最新の事務総長報告書によれば、1964年7月30日の経済社会理事会決議1017(XXXVII)にしたがつて、次の2回のセミナーが1965年中に実施される。すなわち、多数民族社会の諸問題に関するセミナーが1965年6月ユーゴスラヴィアのベルグラードで、婦人の公的生活参加に関するセミナーが1965年8月モンゴルのウランバートルで。経済社会理事会は決議1017(XXXVII)の中で、1965年中にユーゴスラヴィアとモンゴルでセミナーを開催する必要を考慮にいれ、フエロシヨブ計画は助言的事業の予算の範囲内で調整すべきことを、例外的措置として勧告している。この2回のセミナーに要する経費の仮見積額は15万ドルであるから、1965年度のフエロシヨブ計画には3万ドルしか残らない。事務総長は、1965年度のセミナーに多額の経費を要したために生じた今年の例外的事態は1966年度のフエロシヨブ計画に影響を及ぼすものではなく、1966年度のフエロシヨブ計画には1964年度と同額の8万ドルが割当てられることになるとのべている。

161. 委員会はまた、1966年度のセミナーの計画について知らされた。すなわち、低開発国における人権に関するセミナーをセネガルでアフリカ諸国、アフリカ経済委員会加盟国からの参加者のために開催、人権促進の手段としての地方行政参加に関するセミナーをハンガリーでヨーロッパ諸国の参加者のために開催、婦人の地位関係のセミナーの開催(特定主題、開催国及び招請範囲は未定)となつている。また事務総長は、世界人権宣言の掲げる経済的社会的権利の実現に関するセミナーを1967年中にヨーロッパ諸国からの参加者のために開催するについて、ポーランド政

府からの招請を受諾した旨を報告している。

162 1964年度中に約100人のフェロシップ応募があり、1964年12月現在で45人にフェロシップが授与され、44カ国(地域を含む)からの候補者に与えられたフェロシップの総計は100件となった。この計画がはじまつてから16人の婦人がフェロシップを受けた。1964年度にフェロシップを受けた婦人は6人、指名国は5カ国であつた。事務総長はさらに、政府がこれまでに指名した婦人候補者の数は多いとはいえないと指摘している。

163 助言的事業計画に関する討論の中で、1964年のロメでの家族法における婦人の地位に関するセミナーをもつて、この主題に関するセミナーは世界各地で行なわれたことになるとの指摘があり、委員たちはこれらのセミナーの大きな価値と意義に同意した。人権分野の助言的事業は政府が婦人の地位向上のために法制上の措置および経済的社会的措置をとることを促すとともに、婦人自身がその視野を広め公的生活への参加をより盛んにする契機となるものである、との意見がのべられた。1人の代表は、事務総長が家族法上の婦人の地位に関するセミナーのために準備した包括的な資料は極めて貴重なものであり、自分の国では時代おくれとなつた法律を改正するさいにこれを利用したとのべた。また、ボゴタで行なわれた家族法上の婦人の地位に関する1963年度セミナー報告書(ST/TAO/HR/18)にみられる結論と勧告は、多くのラテンアメリカ諸国にとって貴重なものであり、またこのセミナーの報告は、ブカレスト(ST/TAO/HR/11)、東京(ST/TAO/HR/14)、ロメ(ST/TAO/HR/22)で開かれた同じテーマの他のセミナーの報告とともに、全世界における家族法上の婦人の地位の全貌を伝えるものとして有用であつた、との発言があつた。

164 1963年のボゴタのセミナーと1964年のロメでのセミナーは、婦人に対する家族法上の差別に関する情報に重点をおき、それに焦点を合わせている。これらのセミナーは差別的待遇が個人の生活の中で何を意味するかを理解させ、このような待遇に対してどうべく建設的活動を行なう決意を強めさせた。たとえ国の法律によつて男子と同様に婦人にも政治的権利が与えられていても、法制上のあらゆる面の平等がなければ、政治的権利の平等は全面的な効果を發揮しえないし、婦人は社会の福祉に十分な貢献をなしえないということが、セミナーを重ねるごとに明らかになつてきたと感じられた。多くの国が、いまや時代おくれとなつた慣習のために婦人の進歩のためのエネルギーと創意と可能性を失っているが、どのセミナーもこのような慣習の顕著な実例を明らかにした。

165 セミナーの大きな限界は多くの婦人にその恩恵が及ばないという点であると示唆され、民間団体はセミナーの事業についての広報につとめてはいるが、自分たちの権利や差別の意味を知らない婦人がまだ何百万という事実で遺憾の意が表明された。

委員会はその事業についての理解と婦人の権利意識を高める努力をつづけなければならないと感じられた。

166 フィリピン代表は、自国政府が1966年の婦人の地位に関するセミナーの開催国となることを希望している旨を、事務総長代理に伝えた。多数の委員がこの招請を歓迎し、事務総長がこれを受入れることを適当とみとめるよう希望した。

167 多くの委員が人権フェロシップを婦人に与えることの重要性を強調した。若干の代表は、財政上の理由によつて1965年のフェロシップが結ばれられなくなつたことと、国々の政府がフェロシップ候補者としてまだ十分な数の婦人を指名していないという事実に関心を示し、またある代表たちは、これまでにフェロシップを受けた100人のうち婦人は16人にすぎないということは遺憾であるとのべた。事務総長が政府に対してフェロシップ候補者の指名を依頼するとき、婦人候補者をもつと多く出すことの意義に注意を喚起してはどうかとの示唆があつた。

168 1人の代表は、自国政府は人権に関する地域的訓練講習の実験的实施及び婦人に人権に関する訓練を与える施設として社会センター等の設立と開発にとても関心をもちつてゐるとのべ、また、刑法施行上の人権の促進に関する1965年度の訓練講習を日本で行なうという案が実現することを希望した。

169 若干の代表はまた、専門家の援助は社会生活への婦人の参加を可能にする最もよい手段の一つであると思うとのべた。利用しうる助言的事業に関する情報、とくに助言的事業計画によつて人権分野の専門家を利用しうる可能性についての十分な情報が有用であることが強調された。

170 ある代表たちは1964年カブールで開かれた低開発国における人権に関するセミナー報告書中に、婦人の進歩のための国連基金をユニセフのような形で設立するという示唆があることを興味をもつて注目した(ST/TAO/HR/21 126節)。

決議案の審議

171 人権分野の助言的事業に関する決議案(E/CN.6/L.412)がフランスから提出された。その後これは提案国が口頭で改正を行ない、次のとおりとなつた。

婦人の地位委員会は、

人権分野における助言的事業に関するすぐれた事務総長報告(E/CN.6/436)を審議し、

3つの報告書——家族法上の婦人の地位に関するセミナー(ボゴタ、1963年12月3日—11日)の報告ST/TAO/HR/18、後進国における人権に関するセミナー(カブール、1964年5月12日—25日)の報告ST/TAO/HR/21、家族法上の婦人の地位に関する

るセミナー（ロメ、1964年8月18日-31日）の報告ST/TAO/HR/22——の価値を考慮し、

セミナーは、婦人の地位向上のために諸国政府が立法上、司法上の措置及び社会的措置をとることを促す一助となるものであることを確信し、

さらに、人権の分野におけるフェローシップの事業もまた婦人の地位向上に役立つことを考慮し、

1. 1965年度中に次の2回のセミナー開催の計画が発表されたことを歓迎する、

(a) ユーゴスラヴィアのベルグラードで1965年6月、世界の諸国からの参加者のために開かれる、多数民族社会に関するセミナー

(b) モンゴルのウランバートルで1965年8月、アジア極東経済委員会の地理的域内に含まれる諸国諸地域よりの参加者のために開かれる、公的生活における婦人の参加に関するセミナー

2. また、1966年ハンガリーにおいて人権促進の手段としての地方行政参加に関するセミナーの開催が決定したことは、公的生活参加に熱意をもつ婦人たちがとくに関心を寄せるセミナーの開催として、興味深く歓迎する。

3. セミナーの主な文書と勧告が民間団体にさらに広く配布され、民間団体がこれらの勧告をそれぞれの活動に役立たしめるよう、希望を表明する。

4. 1966年度のフェローシップ事業計画によつて、1965年度より多くのフェローシップの授与が認められるよう、そしてその候補者の中により多くの婦人を含める可能性に諸国政府の注意を喚起するよう、勧告する。

172. ドミニカ共和国代表から、1966年度に開催予定の婦人の地位確保及び低開発国における人権に関するセミナーのことも決議案にいれるべきであるとの示唆があつた。フランス代表はこれを受入れ、決議案主文第2節を改正した。

173. ソ連代表は、他の議題では事務総長報告の価値評価をのべたことはないのであるから、前文第1節1行目の“すぐれた”は削除すべきであるとのべた。フランス代表はこの示唆を容れた。

174. 1965年3月9日の第426次会議において委員会は決議案を改正通りで全会一致採択した。決議文は次のとおりである。

8 (XVIII) 人権の分野における助言 的事业

婦人の地位委員会は、

人権の分野における助言的事业に関する事務総長報告(E/CN.6/436)を審議し、

3つの報告書——家族法上の婦人の地位に関するセミナー（ボゴタ、1963年12月3日—

16日）の報告ST/TAO/HR/18、後進国における人権に関するセミナー（カブール、1964年5月12日-25日）の報告ST/TAO/HR/21、家族法上の婦人の地位に関するセミナー（ロメ、1964年8月18日-31日）の報告ST/TAO/HR/22——の価値を考慮し、

セミナーは、婦人の地位向上のために諸国政府が立法上、司法上の措置及び社会的措置をとることを促す一助となるものであることを確信し、

さらに、人権の分野におけるフェローシップの事業もまた婦人の地位向上に役立つことを考慮し、

1. 1965年度中に次の2回のセミナー開催の計画が発表されたことを歓迎する。

(a) ユーゴスラヴィアのベルグラードで1965年6月、世界の諸国からの参加者のために開かれる、多数民族社会に関するセミナー

(b) モンゴルのウランバートルで1965年8月、アジア極東経済委員会の地理的域内に含まれる諸国諸地域よりの参加者のために開かれる、公的生活における婦人の参加に関するセミナー

2. また1966年中に次のセミナーが開催予定であることを興味深く歓迎する。

(a) ハンガリーで開催予定の人権促進の手段としての地方行政への参加に関するセミナー

（このセミナーには、公的生活参加に熱意をもつ婦人たちが特別の関心を寄せるであろう。）

(b) セネガルで開催予定の後進国における人権に関するセミナー

(c) 婦人の地位に関する問題をテーマとするセミナー

3. セミナーの主な文書と勧告が民間団体にさらに広く配布され、民間団体がこれらの勧告をそれぞれの活動に役立たしめるよう、希望を表明する。

4. 1966年度のフェローシップ事業計画によつて、1965年度より多くのフェローシップの授与が認められるよう、そしてその候補者の中により多くの婦人を含める可能性に諸国政府の注意を喚起するよう、勧告する。

第6章 私法上の婦人の地位

175. 委員会は第425次、426次、427次会議において議題7を審議した。

176. 委員会仮議題では議題7は次の3項目に分れていた。——(a)婚姻解消、婚姻取消、および裁判別居の法的条件と効果、(b)子の後見を含む親の権利と義務、(c)家族法及び財産権における婦人の地位に関する法制と慣行。

177. 子の後見を含む親の権利と義務(b項)に関する事務総長報告の作成が第18回会議に間に合わなかったため、委員会はこの項目の審議を第19回会議に延期を決定し、(第413次会議)、したがって(c項の「家族法及び財産権における婦人の地位に関する法制と慣行」が(c項)となった。

178. (b項の審議資料として、婚姻解消、婚姻取消及び裁判別居の法的条件と効果に関する事務総長報告(E/CN.6/415/Corr.1/Add.1)が提出された。これは委員会決議14(XV)にしたがって作成されたものである。

179. (c項の審議資料として、家族法および財産権における婦人の地位に関する法制と慣行についての事務総長追加報告(E/CN.6/425)が提出された。これは経済社会理事会決議587 DI(XX)にしたがって作成されたものである。

180. また、1963年12月コロンビアのボゴタで、1964年8月トーゴのロメでそれぞれ開催された私法上の婦人の地位に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/18とST/TAO/HR/22)および1964年5月アフガニスタンのカブールで開催された低開発国における人権に関するセミナー報告書(ST/TAO/HR/21)が提出された。

181. 文書によるステートメントが国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/150) 国際大学婦人協会(E/CN.6/NGO/154)、国際法律職婦人連盟(E/CN.6/NGO/144/Rev.1)および世界カトリック婦人団体連盟(E/CN.6/NGO/151)からそれぞれ提出された。口頭によるステートメントが、国際法律職婦人連盟、国際婦人法律家協会、国際社会事業、汎太平洋東南アジア婦人協会、婦人国際平和自由連盟、世界カトリック婦人団体連盟の各オブザーバーから述べられた。

182. 事務総長代理は、提出された報告書を紹介するにあたって、次のことを想起せしめた。すなわち、決議14(XV)を採択したさい委員会が強調したように、この研究における委員会の意図は、離婚、婚姻取消、裁判別居の是非を論じることではなく、これらの制度の法的条件と効果に関して当事者双方の権利義務を研究することであつた。決議14(XV)の邦語による報告書の目的は、世界人権宣言第16条の、成年男女は「婚姻に関し、婚姻中及び婚姻解消にさいし、

平等の権利を有する」という規定が国内法でどの程度考慮にいられているかを委員会に判定せしめることであった。委員会決議にしたがつて、全国連加盟国および専門機関加盟国に質問書が送られた。委員会に提出された報告書(E/CN.6/415, Corr.1, Add.1)は質問書に対する42カ国からの回答にのみよつたものである。

183. 婚姻解消、婚姻取消及び裁判別居の法的条件と効果に関する最初の報告書(E/CN.6/415)は第17回会議に提出されたが、今会議まで審議を延期したものである。最初の報告書の印刷以後に各国から受けとつた回答にもとづく資料は文書E/CN.6/415/Add.1として配布された。

184. 事務総長報告(E/CN.6/415, Corr.1, Add.1)の第1章は離婚による婚姻解消を取扱っている。ここには死亡による婚姻解消は含まれていない。この問題は第16回会議で審議した相続法に関する報告書(E/CN.6/391, Add.1, Add.1/Corr.1)である程度取上げられているからである。第2章と第3章はそれぞれ婚姻取消と裁判別居を取扱い、第4章は離婚または取消後の再婚に関する情報を含んでいる。

185. (b)項の家族法及び財産権における婦人の地位に関する法制と慣行については、経済社会理事会在1955年8月3日の決議587D I(X X)によつて、事務総長に対し、この関係の情報を年次報告中に更新するよう要請したことが想起された。この決議にしたがつて、家族法上の婦人の地位に関する一連の報告書が委員会第6回から第10回までの各会議および第13、第14回会議に提出され(E/CN.6/185, Add.1-17)、別にまた、婦人の伝統権に関する一連の報告書が第7回から第10回までの各会議と第14回会議に提出された(E/CN.6/208, Add.1-5)。これらの報告書は1950年に作成された婦人の法的地位及び待遇に関する質問書の第2部と第3部に対する政府からの回答にもとづいたものであった。1962年の第16回会議において委員会は、家族法と財産権における婦人の地位に関する情報は別々の報告書として毎年提出するのではなく、隔年に両方を一つの報告書にまとめて提出するよう決定した。したがつて今回提出された追加報告(E/CN.6/425)は、家族法における婦人の地位と財産権の両方を取扱っており、その内容は1959年以後質問書に回答を寄せた2カ国の情報のみである。

186. 委員会は(a)項と(b)項をまとめて審議した。

187. 事務総長にまた情報を送っていない諸国を含む数カ国の代表が自国の状況と、議題7に関して婦人の地位向上のために行なわれた進歩についてのべた。討論は婚姻解消、婚姻取消及び裁判別居の法的条件と効果の問題に集中した。しかし、家族法上の婦人の地位に関する他の問題や財産権の問題も若干のべられた。

188. 数人の代表が、一般に家族法は男女の完全平等というわれわれの目標に向つて発展する速

度が他の分野よりおそいとのべた。

事務総長報告(E/CN.6/415, Corr.1, Add.1, E/CN.6/425)は、若干の注目すべき進歩にもかかわらずまだ多くのなすべきことが残されていることを示している。数人の代表の意見によれば、相対的にみて進歩がこのようにおそいということは、世界の多くの地域で家族法は多くの場合婦人に不利となつている慣習や宗教上の規則によつて、いまでは大きく支配されてはいないまでも影響をうけている、という事実があるていど原因となつている。若干の代表は、一般大衆にとつて改革の企ては彼らが過度に尊重する伝統への攻撃と受けとられることがあり、これは本当ではないとしても、このために改革の導入が困難になつているとのべた。ある部類の人々はこのような伝統を重視して、これを自分たちの都合のよいように解釈——というよりは曲解しようとする。そしてあまりにも多くの婦人が必要な改革をもたらすのに必要な知識も勇気も持たないのである。これに関連して、婦人の間に教育を普及する必要、とくに夫婦の権利義務について十分婦人に教える必要があることが多くの代表によつて強調された。

189. 討論の間に多くの代表が、改革への努力や実行上の困難を物語る多くの情報をのべた。情報のあるものは、婚姻解消、婚姻取消、裁判別居の問題を離れて、婚姻法のいろいろの面に関するものであった。数カ国では、男女の婚姻最低年令を最近法律によつて慣習上の年令以上に引上げ、正式の婚姻登録が法的要件となつた。委員会はまた、若干の地域では伝統的な結婚離縁の制度が多くの弊害を生み、また貧乏な若者たちの結婚を妨げていたのであるが、少くとも一つの地域においてこの制度が廃止されたことを知つた。

1国では一夫多妻婚が法律で禁止され犯罪となつた。他の1国では、一夫多妻婚廃止の改革運動は、非進歩的グループがこのような企ては伝統を破壊するものであると一部民衆を説得することに一時的に成功したため下火となつたが、男子が1人以上の妻をもつ場合の条件——たとえば第1夫人の同意とすべての妻の完全な支持等——が法律によつて定められたので、一夫多妻婚は着実に減つてきている。

190. 財産権については、ある国では、未婚婦人や離婚した婦人は両親から相続することができず妻には相続権がないことになつていた法律の改正の努力がなされていることが注目された。ある国々でまだ行われている宗教法によれば、妻の死亡による婚姻解消にさいして、妻の全財産は夫の親族のものとなることになつていいるが、1国ではこのような法律が廃止された。

191. 議題7(b)項に関して、多くの代表が、世界人権宣言第16条第3項に家庭は「社会の自然かつ基礎的な集団単位である」と適切にものべられており、この家庭の安定を保障する必要が何よりも重要であると強調した。家庭を強化し婚姻結合の崩壊を防止するための諸方策に委員会の注意が喚起された。

192. 結婚にそなえての適切な教育を未成年男女に、また場合によっては成人男女にも与えるよう努力を惜しんではならないとの意見を多くの代表たちがのべた。この種の課程では応用心理学から育児、家庭経済に至る広範囲の科目が取上げられるであろう。

たとえばある国々では結婚教育は中等学校の教科に入っており、成人向きには特別のコースが設けられていることを委員会は知った。

1963年にボゴタで開催された家族法上の婦人の地位に関するセミナーは、とくに、結婚教育を強化すべきであるという結論を出し、男女が結婚の責任にそなえて、訓練をうける講習会やセンターを設けることは極めて重要であると考えた。

193. 若干の代表はまた結婚相談に関心を示した。これは結婚した男女に自分たちの問題を理解せしめ紛争を解決せしめるための援助を専門家の技術を用いて行なうというものである。ある国々では、結婚相談は総合大学や専門の学校で教えられ、立派な職業となつている。

若干の代表は、とくに離婚のケースには結婚相談サービスは広く利用されねばならないと思うとのべた。

194. 数人の代表は、離婚や別居をしようとする夫婦の婚姻結合を許せしめるための種々の方法に委員会の注意を喚起した。たとえば、ある国々の伝統的な制度では夫は妻を離婚することができるが、夫の決定は数カ月の期間が経過したのちにはじめて決定的となる。

またある国々の法律や司法部の決定においては、離婚訴訟の提起から裁判までに待期間をおいて、その間に当事者の和解をはかりうるようにしている例が多い。和解の努力は奨励すべきであるということは認められたが、和解手続の方法について多少意見の相違があつた。1人の代表は、第三者の行なう強制的な和解手続は個人の自由に対する不当な干渉とみなされ問題を生じるおそれがあるとのべた。他の代表たちは、離婚や別居をしようとしているとき、あるいは正式の請求が行なわれたときに、資格のある第三者が思いやりをもつて聴取りをすることが極めてよい効果をもたらすことを考えるならば、訴訟提起の前にこのような聴取りをすることを要件として定めることは正当と思うとのべた。和解のための便宜をもうけることを委員会が勧告するという線で見解の一致がみられた。

195. 家庭の安定保持の重要性がこのように強調された反面、婚姻解消や裁判別居の偶発性にそなえて法律を作る必要がどの国でも認められていることが注目された。数人の代表が指摘したとおり、離婚、取消、裁判別居の原因や手続は国によつてまちまちではあるが、少くともそのどれかができるように何らかの規定がどの国にもある。

196. 若干の代表は、離婚と別居の原因と手続の法律は結婚生活の解体を奨励するようなものでないことが重要であると考えた。他のある代表たちは、この意見には反対ではないが、国の法律

が寛大であるか制限的であるかということと離婚の頻度との間には必ずしも相関関係はないと思うとのべた。これら代表によれば、離婚の原因や手続が非常に似通つた国々においても離婚の頻度は極めてまちまちであることは統計の示すところであり、このような相違の原因としては、都市化の程度、結婚年齢、結婚前における学校教育の欠陥または不適正、家庭の安定保持のための措置に対する社会一般の考え方、婚後機能の運営のあり方、などが考えられる。家庭生活安定保持の方策を多様化し、その有効性を高めるために、この種の研究を強化することが必要であると考えられた。

197. 離婚、取消、別居の法定原因と手続がどのようなであろうとも、その状況の中で男女の権利の平等を確保するためにすべての可能な手段をとるべきことが強調された。これがこの分野における委員会の事業の第一の目的である。ある国々には完全な平等があるが、他の若干の国々では、法律上ではないまでも事実上の問題として、婦人はまだ男子より低い地位に、あるいは不利な立場におかれているということが、討論によつてたしかめられた。

198. ある国々では離婚と別居の法定原因が男女に同一となつているが、ある法制では特定の法定原因の定めがなく、裁判所が事件を十分にしらべた上でもはや家庭生活を救うべきないと確信したときにのみ離婚や別居の許可が与えられる。しかしこの場合も婦人は裁判所の前に男子と全く同等の地位をみとめられている。しかしある国々では、婦人の離婚、別居原因は、いまなお男子にみとめられたものとは異り範囲もせまい。たとえばある国々では、妻の姦通は常に離婚原因となるが、夫の姦通は、夫婦の住居で行われたときか悪質な行為を伴うときにのみ離婚の原因となる。さらに、宗教上または慣習上の規則が有力に支配する若干の法制のもとでは、妻は特定の原因を裁判所に申立てたときにのみ離婚を許されるが、夫は何ら原因を申し立てることなく、あるいは非常に広い範囲の原因によつて、妻を離婚することを許される。

199. ある代表たちは、後者に属する国々の進歩的な人々の間では一般に、離婚手続に関して、すべての、あるいは大部分の離婚、別居事件に裁判所の決定を必要とするようにすることが大きな改革になると考えられているとのべた。裁判所を過すということは何よりも、男子に都合のよい安易な離婚を防止するのに役立ち、また現行法適用上の平等をさらに保証し、妻の扶助料と子供の養育及び扶養の問題によりよい解決をもたらすことになるであろうと、これらの人々は考えている。しかし、これらの国々での他のグループの人々は、離婚請求の理由となる証拠は妻に対して永久的に毀滅的な効果をもたらすばかりでなく（このような社会では婦人にとって世評はとくに重大である）、また子供をはじめ家族全体にとつても同じ結果になる、との意見をのべており、さらにこうした証拠を法廷にもち出すことは離婚しようとする夫婦が結婚生活への復帰を考慮することをもつとむづかしくすると論じている。このような議論が現在ある国々で行なわれて

いる。

200. 離婚または別居をした婦人に対する扶助料の問題について、やや詳しい情報と意見がのべられた。この点については裁判所は種々の要素を考慮にいれる。その一つは裁判の結果による婦人の有責無責の問題で、いくつかの法制では有責の妻には扶助料は与えられない。このほか、ある国々の裁判所が重要視する要素は、婦人のもつ財産の大きさと労働によつて生活費を得る能力である。1人の代表は、自国の法律では扶助料の授与は妻の労働能力のほか — 婦人は特別の場合のほかは働くことを期待されている — 子供の有無、子供の年令、結婚継続年数、夫の経済力の程度、等の種々の要因によつて決定されるとのべた。

この代表によれば、このような法律は原則的には扶助料に対する婦人の権利をみとめるが、離婚した妻が家にいて育児に専念することを困難にする。他の1国では、離婚した妻が婚姻中家事のみに従事しており、家庭外の労働によつて生活を支えうるほど健康でないときに扶助料が支払われる。多くの子供をもつて離婚した婦人は多くの場合生活費を稼ぐことが困難であるから、このような婦人には特別の配慮を与えるべきであるということが一般にみとめられた。若干の代表は、離婚した母親の扶養に関するこれらの重要な問題の解決は、子供の保育施設が行きわたっている国では—そう容易であろうと指摘した。

201. 今なお諸国で行われている慣習や伝統に基づく法律によれば、子の監護は通常子の性や年令にしたがつて父または母に与えられる。

しかし、多くの代表が指摘したとおり、近代立法においては、裁判所が個々の事件について判定した子の最善の利益にしたがつてこの問題を決定するという傾向が目立っている。世界の諸地域では、子供の最善の利益というこの基本的な基準は、幼児は肉体的情緒的に母を必要とすることから、幼児は特定の年令に達するまでは必ず母の許に残さなければならないという規定の形をとっている。

202. ある国々では、妻の有責の問題や妻に対する扶助料及び子の監護に関する裁判所の決定にかかわらず、子の扶養について父は全面的あるいは基本的に責任がある。

203. 夫婦財産制の法律に密接に関係のある問題として、離婚または別居後の婦人の財産権の問題に言及があつた。1人の代表は、自国では、婚姻中家事にのみ専念し数人の子をもつ婦人は、労働に従事する夫と同じ割合で共同の収入に寄与したものと法律上認められ、婚姻解消のさいは婚姻中に取得した共同財産の半分を得る権利がある、とのべた。

204. 幾人かの代表は、私法上の問題についてすでに開かれたセミナーから得られた情報と事務総長の質問書に対する政府の回答にもとづいた包括的な家族法の研究報告が作成され、今後の情報入手にしたがつてこれが更新されることが望ましいとのべた。

決議案の審議

205. フィンランド、フランス、ガーナ、及びシエラレオネから決議案 (E/CN.4/L.413) が提出された。それは経済社会理事会の承認を求める決議案を含み、その主文は次の通りであつた。

「加盟国政府が、婚姻解消、婚姻取消および裁判別居に際しての男女間の権利の平等を確保するためにあらゆる可能な措置を講ずるよう、勧告する。

「この平等を確保するために次の諸原則を勧告する。

(1) 離婚または裁判別居の訴訟提起に先立つて和解のための適切な措置が講じられるべきこと。

(2) 離婚もしくは裁判別居は、権限ある司法当局によつてのみ許可され、また、法的に記録されるべきであること。

(3) 離婚、婚姻取消および裁判別居訴訟において夫婦は平等の権利を有し、同一の法定原因と法定抗弁が認められるべきこと。

(4) 双方の同意にもとづく離婚に際し、完全かつ自由な同意を与える各当事者の権利は、法により保護されなければならないこと。

(5) 子の監護に関する訴訟においては、子の利益を最優先的に考慮すべきこと。

(6) 男女は離婚、婚姻取消もしくは裁判別居後、同一の法的地位と能力を有すべきこと。

(7) 男女は死亡による婚姻解消後、同一の権利を有すべきこと。」

206. 多くの代表から口頭で出された修正や示談を考慮に入れ、共同提案国は上記主文第2節第(1)項と第(4)項を口頭で改正した。

第(1)項は改正によつて次の通りとなつた。

「和解のために利用しうる便宜を設けること。」

第(4)項については、「与える」と「完全な」の語の間に「もしくは撤回する」の語が入れられた。また(4)項末尾の「同意」の語のあとに「当事者双方の同意が離婚原因となる国々においては」が追加された。この修正は最初ハンガリーが口頭で提案しのち撤回した修正案を、さらに英国が再提案し、共同提案国が受け入れたものである。改正により第(4)項は次の通りとなつた。

「当事者双方の同意が離婚原因となる国々においては、双方の同意にもとづく離婚にさいし、完全かつ自由な同意を与えもしくは撤回する各当事者の権利は、法により保護されなければならないこと。」

207. 1965年3月10日の第427次会议において、口頭による改正を経た決議案 (E/CN.4/L.413) は16対0棄権3で採択された。

投票はガーナ代表の要求によつてロール・コールに付され、結果は次の通りであつた。

賛成……オーストリア、中国、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ガーナ、ハンガリー、メキシコ、ネパール、ペルー、フィリピン、ポーランド、シエラレオネ、ソ連、英国、米国

反対……なし

棄権……ギニア、イラン、アラブ連合

208. 決議文は次の通りである。

9 (XV III) 私法上の婦人の地位

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう、要請する。

(以下、第18章 決議案参照)

第7章 婦人の経済的権利及び機会

209. 委員会は第428次会議から430次会議にかけて議題7の審議を行なつた。ILO作成の3通りの報告書¹ — 婦人の雇用問題とくに関係あるILO活動報告(E/CN.6/424) — パートタイム雇用に関する国際的調査(E/CN.6/428)、少女と婦人の職業指導と職業訓練に関する報告(E/CN.6/429) — が提出された。

210. 諮問的地位にある次の民間団体から文書によるステートメントが提出された。 — 国際婦人同盟(E/CN.6/NGO/146)、国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/149)、国際大学婦人協会(E/CN.6/NGO/154, 156)、国際協会均等協会(E/CN.6/NGO/155)。討論の過程で、次の団体のオブザーバーから口頭による意見発表が行なわれた。 — 国際自由労連、国際婦人同盟、国際婦人協議会、婦人国際平和自由連盟、国際社会民主主義婦人協議会、聖ジョン国際連盟。

婦人の雇用問題に關係あるILOの活動

211. 婦人の雇用問題に特に關係あるILO活動に関する報告(E/CN.6/424)を紹介するにあつて、ILO代表は婦人労働者に特に關係ある2つの主な進展に特別の注意を喚起した。一つは1964年6月ILO総会が変動する世界における婦人労働者の問題に関して到達した結論に関するもので、ILO報告付録IIIに含まれており、家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告案テキスト(これは1965年6月第49回総会において審議予定)と次の4つの決議を内容とするものである。すなわち決議の1は、変動する世界における婦人労働者に関するもの、2は低開発国における婦人の社会的経済的進歩に関するもの、3はパートタイム雇用に関するもの、4は母性保護に関するILOの基準の適用と今後の総会におけるこの問題の審議に関するものである。

212. 第2の大きな進展として、ILO代表は、1964年12月アジスアベバで開催され、2つの技術的な議題項目の一つとしてアフリカ諸国における婦人の雇用と労働条件の問題を取上げた第2回ILOアフリカ地域会議の行なつた事業に注意を喚起した。同会議は2つの決議を採択したが、その1は、経済的社会的開発の中で婦人により大きな役割を果たさしめるため、婦人の実力を養う方法についてのものであり、その2はアフリカ婦人の経済的社会的地位向上のためのILOの活動に関するものである。また、1964年9月ジュネーブで開催された衣料産業に関する三者構成技術会議に注意が喚起された。この産業は多数の婦人労働者を擁しているため同会議の結論は興味あるものであつた。また1964年10月の産業労働者のための福祉施設に関する専門家会議も興味あるものであり、ここでは婦人に特に關係の深いいくつかの結論が出された。

213. 技術援助に関連して、アフリカ諸国の少女と婦人のためにILOが行なう職業訓練事業にスウェーデン政府から基金の贈与があつたことがのべられた。すでにケニアとシエラレオネの両国でそれぞれ事業がはじまっているとの報告があつた。上級技術職業訓練チューリン国際センターの開所の手配はすでに承認されており、国際労働研究所は経済開発における人間の問題についてのコースを継続している。ILO代表は婦人の失業に関する特別研究(E/CN.6/424 Annex II)に注意を喚起して、「潜在失業」が男子より婦人、とくに結婚婦人の間に多いことを強調した。また失業率は青年層に高いが、失業の危険度は男女青年の教育の欠除に比例し、ことに女子は多くの場合男子より教育程度が低いので失業率が高い。国際的比較分析を真に価値あるものとするためには、婦人の失業に関する国内の調査をもつと行なわなければならない。

214. 事務総長代理は、1963年の委員会勧告にもとづく経済社会理事会決議961B I (XXXV)において、「1964年の国際労働総会の「変動する世界における婦人労働者」

の議題審議の参考に供するため、婦人の経済的権利及び機会に関する婦人の地位委員会の意見と決定を、その決定の記録を付してILOに伝達するよう、事務総長に要請がなされたことに注意を喚起し、この要請にしたがつて1964年のILO総会に文書が配布されたと報告した。

215. 委員たちはILOの提出した包括的な報告書に謝意を表するとともに、婦人の雇用に関するILOの活動に対して満足を表示した。多くの代表が、自国において経済的社会的改革と法律の改正の結果婦人の雇用機会が改善され、婦人や少女達はこの新しい機会をますます多く利用するようになっており、その結果婦人雇用者の割合は高まる一方であるとのべた。急速な経済開発の時代である今日においては、経済的社会的進歩への婦人の参加はますます重要性を増しているが、新興国においては婦人の地位はかなり高まったとはいえ、国の経済開発が低位にあるため、婦人は必ずしもその能力を生かすことができない状態にあり、要するに婦人の雇用の増大は国の経済開発に依存するのであると指摘された。また、ある国々では、法律の与える平等の権利を真に行かせしめるためには、計画と方向づけが必要であるとの主張もなされた。

216. 婦人の経済的権利及び機会は社会生活並びに家庭生活における完全な平等を達成するために基本的に重要であるとの意見がなされた。労働の権利は婦人解放の唯一の主要要因ではないまでも主要要因の一つであるとの発言があり、婦人の雇用機会の拡大は経済的社会的開発に最大の重要性をもつものであることが強調された。これに関連して、雇用政策に関するILO条約(122号)と勧告(122号)に注意が喚起された。この条約及び勧告は、個々の労働者がそれぞれの適職に従事して技能を生かしうよう、これら労働者に雇用選択の自由と可能な限り十分な機会を与えるよう要求するものである。

217. ある代表たちは、労働の権利や同一労働同一賃金の権利等の問題は、家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO勧告案にもつと明確に示されることがのぞましいとのべた。

婦人の雇用に関する真の問題は幼児をもつ家庭におこるのである。したがってILOの努力目標は婦人雇用問題一般でなく家庭責任をもつ婦人の問題にシフトされるべきであり、育児の水準低下を来すことなく両親が家庭外で働いていられるということに主眼がおかれねばならない。今後すべてのILOの文書起草にあたっては、婦人労働を労働市場における特殊な地位において男女の地位の平等の確保をいつそう困難にするようなことのないよう特に注意してほしいとの希望がなされた。

218. ある代表たちは、世界の若干の地域では経済的権利と機会に関していまだ婦人に対する差別があることは遺憾であるとのべ、これが近い将来に除かれることを希望した。

また、産前産後における婦人使用に関する条約(第3号)、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約(第100号)、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第

111号)等のILO条約がまだすべての国によつて批准されていないことに遺憾の意が表明された。男女の失業率に関するILO報告に含まれた情報は僅か13国の状況しか取扱っていないので、他の国々の比較しうる資料がなくてはこの問題を十分討議することはできないとの意見がなされた。

219. 婦人の雇用に関する問題を取扱う国際会議や地域会議への派遣代表に婦人を任命する必要が強調された。このことに関連して、婦人は婦人労働問題を取扱う機関のメンバーになるべきであるとの原則を受け入れた国々の政府がその実行を怠ることのないようたえず監視する必要があるとの発言があつた。

220. ILO代表は、ILOは母性保護に関する条約等の主に婦人の雇用問題に関する条約の実施状況に関する情報を今後も委員会に知らせるようにするとのべ、母性保護に関する諸文書は、基準の適用状況を監督するために設けられたILOの機関が現在検討中であると報告した。いく人かの代表は変動する世界における婦人労働者の問題がまだILO総会の議題にあげられていることに注目し、この問題について次期会議にILOからさらに情報をうけとることを希望した。

決 議 案 の 審 議

221. 婦人の雇用問題に関係あるILO活動に関する決議案がフランス、イラン、メキシコ、フィリピンおよびポーランドから提出された(E/CN.6/L.417)。決議案は、家庭責任をもつ婦人労働者のためにILOが行なう事業とその主導性に祝意を表し、ILOがこの問題に関してILO総会の行なつた事業と成果について、婦人の地位委員会次期会議に報告しうよう、希望を表明するものである。

222. ギニア代表が次の決議案前文第2節に言及した。

「また、1964年6月の総会が諸国政府にさらに警誡せしめる基礎資料として採択したテキスト中に、家庭責任をもつ婦人労働者をして、雇用と昇進の機会を侵されることなく、家庭と職場における重い任務を果たしめるために必要な一連の社会的措置と施設等の便宜ならびに社会適応の必要が勧告されていることに注目し、」

同代表はこの部分を次のように修正することを提案した。「……家庭責任をもつ婦人労働者をして……家庭における重い任務と家庭外の仕事を並行して果たしめるために、有効な措置と施設等の諸便宜ならびに適切な社会適応を導入すべきことが勧告されていることに……」この修正は共同提案国の受諾するところとなつた。

223. 1965年3月14日の第430次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.417)を修正通り全会一致採択した。決議文は次のとおりである。

10(XV|||) 家庭責任をもつ婦人労働者

婦人の地位委員会は、

家庭責任をもつ婦人の雇用の問題が、第49回ILO総会(ジュネーブ、1965年6月)の議題におかれ、そこでこの項目に関する懸案の国際勧告案が再度討議される予定であることを満足をもって注目し、

また、1964年6月の総会が締結政府にさらに寄与せしめる基礎資料として採択したテキスト中に、家庭責任をもつ婦人労働者をして雇用と昇進の機会を侵されることなく、家庭における重い任務と家庭外の仕事を並行して果さしめるために、有効な措置と施設等の諸便宜ならびに適切な社会適応を導入すべきことが勧告されていることに注目し、

1. 家庭責任をもつ婦人労働者のためにILOが行なう事業とその主導性に注意を表す。
2. ILOが、この問題に関してILO総会の行なつた事業とその成果について、婦人の地位委員会次期会議に報告しうよう、希望を表明する。

婦人のパートタイム労働

224. ILO代表はILO作成のパートタイム雇用に関する国際的調査(E/CN.6/428)を紹介するにあたり、この報告書は婦人の地位委員会及びILO諸機関がこの問題に関心を示した結果として作成されたものであるとのべた。これはパートタイム雇用に関する研究としては今までにない包括的なものであり、50カ国の情報を含んでいる。調査の内容は、パートタイム雇用の普及状況、パートタイム雇用取極めの性格、パートタイム労働者の特徴、雇用条件、社会保障及びパートタイム雇用に対する態度である。種々な社会的経済的原因によつてパートタイム雇用は多くの国で増加しつつある。パートタイム雇用は、男女、高令者、学生、身体障害者の従事する雇用の形態であるが、パートタイム労働者の絶対多数は婦人、とくに家庭責任をもつとも重くかかる時期にある20才から50才までの婦人がしめている。パートタイム労働者を搾取から守り、フルタイム労働者を不当な競争から守るために、パートタイム雇用に関する取極めを男女の地位と待遇の平等の原則にもとづいて行うべきことが保証されねばならないことをこの調査は強調している。パートタイム労働は現実であり、これに関連する諸問題は現実と原則の上に立ち慎重な計画性をもつて解決に当ることが必要であると指摘された。ILO総会は1964年の会議

で採択した決議によつて、パートタイム労働が現実に存在しこれが特定の男女、とくに家庭責任をもつ婦人の必要を満たす一助となつていことをまとめるとともに、国際労働事務局が権限ある当局及び労使の団体と協力して、パートタイム雇用機会の数と性格及びパートタイム労働求職者の数と特徴についての調査に着手するよう要請したとの報告があり、国際労働事務局はもし委員会が希望するならばこの調査の結果を委員会に報告するであろう、とILO代表はのべた。

225. パートタイム雇用は既婚婦人の特殊な要求に合致し、母親をしてよりよく家庭責任を果さしめるとともに、関心を広くさせ、国家経済に貢献しつつ社会生活への参加を増大させることができる、と諸国の代表がのべた。パートタイム労働は家族に補助的収入をもたらす、同時に婦人労働者のエネルギーのはけ口ともなり、また家庭外でフルタイム労働に就くことが都合がある期間中の技能低下を防ぐにも役立つものであるが、一方、明らかにパートタイム労働は婦人とくに家庭責任をもつ婦人に最も関係の深い問題ではあつても、とくに婦人だけに関係のある問題とみなしてはならないと指摘された。パートタイム雇用の主な欠陥は、職場までの往復交通等の付随的出費は増やがないから給料は半分以下になることと、一般に社会保障給付、疾病手当、年金俸について不利となる点である。さらにまた、搾取の危険性やフルタイム労働者の地位を低下せしめる危険性もある。パートタイム労働者を雇用する使用者側の問題も現実の問題として考慮にいれなければならない。多くの代表が、パートタイム労働から生じ解決されねばならない特別の問題として、パートタイム労働者にも恩恵が及ぶように社会保障の適用範囲をとりきめる問題、疾病手当、年金俸の問題等に注意を喚起した。

226. 数人の代表が、各人はフルタイム雇用とパートタイム雇用のいずれかを選ぶ自由をもつべきであると強調した。雇用を希望する婦人や必要とする婦人のためのパートタイム労働の問題は地域的に研究すべきであつて、フルタイム雇用を可能にするような施設がない地域においては、幼児をもつ婦人にパートタイム雇用を与えることを考えるべきであるとの意見がのべられた。

決議案の審議

227. 米国から決議案(E/CN.6/L.419)が提出された。1965年3月14日の第430次会議において米国代表が口頭でこれに修正を加えたのち、決議案は修正通り、15対0、棄権3をもつて採択された。決議文は次のとおりである。

11(XV|||) パート・タイム労働

婦人の地位委員会は、

ILOの準備したパートタイム雇用に関する国際的調査(E/CN.6/428)に興味深く注目し、パートタイム雇用の機会は、家庭責任をもつ多数の婦人にとつても、またパートタイム労働を希望するその他の範疇の男女労働者にとつても、とくに重要であると感じ、

さらに、これらの問題を取扱ったILOの文書に規定する報酬、社会保障その他の待遇に関する無差別の原則が、パートタイム雇用についても尊重されるよう取りきめを設けることの必要性を感じ、

1965年6月の第48回ILO総会において、パートタイム労働をさらに研究するよう国際労働事務局に要請する決議が採択されたことに注目し、

ILOが遠からずこの研究に着手しうよう、そしてその研究の成果が婦人の地位委員会の近い将来の会議に報告されるよう、希望を表明する。

1. 少女と婦人の職業指導と職業訓練

228. ILO代表は少女と婦人の職業指導及び職業訓練に関するILO報告(E/CN.6/429)を紹介するに当り、この報告書は婦人の地位委員会と婦人労働者問題ILOコンサルタント会議からの要請に応じて作成されたものであるとのべ、これは総括的というよりはむしろ事例的な資料で、少女と婦人のための職業教育が開発されつつある各地域の国々の経験を取上げるべく特別の努力がなされたとのべた。

229. この報告書の基礎は変化と進歩を示すものである。婦人は働く能力を高め、より多くの経済分野でよりよい機会を得、かつ差別は縮小しており、国家の将来に婦人が貢献しうる可能性と婦人が必要とする職業教育についての現実的な考え方を身につけてきた。このような変化の徴候は少女のためにより多くのかつよりよい職業指導を行なう必要性に拍車をかけており、このことは急激な変化と技術の進歩にともない婦人雇用の型に急速な変化を生じつつある経済においてとくに著しい。

もし、すべての生活分野の少女と成人婦人に対して、急激な変動の中で経済的社会的分野における自己の可能性を現実的に把握せしめる努力がなされなければ、婦人の地位に一般的進歩はのぞめないおそれがある。優れた職業指導は、国家の要請と諸条件の中で、少女と婦人の職業領域の拡大に真の役割を果たすことができる。婦人のための機会の増大をふまえて現実に則した職業訓練が婦人に与えられなければならない。国際的活動の協力が極めて重要である。ユネスコ、FAO、ILO及び国際婦人諸団体は、各国の事情に応じて少女と婦人の職業指導、職業訓練の近代化を現実に則した方法で促進すべく多くのことを行っている。

230. 数人の代表が少女と婦人のために新しい職業、技術訓練センターを設置する必要を強調し

た。労働の権利と職業・技術訓練を受ける権利とは明らかに関連していると指摘された。職業・技術訓練は婦人の働く権利の基本的な前提要件であるから、婦人に教育の諸便宜と職業・技術訓練への機会を与え、ひいては国の経済生活への機会を与えるために、方策が講じられねばならないとのべられた。

231. 職業・技術訓練の重要性を強調するにあたって、不熟練労働には、個々人に労働の満足感がないことはもちろんであるが、そのほか地位が低いことや報酬や退職年金についての不利が伴うとのべられた。また義務教育がまだ行われていない国々の多くの婦人は基礎教育さえうけていないので、これらの国々での焦眉の急務は普通教育としての初等教育を行なうことである。

職業指導を学校教育課程にくみ入れることも必要である。数人の代表は訓練された職業指導相談員の必要を強調し、職業指導はできるだけ早期にはじめることが重要であるから、すべての教師は生徒に職業指導を与えるようにすべきであると主張した。短期の職業訓練も婦人雇用問題の解決に大いに役立つことが指摘された。

232. ある国々では、技術方面の職業訓練の便宜を女子は男子ほど利用しない、これはある種の職業が婦人に適するか否かについての根深い伝統的態度にも原因がある、との意見がのべられた。このような態度や習慣や信念は変るのに時間がかかるが、教育制度はこの望ましい変化をもたらすのに役立つであろう。

決議案の審議

233. 少女と婦人の職業指導と技術教育・訓練に関する決議案(E/CN.6/L.416)がソ連から提出された。1965年3月14日の第430次会議において、ソ連代表がこれを口頭で修正したのち、決議案は修正通り全会一致で採択された。決議文は次の通りである。

12.(XV|||) 少女と婦人の技術・職業教育と訓練

婦人の地位委員会は、

婦人の地位委員会決議8(XV)と6(XVI)、経済社会理事会決議771E(XXX)、821IV(XXXII)、961E(XXXVI)および総会決議1824(XVII)を考慮し、婦人の職業・技術教育と訓練の問題に大きな重要性を認め、

婦人の職業・技術教育と訓練に対する婦人の機会均等促進のために国際労働機関と国連教育科学文化機関が行なつた事業、とくに「少女と婦人の職業指導と訓練」に関するILO報告書(E/CN.6/429)を満足をもつて注目し、

1. 国際労働機関と国連教育科学文化機関が、少女と婦人の技術・職業教育と訓練に関する情報を、婦人の地位委員会に対する定期報告に今後とも含めるよう、要請する。

2. 国連事務総長が、関係専門諸機関と協力して、本決議前文中にのべたこの問題に関する国連諸機関の勧告の実施において得られた成果の概要を委員会に提出するよう、要請する。

2.3.4. ギニア、ハンガリー及びアラブ連合より決議案が提出された。これは次の諸事項を含む決議案の採択を経済社会理事会に勧告するものであつた。すなわち経済社会理事会は：—

1. 加盟諸国が、婦人に教育と職業訓練の機会を与えるためにあらゆる可能な措置を講じるよう、勧告する。

2. 加盟諸国が、あらゆる可能な手段をもつて、婦人の経済的・社会的生活の機会を促進するよう要請する。

3. 加盟諸国が、可及的すみやかに雇用および職業についての差別待遇に関するILO条約（1958年第111号）と教育における差別撤廃に関するユネスコ条約（1960年）を批准することの必要性、および職業訓練に関するILO勧告（1962年第117号）と技術・職業教育に関するユネスコ勧告（1962年）にのべられた諸原則を受け入れることの必要性に注意を喚起する。

2.3.5. イラン代表が主文第1節の「与える」の語を「促進する」と改めることを提案した。

この修正案は共同提案国によつて受諾された。

2.3.6. 1965年3月14日の第430次会議において、決議案は修正通り全会一致採択された。決議文は次のとおりである。

1.3.(XV) 少女と婦人の技術・職業訓練

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(以下、第18章 決議案VII参照)

第8章 同一労働同一賃金

2.3.7. 委員会は第430次、431次会議において議題9を審議した。同一労働同一賃金に関するILO報告（E/CN.6/423, Add.1）が提出された。

2.3.8. この議題項目に関し、文書によるステートメントが諮問的地位をもつ民間団体たる国際婦人同盟（E/CN.6/NGO/147）と国際婦人法律家協会（E/CN.6/NGO/148/Rev.1）から提出された。

2.3.9. 討論の過程で、国際自由労連代表から口頭による意見発表が行なわれた。

2.4.0. ILO代表は報告書（E/CN.6/423, Add.1）を紹介するにあたり、この報告書の日付以後の主な進展と、同一労働同一賃金原則の速かな適用を促進または阻止する諸要因に注意を喚起した。

2.4.1. ILO代表は、1963年の委員会前会期以後、「同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約」（1951年）の批准国に中央アフリカ共和国、コロンビア、イラク、パラグアイが加わつたので、現在同条約の批准国は48カ国に達しているとのべた。

また、ILO総会が1964年6月の第48回会期において採択した決議が、とくに同条約の批准を促していることにも注意が喚起された。

2.4.2. EEC設立に関する条約の119条には同一労働同一賃金の規定があり、EEC加盟諸国においては同一賃金原則適用の方向に進められた。しかし、EEC内の大多数の国では同一賃金原則の完全な適用にはまだ困難がある。職務分類の導入が婦人労働者に不利となることもあり、雇労働の新しい戦線をつくつて婦人は多かれ少なかれ自動的にこの戦線に分類されるといつた訴えもさかれた。

アフリカでは同一賃金原則は広く認められており、一般に政府が模範を示している。世界の他の地域においても有望な進展があつた。

しかし多くの国では同一賃金への進歩は依然として極めて遅々たるものであり、その上婦人の一般的賃金水準は男子の賃金に較べて依然として低い。ある国々では事態はむしろ悪化さえしている。

2.4.3. このような状態の原因の一つは、婦人に不利となるような非客観的職務分類である。また、多くの団体協約がこの期間中に更新に至らなかつたことも原因の一つであるし、婦人の労働組合加入率が比較的低く、そのため婦人の利益代表が弱いという点にも理由がある。ある国々では、賃金と物価安定への努力が同一賃金原則の実施をおくらせたといわれている。

多くの男女がこの問題に関心であることは重要な要因である。ある国々では使用者側からその

完全適用にまだかなりの反対が依然としてある。

244. 婦人の賃金が低いのは、少女と婦人の教育・訓練水準の低さや現実に則さない職業指導に大いに原因がある。また完全な職業能力を開発するに必要な努力をしたがらない少女たちがあまりにも多いこともその大きな原因である。

245. 若干の要因が同一賃金原則の適用を容易にしているとして、ILO代表はとくに次の要因をあげた。(A)オートメーションの進行。これは労働内容にもとづく職務の定義づけを容易にする。(B)より高級な職により多くの婦人を雇用する必要の増大および婦人が労働組合においてより責任ある地位を求め団体交渉への参加を主張する傾向の増大。(C)全経済分野の男女賃金についての定期的調査の利用が高まり、時期的比較が可能になったこと。(D)同一労働同一賃金の経済的影響に関する調査と研究。(E)婦人の経済的社会的機会の変化に対応し、かつ婦人が同等の適性と資格をもつすべての職業における婦人の機会の平等に対応して、婦人の職業を定義づけようとする研究。

246. 必要な資格をもつた婦人たちが種々の経済分野において男子と並んで働く平等の機会をもつことが多くなれば、同一労働同一賃金の確保も容易となるであろう。同一賃金は婦人の地位に影響する問題であることを婦人自らが認めなければならない。客観的調査にもとづく広報と教育が肝要である。政府の役割が中心ではあるが、多くの国における進歩の速度は労働組合や婦人団体の努力にまつところが多い。

247. 委員たちはILOの報告書と同一賃金原則の促進のためになされた事業に対して謝意を表した。

248. 幾人かの代表は、「同一価値の労働に対して男女労働者に同一報酬に関する条約」の批准国が48カ国になったことに満足を表明するとともに、法律によつて認められたこと自体が同一賃金原則の普遍的な適用を保証するものではないことを指摘した。多数の代表がこの原則の適用について自国において行なわれた進歩と当面した問題についての情報を提供した。ある国々では政府は公務員についてはすでにこの原則を完全に実施しているが、私企業では必ずしもそれほど満足な進歩が得られていない場合もあることが指摘された。

249. 同一賃金原則の適用を妨げる種々の障害についてのべられた。その一つは多くの国における雇用市場事情である。すなわち、雇用機会が限られている場合は、婦人は低賃金に甘んぜざるを得ないことが多い。原則実施の障害となるいまだ一つの重要な要因は婦人労働に対する一般の考え方であり、ある国々では、男子は家族の扶養について全面的もしくは主たる責任者と考えられており、婦人労働は男子の労働の補助とみなされている。

250. 多くの産業にみられる男子の仕事と女子の仕事という伝統的な仕事の分け方と、婦人が特

定の職業に集中しようとする傾向がこのような考え方を強めていると考えられ、また、このような状況下では、職務分類が差別をいつそう進めることにもなると考えられた。ある代表たちは、雇用と昇進の機会の差別は低賃金を甘受させる強い圧力となるとのべた。

251. 同一賃金原則の実施促進のために政府と労働組合は十分積極的に活動していないという意見がのべられ、それは婦人の労働組合加入率が低いからであると考えられた。ある代表たちは、原則の実施の如何は立法上の措置のみならず人々の考え方にもよることであり、民間団体とくに婦人の利益に関心をもつ民間団体は、女子に機会の利用を奨めるとともに、政府に対して女子を援助する特別の措置を講じるよう勧奨することによつて、人々の考え方に影響を及ぼしていくことができる、とのべた。

252. 婦人は一般に熟練度の低い仕事に雇用されるので、婦人の平均賃金は男子のそれより一般に低いことが指摘された。婦人が男子と同等の資格をもち男子と同じ仕事をしてはじめて男子と同一の収入を得ることができると強調された。したがって、一般教育、職業訓練及び職業指導は基本的に重要であり、少女たちが自己の技術と能力の開発に積極的な態度をとるよう奨励するために特別の努力が必要であるとのべられた。

253. 少女に対する教育、訓練の便宜及び指導業務の改善とともに、経済生活により多くより効果的に参加することを奨励する統一的な努力が必要であると、代表達は強調した。

経済的社会的分野において婦人の当面する諸問題は社会全体の直面する問題の一部であり、機会と報酬の平等原則の実施における進歩は婦人の地位の平等原則の実現を促進する基盤の醸成に役立つであろうとの意見がのべられた。

第9章 委員会の決議及び勧告の 国内立法に及ぼす効果

254. 委員会は第432次会議において議題10を審議した。委員会第16回及び第17回会議の要請によつて事務総長が作成した、委員会決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果に関する報告(E/CN.6/437.)が提出された。この報告書は婦人の政治的権利及び私法上の婦人の地位に関する国連の諸文書に含まれた情報にもとづいている。この報告書の作成に当つて用いられた文書名も示されている。事務総長代理は報告書を紹介するにあつて、ここでは委員会決議及び勧告が国内立法に及ぼした効果についての評価や価値づけはしていないが、委員会が決議や勧告を採択した日付以後において施行された国内法の要点が示してあるとのべた。

255. 多くの代表は事務総長報告中の情報に満足意を表し、これによつて委員会は世界の各地において政治的権利と私法分野で婦人の進歩のためにとられた重要な措置を一目でみることができるとのべた。委員会の事業は情報集積と勧告の採択をもつて限界とするものではなく、これらの事業がさらに政府の行為に影響を及ぼしてきたこと、また現に及ぼしつつある事実をこの報告書は示していると思う、と数人の代表がのべた。これは委員会が事業を行なう上に大きな勇気づけとなるものであるというのが全員の意見であつた。報告書の価値が強調され、このような性格の文書は委員会が将来の目標と事業計画を考慮するさいに大いに役立つであろうとの意見がのべられた。この報告書は最近の立法についての極めて豊富な情報を伝えるものであるから、これは委員国のみならずすべての国家間の情報交換の手段としても貴重なものである、と多くの代表がのべた。

256. この報告書は委員会の要請通り国連の手持の文書だけに依るものであり、したがつてある代表が指摘したように、若干の国々や地域で施行された関係立法を含まないので、これは必然的に不完全なものであることが注目された。より広汎な資料にもとづくものと完全な報告書がのぞましいことに意見が一致し、報告書を各国政府に回付しその内容の補足を依頼すべきであると考えられた。

257. ある代表たちは、その内容の補足を政府に依頼すれば、報告書は委員会の採択した勧告を政府に思い出させるのに役立つであろうとのべた。またこの種の文書は民間団体が世論への働きかけや政府と協力して婦人の進歩促進のための事業を行なうさいにも大いに役立つとの意見がのべられた。

258. 幾人かの代表は、この問題に関する次回報告書では委員会が取上げた全事業分野を収録すべきであると考えた。しかし、他の代表は、一つの分野にしばつた方が有用性が高いと考え、私

法上の婦人の地位にしばるべきであるとのべた。なお、その他の問題は事務総長や専門機関から委員会に定期的に提出される文書の中にすでに取上げられているとの指摘があつた。

259. 事務総長が委員会決議の国内法に及ぼす影響の評価または価値づけをなしえなかつたことによつて報告書は効果を減じたとある代表たちは指摘した。他方、別の代表たちは、委員会勧告と政府の立法との関係を評価することは不可能である、婦人の地位向上に直接間接役立つ要因は多数あり、その多くは容易に見分け難いものである、との意見をのべた。

決議案の審議

260. 委員会決議及び勧告の効果に関する今後の報告書作成に関して、2通りの決議案が提出された。メキシコ代表から(E/CN.6/L.425)、米国代表から(E/CN.6/L.426)である。

261. 米国代表提出の決議案によれば、委員会は：—

1. 私法分野の発展に関して今回の文書の線にそつて引きつづき報告を行なうよう、事務総長に要請する。
2. 報告書の標題を「私法に関する国内法の進歩」と変更し、「私法上の婦人の地位」の議題項目中の小項目としてこれを使用することを示唆する。
3. 委員会が重要な傾向や成果に速やかに対応しうよう、手持資料にもとづいて毎年報告書が出されるよう希望を表明する。

262. 意見交換ののち、米国代表は決議案を撤回した。

263. メキシコ代表提案の決議案にはのちドミニカ、イラン、フィリピン及びベールーが共同提案国として加わつた。この決議案では委員会は：—

1. 事務総長に対し次のことを要請する。
 - (a) 本報告書中の国内法に関する情報を補足するために、報告書を国連及び専門諸機関の加盟国に送付すること。
 - (b) 婦人の地位委員会第20回会議に提出するための追加報告を作成すること。

264. 主文に対する修正案が口頭で提出された。まず、アラブ連合が次の1項を(a)項として新しく追加することを提案した。『できれば第20回会議において、委員会の決議および勧告の採択以前における加盟国の法律を含めること。』次にガーナ代表が次の1項を(b)項として追加することを提案した。『婦人の政治的権利の実施状況に関する情報を提供すること。』

265. アラブ連合代表は上記修正案の提出にあつて、ある国々については情報がないために、

これらの国々では婦人の権利が立ちおかれているという印象を与えるおそれがある。しかし事実はその反対で、委員会決議の採択より以前に婦人は主要な政治的権利及び私法上の権利をすでに得ていたのである、とのべた。決議案共同提案国は、委員会はもともと勧告の及ぼした影響に関心があるのであつて、それ以前からあつた立法に関心があるわけではなく、これは他の報告書で取扱つているのであるから、この修正は報告書の主要価値を失わせることになると考えた。

266. ガーナ代表は口頭修正案を提出するにあつて、当該国における関係立法とくに政治的権利の分野の立法の実施状況について情報をうることは、委員会の今後の事業に大きく役立つと信じる旨をのべた。決議案共同提案国は、政治の分野で婦人が得た権利の実用上の適用の問題には関心があるが、委員会はすでに婦人参政権条約の実施状況に関する報告を隔年に受けており、この口頭修正案をいれれば文書の重複を来すであろうとのべた。ガーナ代表はその後修正案を撤回した。

267. ソ連代表は、この報告書が政府の提供する資料によつて補足されれば、ますますその価値が高まるであろうとのべ、これは定期的に委員会に提出されるべきであると示唆し、よつて(1)項を次のようにすることを提案した。『委員会に提出するため、できれば隔年に追加報告を作成すること。』

268. 1965年3月15日第432次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.425)を口頭による修正通り、全会一致採択した。決議文は次のとおりである。

14(XV III) 決議と勧告の効果

婦人の地位委員会は、

委員会の決議および勧告の国内法に及ぼす効果に関する事務総長報告書(E/CN.6/437)に興味深く注目し、

さらに、本報告書は全面的に国連文書の情報にもとづくものであることに注目し、

本報告書に含まれた情報が委員会の、とくに私法の分野における今後の事業に対しても価値を考慮し、

事務総長に対し次のことを奨励する。

(a) 本報告書中の国内法に関する情報を補足するために、報告書を国連および専門諸機関の加盟諸国に送付すること。

(b) 委員会に提出するため、できれば隔年に追加報告を作成すること。

第10章 婦人の教育の機会

269. 委員会は第432次会議から第434次会議にかけて議題11を審議し、次の資料が提出された。—— 婦人に関係ある1963 — 1964年中の活動および1965 — 1966年主要活動計画に関するユネスコ報告(E/CN.6/432, Add.1)。女子の中等教育への機会に関するユネスコ報告(E/CN.6/433)。

270. 諮問的地位をもつ次の民間団体から文書によるステートメントが提出された。—— 国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/150)、国際大学婦人協会(E/CN.6/NGO/154, 156)、国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/148/Rev.1)、世界YWCA(E/CN.6/NGO/159)。

271. 多数の民間団体オブザーバーから、口頭による意見発表の申出があつたが、時間不足のため誰も意見をのべることができなかつた。

272. 委員達はユネスコ提出の報告書に謝意を表し、女子の教育の機会に関するユネスコの活動に満足の意を表した。諸国の代表が、各自国において教育が重要視されるに至つた結果婦人の教育の機会が向上し、小・中学校及び職業学校の数ならびに女子在籍者の比率も高まつたとのべた。

婦人に特に関係あるユネスコの活動

273. 婦人に特に関係ある1963年—1964年中のユネスコの活動及び1965年—1966年主要活動計画に関する報告を紹介するにあつてユネスコ代表は、教育の平等、教育機会の平等および教育と文化の成果に対する平等は、生活のすべての面における婦人の平等の基礎であるとして考えられており、また教育は経済的社会的開発の決定的要因であり、現代社会における婦人の地位は婦人の教育水準によつて決定する、とのべた。ユネスコ加盟国117カ国のうち大多数の国々は、教育の必要度の極めて高い低開発国である。ユネスコの経常予算外の財源からかなりの額の援助が教育に向けられている。またユネスコが国内計画を非常に重要視するのは、財源が少ない場合、必要度を極めて慎重に測る必要があるからである。1963年度だけで、ユネスコは加盟国の要請に応じて21の企画使節団を送り出し、企画者及び管理者訓練センターがハイムルト、ニューデリー、パンコックおよびダカールに設立された。そのほかユネスコは教員養成に重点をおいたいくつかの訓練施設の設立を援助した。国連特別基金、国際復興開発銀行等の機関が除々に協力の重要性を認めるに至つている。すなわち、特別基金は約7600万ドルを要する67のプロジェクトを承認し、また、婦人教育に重要な意味をもつ教員養成事業にユネスコ

はユネスコとの協力を行なっている。特別基金の援助によつて、ユネスコは科学、職業、技術関係の施設を含む29のプロジェクトを実施中である。

274. 多くの国で文盲人口の大半が婦人であるということから、ユネスコは婦人の地位委員会の要請をいれて、この報告書の一部で文盲撲滅をとりあげた。委員会第17回会議はユネスコが婦人の文盲撲滅の方法についての情報を、ユネスコに諮問的地位をもつ民間団体から入手するよう要請した。集まつた情報は民間団体グループによつて分析要約され、報告書(E/UN.6/432/Add.1) 付録Vとして提出されている。これらの研究のほかに、類似の文化をもつ国々における女子教育の進歩と障害を明らかにするために、いくつかの地域会議が開催された。

275. 女子教育関係での今後2年間のユネスコの主要活動としては、各種段階での婦人の教育機会の研究がつけられ、次の2つの報告書は高等教育と技術・職業教育を取扱うこととなつている。フェローシップの授与が行われるはずであり、またユネスコ世界文盲撲滅計画との関係で婦人教育に注意が注がれることとなろう。この世界文盲撲滅計画は1966年から1970年にかけての試験的計画をもつてはじまり、1966年3カ国、1967年3カ国、1968年2カ国として各国で集約的な活動を開始する予定である。そしてこれにもとづいて1970年のユネスコ総会により広汎な文盲撲滅計画を提出することが考えられている。

276. またユネスコ代表は教育上の差別に対する条約の批准国が現在30カ国になつていること及び教師の地位に関する文書がILOとの協力のもとに準備中であることをのべた。

ユネスコ報告(E/UN.6/432) 付録Iにあると同様な資料が、次の2年間に出版される資料に含まれることとなろう。ユネスコ総会が男女の教育の機会均等の問題をとくに重要視したことが機軸をもつて注目された。

277. 諸国の代表は1965—1966年のユネスコ活動計画がとくに少女と婦人の教育の機会均等促進への努力を強化しようとしていることを歓迎した。世界文盲撲滅計画にはとくに関心が示された。文盲は男子よりも女子に多いのであるから、この計画は男女を対象にするものであつてもおそらく女子の方がよけいに恩恵をこうむるであろうと考えられたからである。

文盲撲滅計画への婦人の参加について十分な注意が払われることがのぞましく、世界文盲撲滅計画の第一段階である試験的計画のこの面についての情報を委員会に提供してほしいとの希望のべられた。1965年にテヘランにおいて開催予定の世界文務大臣会議は、教育次第で自国の開発に貴重な貢献をなしうるはずの成人文盲人口に対する教育の普及という観点からとくにその重要性は極めて大きいと考えられた。

278. 教育をうける基礎的知識と一般教養と市民としての訓練と技術的・職業的資格をうることによつてのみ婦人は正しい社会的立場づけを得、国家の工業化と発展にその役割を果し、かくして

その属する社会の進歩に重要な貢献をすることができる、ということに一般の意見が一致した。現在50カ国において、毎年中等学校に入る女子生徒の数が概ね男子と同じ位になつていることが注目された。しかし多数の国では、中等教育をうける女子の数は極めて少なく、また、女子は非常に低年齢で学校をやめるために受けた教育の効果を減じている。

279. 婦人の文盲率がまだ非常に高いことが注目された。多数の少女が初等教育さえうけておらず、中等教育に至つてはさらに劣る。また、全世界の文盲人口7億のうち過半数は婦人である。であるから、ユネスコの婦人教育向上への努力は非常に重要であり、この問題に関して多くの会議やセミナーや専門家会議が開催されたことはよろこばしい。1962年2月から3月にかけてバンコクで、また1964年4月アルジェリアのトレムセンで開催された女子教育の機会に関する会議がとくに重要視された。今ではたいていの国で、初等教育は無料であるが、多くの国では義務制となつていない。女子教育の質が男子にくらべて劣る場合もある。教育が無料で義務制になつている場合でも、教員や校舎が足りなかつたり、校舎が生徒の家から遠距離にあつたり、老朽していたり、また社会における婦人の役割についての誤った通念がまだ広く残つているというところも多い。

280. 女子教育が男子の教育よりおくられているために、職業訓練を受け技術を習得しようとする婦人の努力は大きな障害に当面している。教育上の差別に対するユネスコ条約の採択以来5年経過しているにもかかわらず、まだ批准国が50カ国しかないことに関心が表明された。

281. 国内の教員養成計画を強化するとともに政府の教育事業計画に対してさらに援助を与えることが必要であると考えられた。またユネスコは、一般教育とくに女子教育について国際協力の開発を進めなければならない。この努力の効果を高めるために、特定の国々が得た体験をもつと重要視し、この体験についての情報を新興国に広報することに留意すべきである。

282. 実用に役立つ教育と教育の名のもとに一律に生徒におしつける教科とでは大きな相違があるとの意見がのべられた。生徒に自分自身で考える力を養わせること、また自国の遺産と他国の貢献の価値を知らしめること、そして、研究とすぐれた学習方法と図書館の利用及び人々との直接の接触によつて真理の探求を行わせることにまず重点がおかれなければならない。古い考え方を変えることが教育向上の基礎的条件である。

読み書きを教へ現代の社会事情についての基礎知識を与えるはかに、婦人の学習への関心を喚起し、人生への視野を広めさせるために、教科書や簡単な雑誌などを読ませることが大いに必要である。

283. 低開発諸国の代表から、これらの国々が当面するいくつかの問題が指摘された。これらの問題は主として文化的条件、人口の条件、経済的、社会的、技術的諸条件に原因し、男子よりも

女子に関係の深い問題としてのべられた。

284. 民間団体が婦人の文盲克服事業の援助に、ユネスコ報告(E/CN.6/432/Add.1)付録Vにのべられているような創意と工夫を示したことに対して讃辞がのべられた。多くの代表は、婦人の進歩のためのユネスコの多彩な活動、とくに婦人に関係ある事業を行なう民間団体への精神的・物質的援助活動は、注目すべきであるとのべた。これらの団体へのユネスコの経済的援助は限られたものであるとはいえ、これがユネスコの精神と事業の広報を目的とする活動を勇気づけていることは事実である。

285. ユネスコが次期婦人の地位委員会に、世界の女子文盲人口の比率に関する正確な数字を示しうよう、また教師の地位に関する国際勧告案を1966年に採択しうよう、希望された。多数の国で婦人が教師の過半数を占めているので、教師の地位に関する研究はとくに婦人にとって関心の深いものであることが指摘された。多くの婦人が教職についているということは婦人の地位の向上によるものか、あるいは教師という職業もまた往々にして権威のない報酬の少ない職業であるが故か、という問題を究明することは重要である。

決議案の審議

286. 婦人に特に関係あるユネスコ活動に関する決議案(E/CN.6/L.429)がガーナとヘンガリーから提出された。ドミニカ共和国代表から、理事会に採択を要請する決議主文第1節中の「加盟諸国」のあとの「関係(Concerned)」の語を削除するという案が出された。共同提案国はドミニカ共和国代表の提案を受諾した。

1965年3月16日の第434次会議において、決議案は修正通り全会一致採択された。

決議文は次のとおりである。

15(XV|||) 婦人の文盲教育および継続教育

婦人の地位委員会は、

教育における差別撤廃および婦人の文盲撲滅に関する経済社会理事会決議821(XXXII)を想起し、

婦人にとくに関係あるユネスコの活動に関する報告(E/CN.6/432/Add.1)、とくに

1965年から実施される世界文盲撲滅計画に関する情報を考慮し、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、要請する。

(以下、第18章 決議案V|||参照)

287. ユネスコ代表は中等教育への婦人の機会に関する報告(E/CN.6/433)を紹介するにあたって、真の独立は教育なくしては不可能であり、教育をうけた女子人口は国が十分な開発を遂げるために絶対必要である、とのべた。人生への機会を平等に得るためには、少年と少女が同一水準の教科を学ぶ同一の機会をもつことが必要である。報告書の目的は、一般的には経済的社会的発展と、さらにまた多数の国の独立達成によつてもたらされた事態の変化にかんがみ、委員会第9回会議に提出した研究報告(E/CN.6/266)を更新することであつた。

288. 中等教育は初等教育と異り、多くの国では義務制となっていない。しかしある種の職業学校以外は中等学校に入るについて法律上の差別はほとんどなく、したがつて、女子の進学状況は教育に対する両親の態度と一般社会水準を反映する場合が多い。質問書(E/CN.6/433、付録I)に回答を寄せた国々の大多数は初等教育と初等教育以上で男女共学制をとっているが、中等教育では別学が多くなっている。一般に教員養成教育では男女の差別はほとんどないが、職業・技術訓練では女子の選択範囲は限られている。

289. 一般的にいつて、女子はもはや中等教育の機会を法律上はばまれてはいない。中等学校における女子生徒数の少ない国々では、望ましい進歩をもたらすために特別の努力が行われている。初等教育が十分発達した国々では女子の中等学校進学率も高い。一般に、過去30年間に中等教育は大幅の進歩を見、女子の進学率も非常に高くなった。女子の欠席も少ない。しかし一方多くの国では、多数の女子が結婚や経済的理由、習慣や偏見等種々の理由で学業を終了しえないでいる。すべての国の少女が教育の恩恵をうける機会を男子と平等にもつことを確実にするために、なお多くのなすべきことが残されている、と指摘された。

290. ユネスコ報告は目ざましい進歩を明らかにしているが、一方またいくつかの問題を提起していると考えられた。その一つは、女子には必ずしも男子と同一の学課選択が許されず、多くの学校では女子は職業・技術訓練を受けえないという点である。いそ一つは、女子を教育の恩恵からしめ出していた慣習や伝統が多くの国でまだなくならないことで、これらの国々では早婚や家事の責任や弟や妹の世話のために少女は学業をつづけえないのである。このように、学校に通う少女の数は増えてはいるものの、すべての少女が中等教育を受けられ、そして与えられた教育によつて責任ある効果的な社会的役割を果たす実力が養われるような状態にするために、常に圧力をかけていかなければならない。このことに関連して、スウェーデン政府出資の信託基金によつてユネスコが実施中のアフリカの女子中等教育のためのプロジェクトが歓迎された。スウェーデン政府が女子教育の問題を討論の域から行動の場に移したことは賞讃されるべきである。

291. 過去数年にわたつてユネスコが中等教育と職業教育に事業の重点をおいてきたことが満足をもつて注目された。「世界の教育」と題するユネスコ報告書第3巻中に指摘されているように、

教育において最も重視すべき傾向は普通教育ないしは義務教育の延長であつて、これは国民の一般的知識の向上をはかることによつて工業化の要請にこたえようとするものである。義務教育期間を中等学校まで延長することが現在多くの国の急務となつてゐる。

292. 1人の代表が女子の中等教育への機会に関するユネスコ報告中、とくに自分の国について不十分な点があることに注意を喚起し、報告書を印刷するときは、各国政府に意見や訂正や追加を加える機会を与えてほしいと要請した。ユネスコが女子の中等教育への機会の問題に引き続き十分な注意を払うよう希望がのべられた。

決 議 案 の 審 議

293. 少女と婦人の中等教育への機会に関する決議案(E/CN.6/L.427)がオーストリアとフランスから提出された。オーストリア、イラン、米国各代表の意見を考慮に入れて決議案の改正(E/CN.6/L.427/Rev.1)が行われた後、イランが共同提案国に加つた。

294. 改正決議案の提出にあたり、フランス代表は共同提案国を代表して、理事会の採択を要請する決議案本文第1節中「経済的、社会的分野」の語の前に「市民的、政治的」の語を追加するという修正を口頭で行なつた。1965年3月16日の第434次会議において改正決議案(E/CN.6/L.427/Rev.1)は上記修正通り、全会一致採択された。決議文は次の通りである。

16.(XV|||) 少女と婦人の中等教育および技術・職業教育への機会

婦人の地位委員会は、

少女の中等教育への機会に関するユネスコ報告書(E/CN.6/433)に注目し、

この報告書が、多くの国々において、中等教育を受ける少女の比率がかなり高まつたことを示していることを満足をもつて注目し、

しかし、この比率が後進国では依然として低く、また、技術・職業訓練を受ける少女の比率は大部分の国々において不十分であることを考慮し、

ユネスコの行なう少女の中等教育への機会増進の事業に祝意を表する。

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、勧告する。

(以下、第8章 決議案IX参照)

第11章 人権に関する定期的報告

295. 1965年3月18日の第437次会議において、委員会は議題12を審議した。事務総長作成の人権に関する定期報告の概要1960—1962年分(E/CN.4/860, Add.1—8)と専門諸機関から事務総長に提出された報告書(E/CN.4/861, Add.1—3)が提出された。またそのほかに事務総長覚書(E/CN.6/438)が提出された。

296. 事務総長代理は議題の提出にあつて、人権に関する定期報告の現在の方式は人権委員会が発議し、経済社会理事会が1956年8月1日の決議624B(XXII)によつて承認したものであることを想起せしめた。この決議によれば、国連及び専門諸機関加盟国政府は、本国ならびに信託統治地域及び非自治領において、人権の分野で達成された進歩と発展及び人間の自由の擁護のために行なわれた措置についてのべた報告書を、3年ごとに事務総長に提出するよう要請されている。この報告書において取扱う権利は、世界人権宣言の掲げる諸権利と人民と国家の自決権である。事務総長は、報告書の概要を問題別にまとめて人権委員会に提出するよう要請されている。専門諸機関は加盟国から受取つた報告を事務総長に転送するよう要請されている。

人権委員会はすべての情報を検討したのち、国連憲章にしたがつて、客観的かつ一般的な意見、結論および勧告を経済社会理事会に転送し、その承認を求めることができる。

297. 1962年7月26日の経済社会理事会決議888B(XXXIV)によつて、3年目ごとの報告の概要が婦人の地位委員会に提出され委員会の意見が求められることとなつた。事務総長覚書(E/CN.6/438)は、概要の中で婦人の地位に関する発展についてのべている部分に委員会の注意を惹いている。

298. 1人の代表は、国連加盟国の半数以上が当該期間に関する報告を提出したことに満足の意を表し、今後はもつと多くの国が報告を提出するよう希望した。

299. 定期報告概要は、国連の事業、とくに婦人の地位委員会の活動がもたらした全世界的な影響の証拠を示すものである。との発言があつた。たとえば、一夫多妻婚や花嫁代の廃止、法による婚姻最低年齢の設定、新しい婚姻法や優待法の施行等に見られる近年の動きは、委員会の婦人の地位向上への確固たる努力に負うところが大きいと思われる。また、関係民間団体によつて効果的な活動が行なわれたこともこのような発展の重要な要因として認められた。

第12章 少数者の差別防止及び保護に関する小委員会及び人権委員会に出席した婦人の地位委員会代表の報告

300. 委員会は第437次会合において議題13を審議した。委員会は第12回人権委員会(1964年2月17日-3月18日)の後半に婦人の地位委員会を代表して出席した米国代表G. A. テイレット女史からの報告と、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会(1965年1月11日-29日)に委員会を代表して出席したフィンランド代表H. シビレ女史からの報告を聴取した。

301. テイレット女史は人権委員会がマリーエレーヌ・ルフオシニ夫人に追悼を捧げたことを報告した。議長と他の委員達は、夫人が人権のために尽した努力について、国連総会その他の国連諸機関への夫人の参加について、またすべての国民に対する夫人の温情、とくに低開発国の婦人問題への夫人の深い理解について話した。テイレット女史は婦人の地位委員会を代表してのステートメントの中で、ルフオシニ夫人の死が委員会にとって如何に大きな損失であつたか、また、夫人が全世界における男女同権達成のために如何に不屈の支援を与えたかをのべた。

302. シビレ夫人は口頭で報告をのべ、その中で、婦人の地位委員会はこれまで数年にわたつてこの小委員会の会合にルフオシニ夫人を代表として送つていたことを回想した。シビレ夫人は、小委員会への最初のステートメントにあつて、ルフオシニ夫人に追悼を捧げ、夫人の痛ましい死が婦人の地位委員会に如何に大きな損失をもたらしたかをのべた。

303. シビレ夫人は、小委員会の議題の中で婦人の地位委員会に関係のある項目が3つあつたとのべた。第1の項目は「婚姻外の子に対する差別についての研究」というものであつた。小委員会の任命した特別記録係V. V. サリオ氏から経過報告(E/CN.41/Sub.2/248)が提出され、最終報告は1967年の第19回小委員会に提出されることとなつている。特別記録係は現在、婚姻外の子に対する差別に関する質問書に回答してきた国々の状況を要約して国別の報告書を作成中である。最終報告の作成に先立つて、関係国政府にこれらの報告書を回付し、意見を求めるはずである。委員会委員及び民間団体オブザーバーは、もし興味があれば、政府に要求して意見をのべる機会を得ることによつて政府の意見書作成に力をかすことができる。そのためには直接政府に当つてもよく、あるいは婦人の地位国内委員会等の機関を介することもできよう。シビレ夫人は、婚姻外の子と欠損家庭の子の立場が似ていることに小委員会の注意を喚起した、と報告した。とくに戦後に孤児が多かつたことや、また、ある国々では離婚や裁判離婚の件数増

加によつて片親と生活する子供の数が増えたことが原因で、婚姻外の子に対する差別観がやや弱まつた。家族法の婦人の地位に関する国連地域セミナーでこの問題が多少とりあげられたことをシビレ夫人は指摘した。たとえば、1961年ブカレストで開催されたセミナーでは未婚の母の地位の問題に多大の注意が注がれた。この問題は婚姻外の子の地位の問題に密接な関係があるので、特別記録係の最終報告にこの問題もとりあげてほしいと夫人は希望した。またシビレ夫人は、とくに婚姻外の子の母に対する差別に関して、国々における態度の相異の問題は考慮に値すると思うので、小委員会はこの問題に注意を払つてほしいと申し入れた。夫人はこの議題に関する小委員会の事業はまだ準備段階であると説明し、婦人の地位委員会はこの議題に関して収集された資料や最終報告の結論にとくに関心をもつてであろうと思うとのべた。

304. 婦人の地位委員会にとって興味のある小委員会のいま一つの議題は「刑法施行上の平等の研究」というものであつた。この研究もまだ準備段階にあつて、特別記録係モヘメッド・アメド・アブ・ラナト氏から簡単な経過報告が提出されただけである。シビレ夫人は、この研究に関連して婦人の地位委員会は性別にもとづく差別の問題に関心があることを小委員会に想起せしめるにとどめたとのべた。

305. 「小委員会がすでに着手した研究または調査の問題分野における今後の発展の検討」という議題項目に関して、シビレ夫人は差別に対する関係条約を批准した国においてさえ差別的な態度や慣習が依然として存在していることを小委員会に想起せしめた。夫人は婦人の地位に関する一般の考え方を変えていくためには、教育、職業指導及び訓練が重要であることに注意を喚起した。

第13章 全米婦人の地位委員会の報告

306. 委員会は第437次会合において議題14を審議した。全米婦人の地位委員会から報告書(E/CN.6/440)が全米婦人の地位委員会々長マーチネツ・ボニラ女史によつて提出された。

307. 多くの委員が全米婦人の地位委員会の事業と提出された報告書に対し謝意をのべた。

この種の地域的政府間機関が世界中に設立される機運が醸成されるよう希望がのべられた。全米婦人の地位委員会と婦人の地位委員会の目的が一つであることが指摘され、二つの機関の間の密接な協力が続けられるよう、多くの代表が希望した。またある代表たちは、全米婦人委員会

が次期会議において婦人の地位のあらゆる面についての検討を行なうことができるよう希望するとのべた。

第14章 婦人の地位に関する通信

308. 第437次会議において委員会は議題15を審議した。経済社会理事会決議76(X)(決議304)(X)により修正)にしたがつて、事務総長は受けとつた通信を要約し2つのリストを作成した。すなわち、政治・経済・社会・教育の分野における婦人の権利促進に関する諸原則をとりあげた非機密通信リスト(E/CN.6/UR.17)と、婦人の地位に関するその他の機密通信リスト(SW/Communication List No.11)である。

309. 431次会議において委員会が指名した通信小委員会はオーストリア、ハンガリー、ネパール、ペルーおよびシエラレオネの各代表により構成された。小委員会は1965年3月17日非機密リストを検討し、その含む通信のうちどれを委員会委員の要請に応じて原文のまま提供すべきかを勧告するために、シエラレオネ代表を議長として会合を開いた。

小委員会はすべての通信の原文を提供すべきであると勧告した。委員会は小委員会の報告(E/CN.6/L.433)を全会一致承認した。

310. 1965年3月18日の秘密会議において、委員会は機密通信リストを受けとり、それに注目した。

第15章 委員会の事業総覧・事業計画の検討と優先審議事項の設定・文書作成の統制と制限

311. 委員会は第436次および第437次会議において議題16を審議した。事務総長作成による次の文書が委員会に提出された。すなわち、委員会の事業および国際的成果総覧の追加報告(E/CN.6/372/Add.3)、婦人の地位に関する国連販売出版物についての覚書(E/CN.6/439)、事業計画の検討・優先審議事項の設定および文書作成の統制と制限に関する覚書(E/CN.6/441)、および事業計画および優先審議事項に関する覚書(E/CN.6/431)である。

312. この議題に関し、審判的地位にある次の民間団体が口頭による意見発表を行なった。すなわち、国際婦人協会および聖ジョン国際連盟である。

313. 一般討論中に、多くの代表が委員会は毎年開くべきであるとの意見を表明した。

婦人は、とくに後進国において、今起りつつある急速な社会的・経済的・法制的変化の中で重要な役割を果たしていることが指摘されるとともに、委員会は進歩の状況の情報をえて、婦人が男子と平等な十分な役割を果たすことを保証するために今後とるべき方針および妥当な方法を決定することは極めて重要であると指摘された。数人の代表はまた、委員会は婦人に対する差別撤廃宣言草案を完成するという重要な任務をひかえている。これも考慮にいれなければならないと強調した。この議題は次回の会議では第1に優先すべきであるとのべられた。

314. 委員会の事業の実際的成功を確保するのに重要な役割を果たしている民間団体の活動について、もつと情報を得ることができれば、委員会の益するところとなろうとの示唆があつた。また、社会的・経済的分野および文盲撲滅運動における長期的進歩は委員会にとり基本的関心事であり、また婦人に関する種々の条約の批准をより多くの国々に勧奨すべくより一層の努力が行なわれねばならないとの意見が表明された。若干の代表は、委員会は母性と児童の保護および働く婦人に関係ある立法を審議すべきであると思うとのべた。委員会の決議および勧告の国内立法に及ぼす効果の議題に関連し、1人の代表が、事務総長報告書は委員会の勧告が国内立法に反映しなかつたかどうかをも示すべきであるとのべた。

315. 事務総長は既に出版された「婦人参政権条約」および「結婚婦人の国籍条約」に関するパンフレットに類似の「婚姻の同意・婚姻の最低年齢および婚姻登録条約」に関するパンフレットの出版が可能かどうかを検討するよう、との要請がなされた。このようなパンフレットは、条約についての知識を広め、諸国政府の加盟を促す上で、委員会委員及び民間団体に大いに役立つで

あろうとの考えがのべられた。

316. 少女と婦人の教育の機会の問題に関し、ユネスコの代表はILOとユネスコを代表して、農村地域の少女と婦人の教育と訓練に関する情報が婦人によく関係ある活動に関する両機関の定期報告に含めて委員会に提出されるであろうとのべた。さらに同代表は、ユネスコを代表して、1966年の第19回会議のために作成予定の婦人の高等教育の機会に関する報告書以後、ユネスコが次に作成する報告書は、初等教育ではなく、少女と婦人の技術・職業訓練の機会を取り上げるとのべた。

317. 委員会の採択した事業計画は次のとおりである。

I 優先的事業

(1966年、第19回委員会において審議)

A 継続的事業

事業	文書	根拠
1. 婦人の政治的権利		
(a) 政治的権利の分野において達成された進歩	憲法・選挙法およびその他の法的措置に関する事務総長報告書	经济社会理事会決議120A (V)
(b) 信託統治地域における婦人の地位	事務総長報告書	委員会、第3回、第15回(E/1316、第18節、E/3464、第205、215、216節)
2. 人権の分野における助言的事業	(i) 事務総長報告書	総会、決議第926(X)
	(ii) 婦人の地位に関する1965年セミナー	委員会、第13回、決議IB(XIII)(E/3228、第30節)

3. 婦人の教育の機会

婦人の高等教育の機会	ユネスコ報告書	委員会、第8回(E/2571、第71節)
4. 経済的権利および機会	ILO報告書	经济社会理事会、決議82/IV B(XXXII)、961D、E II(XXXVI)
婦人の雇用に関係あるILOの活動		
5. 委員会事業及び国際的成果	事務総長追加報告書	委員会、第14、15回(E/3360、第144節、E/3464、第203節)
総覧		
6. 婦人の地位に関係ある国連販売出版物	出版物を一覧表にした事務総長報告書	委員会、第16回、決議13(XVI)(E/3606/Rev.1、第157節)

B 特別計画

1. 婦人に対する差別撤廃宣言案	委員の意見を含む事務総長報告書	総会、決議1921(XVIII)委員会、第18回(上掲第110、111節)
2. 婦人の地位向上のための国連援助	事務総長報告書	総会、決議1777(XV)委員会、第17回、決議10(XV)(E/3749、第137節)
3. 私法		
子の監護を含む親の権利と義務	事務総長報告書	委員会、第16回、(E/3606/Rev.1、第152節)
4. 社会開発への婦人の参加	事務総長報告書	委員会、第18回、決議6(XVIII)(上掲第149節)
5. 家族計画の婦人の地位への影響	事務総長報告書	委員会、第18回、決議7(XVIII)(上掲第157節)
6. 婦人の経済的権利および機会		
(a) 保育所と昼間託児施設	WHO、ILO及び国際児童センターの入手した情報を伝達する事務総長報告書	委員会、第16回、決議7(XVI)(E/3606/Rev.1、第85節)

- (b) 変動する世界における婦人労働者 1964, 1965年のILO 経済社会理事会、決議961 E
総会の成果および勧告に関する I (XXXVI)、委員会、第1
ILO報告書 8回、決議10 (XV III)
(上記第223節)

II 次会期以後の委員会のための事業計画

1. 婦人の政治的権利

- (a) 婦人参政権条約の実施状況 事務総長報告書 経済社会理事会、決議504
E (XV I) と916 B (XX
XV I)、委員会、第18回、
決議I (XV III) (上記第33
節参照)
- (b) 非自治領における婦人の地位 事務総長報告書 委員会、第3回、第15回、
(E/1316, 第18節、E/
3464, 第205, 215,
216節)

2. 婦人の教育の機会

- (a) 婦人にとくに関係あるユネスコの活動 ユネスコ報告書 経済社会理事会、決議154 F
(V II) と961 DとE II
(XXXVI)、委員会、第17
回、決議4 (XV I) (E/
3749, 第61節)
- (b) 婦人の技術・職業教育の機会 ユネスコ報告書 委員会、第8回、第18回、
(E/2571, 第71節およ
び上記第316節)

3. 経済的権利および機会

- (a) パートタイム労働 ILO報告書 委員会、第18回、決議11
(XV III) (上記第227節)
- (b) 少女と婦人の技術・職業教育と訓練 専門諸機関との協力による事務 委員会、第18回、決議12
総長報告書 (XV III) (上記第233節)

4. 同一労働同一賃金 ILO報告書 経済社会理事会、決議504 G
(XV I) と884 B (XXX
IV)、委員会、第16回、決
議4 (XV I) (E/3606
/Rev.1, 第52節)
5. 私法上の婦人の地位 家族法及び財産権における 事務総長追加報告書 経済社会理事会、決議587 D
婦人の地位に関する法則と
慣行 I (XX)、委員会、第16回、
(E/3606/Rev.1,
第154節)
6. 委員会の決議及び勧告の国 事務総長報告書 委員会、第18回、決議14
内立法に及ぼす効果 (XV III) (上記第268節)
7. 結婚婦人の国籍 事務総長追加報告書 経済社会理事会、決議547 D
(XV III)、委員会、第15
回、(E/3464, 第206,
214節)
8. 人権に関する定期的報告 1963-1965年の事務総 経済社会理事会、決議888 B
長および専門諸機関報告書摘要 (XXXIV)

III 出版物

1. 婦人の地位に関するニース レター 年2回発行 委員会、第4回 (E/1712,
第93節)
2. 改訂結婚婦人の法的地位 1965年または1966年 経済社会理事会、決議884 D
国連出版物 II (XXXIV)
- 販売番号: D57・IV・B
3. 婦人の地位向上のために加 1966年 委員会、第18回、決議5 (X
盟国が利用しうる資源 V III) (上記第147節)

決議案の審議

318. 委員会会議の定期的開催に関する決議案が、ドミニカ共和国、メキシコ、ネパール、ペルー、フィリピン、シエラレオネおよび米国から提出され(E/CN.6/L.434)、つづいてイラン、アラブ連合および英国が共同提案国となった。

319. 決議案は共同提案国を代表して、メキシコ代表により説明され、同代表は開発10年計画における婦人の地位委員会の勧告の重要性を強調した。他の多くの委員が決議案を支持する発言を行なった。多くの代表が、1964年の定例会議を歓迎したことは多くの重要議題の審議をさまたげたと指摘し、年次会議の必要性を強調した。

320. フィリピン代表が口頭で次の修正を提案した。

(a) 前文第4節中、「利用」を「参加」と改める。

(b) 前文第5節中、「利用」を「参加」と改め、「工業」の前に「農業」を挿入し、「工業」のあとに「および社会的発展」を挿入し、「世界総人口の半数である」を「世界人口の半数を構成する」と改め、「ある非常に重要な問題」を「これらの非常に重要な問題」と改める。

(c) 本文中「会期」の前に「通常の」を挿入する。

321. 修正案は共同提案国に受け入れられた。米国代表は工業の発展への婦人の参加の重要性を強調し、1965年1月の事務総長報告書(A/5867, Corr.1)が、経済社会理事会の機能委員会は特別の場合をのぞき隔年に会議を開催するのが望ましい旨を示唆していることを指摘して、この特別の場合とは、隔年の開催を固執することによつて加盟国の望む、例えば工業開発の分野における急速な進歩の達成を遅らせるおそれがあるような場合をさしているとのべた。

322. 1965年3月18日、第437次会議において、委員会は決議案を口頭による修正どおり、全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

17(XV III) 婦人の地位委員会の定期開催

婦人の地位委員会は、

1962年12月7日の総会決議1777(XV II)が、とくに後進国における婦人の進歩のための長期的統一計画樹立の可能性について注意を喚起したことを想起し、

多くの地域における社会の急速な変化が、婦人に関係の深い、経済、社会、教育、文化の分野の発展に大きな影響を及ぼしていることを想起し、

「国連開発10年」において婦人が大きな力を発揮しうる可能性をもつことを認めるとともに、社会的経済的進歩に対して十分な寄与をしうるよう婦人の力を育てることが目下の急務であるこ

とを認め、

この目的の達成のためには、農・工業と社会の発展に婦人を有効に参加せしめる問題について政府に勧告を行い、また民間団体と協力して互恵の理解を高めるために、婦人の地位委員会を年1回開催することが必要と信じ、

1964年の定例会議が開催されなかつたことは、世界人口の半ばを構成する婦人の農・工業と社会の発展への参加を刺激すべく委員会が行なう事業の進捗をおくらせ、また1965年の第18回会議の議題が異例的に過重となつたことから、これらの極めて重要な諸問題の審議が十分に行われなかつたことに留意し、

今後は婦人の地位委員会を毎年開催する旨の、1964年8月15日の経済社会理事会の決定を歓迎し、

経済社会理事会が委員会を年々開催するという確固たる方針を立て、毎年定例会議開催の手配を行なうよう要請する。

第16章 委員会第19回会議の開催地

323. 婦人の地位委員会第19回会議の開催地に関する決議案(E/CN.6/L.420)がオーストリア、中国、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ギニア、ハンガリー、イラン、メキシコ、ネパール、ペルー、フィリピン、ポーランド、シエラレオネ、ソ連、アラブ連合、英国、米国から提出された。

324. 1965年3月18日、第437次会議において、委員会は全会一致で決議案を採択した。決議文は次のとおりである。

18(XV III) 婦人の地位委員会第19回会議

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し、もし加盟国からの招請がなければ、委員会第19回会議は1966年にジュネーブで開催するよう勧告する。

第17章 報告書の採択

325. 1965年3月19日、第438次会议において、婦人の地位委員会は経済社会理事会に
対する第18回会議報告書を全会一致採択した。

第18章 経済社会理事会の採択を求める 決議案

I

婦人の政治的権利（註）

経済社会理事会は、

婦人の政治的権利の分野において達成された近來の進歩に注目し、

しかし、婦人参政権条約が未だに全世界的な広がりをもつ文書とはなっていない事実にも注目し、

さらにまた、同条約の諸原則実施状況に関する情報を事務総長に提供していない国が多数あるこ
とに注目し、

1. 全加盟国に対し、婦人参政権条約への加盟実現のための措置をさらに強化するよう、また
同条約の諸原則を完全に適用するよう、要請する。
2. 全加盟国が、決議961B（XXXVI）にしたがつて、婦人参政権条約の実施状況に関
する十分な情報を、遅滞なく事務総長に提供するよう、要請する。

（註） 第27—33項参照

II

婦人の政治・市民教育（註）

経済社会理事会は、

奉仕活動家としての指導者養成を行ない、かくして婦人の公的活動参加の力を養うことによつて
婦人の市民的・政治的権利の有効行使を助成することが望ましいことについての、婦人の地位委員
会の勧告に注目し、

この目的達成のために婦人の政治・市民教育に関するセミナーまたは研究会が必要であると考え、
諮問的地位をもつ婦人民間団体は、公的生活への参加を通して婦人の市民としての権利と責任が
有効に用いられるよう婦人を援助し教育することについて、貴重な体験と特別の能力をもつもので
あると信じ、

1. 公的生活への参加を通して婦人が政治的権利を有効に用いることを容易にすべく、次の方法に
よつてこれを援助するよう、加盟諸国の注意を要請する。

(a) 地域セミナーまたは研究会の開催国となることを申し出ること。

(b) 国や市町村段階でのフォローアップとして、国内セミナーまたは地方セミナーの開催を奨励
すること。

2. 諮問的地位をもつ民間団体の全国支部と地方支部は、政府と十分協力して、国内または地域段
階でのセミナーと研究会を企画・実施し、国際的、国内的、地域段階において可能な限りの資源
を探し求め、政府がこのようなセミナーを実施するについての援助となるようあらゆる活動を行
なうよう、示唆する。

3. 関係専門機関、とくにユネスコ、ユニセフ、FAOおよびILOが、加盟諸国および諮問的地
位をもつ民間婦人団体と協力して、これらの目的の推進に努めるよう、要請する。

4. 次のことの可能性を検討するよう、事務総長に勧告する。

(a) 各年次予算の範囲内で、婦人の政治教育に関するセミナーまたは研究会の開催に最優先順位
を与えること。このセミナーまたは研究会は、モデル的あるいは実験的企画としての性格をも
つものであり、社会活動をより有効に行なわせるための婦人教育を目的とする国内および地方
段階でのフォローアップの事業に応用されうるものとする。

(b) 事務総長の人権助言事業年次予算案および1966年及びその後の年次の追加予算案中に、
次の事業のための資金を計上すること。

(i) この問題を議題とする一連の地域セミナーまたは研究会の開催

(ii) 婦人の政治教育に関する新しいパンフレットをはじめとする国連販売用出版物を、関係専
門機関および諮問的地位をもつ民間婦人団体の援助によつて開催するセミナーや研究会等に
無料で提供し、使用させること。

（註） 第34—50項参照

有能な婦人指導者部隊または幹部養成の
ためのセンター設置（註）

経済社会理事会は、

有能な婦人指導者部隊もしくは幹部の養成が、後進国の進歩のために、とくに、各種段階の学校教育、職業訓練および手工芸訓練について、またなかんづく保健教育、家政、および経済・文化・政治生活への参加を含む少女と成人婦人の教育に関して、重要であることに注目し、

これらの婦人幹部の負う任務の複雑さおよびその訓練のために与えらるべき援助の多様性を考慮にいれ、

1. このような幹部を養成するためにセンターを設けることの利益について、加盟諸国の注意を喚起する。
2. 各種の国連援助事業を実施するにあつて、婦人の進歩に役立つ有能な幹部の養成という方向で、申請国に対する援助の問題を考慮する。
3. この種の援助を与えることの可能性について考慮するよう、専門機関に勧告する。

（註） 第134—137項参照

婦人の地位国内委員会またはこれに類する既存
の国内組織相互間の地域段階での協力（註）

経済社会理事会は、

後進国における婦人の進歩のための国連援助に関する決議761 F (XXXVI) を考慮し、

同決議主文中に、婦人の地位国内委員会任命の価値について国連加盟諸国の注意を喚起した勧告があることを考慮し、

この種の婦人の地位委員会が相互に、あるいはこれと同様趣旨の既存の国内機関との間で、地域段階で協力し、地域会議やセミナーを開催し、その会議の報告を国連婦人の地位委員会に送付して参考に供するよう、勧告する。

（註） 第138—141項参照

技術援助その他の計画により婦人の進歩の
ために利用しうる資源の使用（註）

経済社会理事会は、

技術援助その他の国連資源 (resources) の、婦人の進歩のための利用増大に関する婦人の地位委員会の勧告に注目し、

国の経済的社会的発展には婦人の完全参加が欠くべからざることを信じ、

1. 加盟諸国、とくに技術協力計画を利用する国々が、次の方策を含むすべての可能な方法によつて、婦人の進歩を目的とする事業及び計画によりいつその重点をおくよう勧告する。
 - (a) とくに教育、職業訓練、フエローシップ関係を含むすべての技術協力訓練計画および事業に、十分な数の婦人を参加せしめる。
 - (b) 中央政府に常設機関としての特別の部署を設け、必要を調査せしめ、計画や資源 (resources) の調整をも含めて婦人の進歩のための政策や事業の推進、婦人の地位向上のために必要な法律や慣習の変更についての助言にあたらせる。
 - (c) 国連及び専門機関の行なうセミナー、訓練講習、その他婦人の進歩に関する経験の交換の機会となるこの種の事業に協力する。
2. 国連事務総長ならびに専門諸機関事務総長に対して、次のことを要請する。
 - (a) 政府の申請によつて実施する事業に婦人の参加を勧奨すること。この申請の重要性について、技術援助局現地駐在代表および特別基金理事の注意を喚起すること。
 - (b) 従前どおり、またできれば従前以上に資格ある婦人を技術専門家として働かせること。
 - (c) すべての分野の技術協力専門家達をして、国家の発展に対する婦人の力の可能性を、敏捷にとらえしめること。
3. 婦人の進歩のために利用しうるような拠出方式（「信託基金」協定）による技術援助の可能性について、加盟諸国その他関係機関の注意を喚起する。
4. 諮問的地位をもつ民間団体が、上記の線に沿った活動に協力するよう、またこれらの民間団体が婦人の進歩のために地域または国内で行なう新しい事業について委員会次期会議に報告するよう、要請する。

（註） 第148—149項参照

私法上の婦人の地位（註）

経済社会理事会は、

国連憲章の中に男女の諸権利の平等の原則が厳しゆくに宣言されていることを考慮し、

世界人権宣言第16条が男女は婚姻に関し、婚姻期間中および婚姻解消に際し、平等の権利を有すると規定していることを考慮し、

家族法上の婦人の地位に関する田連地域セミナーの報告書ならびに婚姻解消・婚姻取消および裁判別居に関する事務総長報告書（E/CN.6/415とADD.1）を感謝をもって賛成し、

離婚訴訟、婚姻取消訴訟および裁判別居訴訟にあたり男女に同一の法定原因と法定抗弁が平等に認められていない国が若干あることに注目し、

また、離婚、婚姻取消および裁判別居に際しての法的地位と能力に関する男女の権利の平等の原則が、若干の国では法律によつて保証されていないことに注目し、

さらに、若干の国では、死亡による婚姻解消にあたり男女の権利が平等でないことに注目し、

1. 加盟国政府が、婚姻解消、婚姻取消および裁判別居に際しての男女間の権利の平等を確保するためにあらゆる可能な措置を講ずるよう、勧告する。

2. この平等を確保するために次の諸原則を勧告する。

(a) 和解のために利用しうる便宜を設けること。

(b) 離婚もしくは裁判別居は、権限ある司法当局によつてのみ許可され、法的に配属されるべきであること。

(c) 離婚、婚姻取消および裁判別居訴訟において夫婦は平等の権利を有し、同一の法定抗弁が認められるべきこと。

(d) 当事者双方の同意が離婚原因となる国々においては、双方の同意にもとづく離婚に際し、完全かつ自由な同意を表明もしくは撤回する各当事者の権利は、法により保証されなければならないこと。

(e) 子の監護に関する訴訟においては、子の利益を最優先的に考慮すべきこと。

(f) 男女は離婚、婚姻取消もしくは裁判別居後、同一の法的地位と能力を有すべきこと。

(g) 男女は死亡による婚姻解消後、同一の権利を有すべきこと。

（註）第205—208項参照

少女と婦人の技術・職業訓練（註）

経済社会理事会は、

婦人の雇用および少女と婦人の職業指導と訓練に関するILOの事業に謝意をもつて注目し、

すべての分野での完全な平等を獲得するには、婦人は働く権利をもたねばならないことを確信し、

婦人が教育と職業訓練を受ける機会をもつべきであるということは、婦人が働く権利を行使する能力の前提条件であることに注目し、

1. 加盟諸国が、婦人の教育と職業訓練への機会増進のためにあらゆる可能な措置を講ずるよう、勧告する。

2. 加盟諸国が、あらゆる可能な手段をもつて、婦人の経済的・社会的生活の機会を促進するよう、要請する。

3. 加盟諸国が、可及的すみやかに雇用および職業についての差別待遇に関するILO条約（1958年 第111号）と教育における差別撤廃に関するユネスコ条約（1960年）を批准することの必要性、および職業訓練に関するILO勧告（1962年 第117号）と技術・職業教育に関するユネスコ勧告（1962年）にのべられた諸原則を受け入れることの必要性に注意を喚起する。

（註）第234—236項参照

婦人の文盲教育および継続教育（註）

経済社会理事会は、

国連総会（決議1937（XVIII））、アフリカ経済委員会（決議175（VI））、アジア極東経済委員会（決議55（XX））の採択した世界文盲撲滅運動に関する種々の決議および経済社会理事会決議1032（XXXV II）を想起し、

とくに第13回ユネスコ総会において全会一致、かつさいにより採択された実験的文盲撲滅計画に関する決議1271を想起し、

イラン国王シャハンシャー陛下の寛容な招きにより1965年9月テヘランで開催予定の世界文

部大臣会議の重要性を考慮し、

文盲撲滅のための広汎な国際協力促進を目的としてイラン国王シャヘンシャー陛下が各国元首に
対して発せられた呼びかけを歓迎し、

世界の文盲の問題は主として婦人に関係があることを認め、

読み書き能力は、あらゆる分野における婦人の効果的・継続的進歩および社会生活への婦人の
参加の前提条件であることを確信し、

1. 加盟諸国が、自国の文盲撲滅計画作成にあたり婦人のための計画を優先するとともに、農村地
域の婦人に関係する特別の問題を考慮に入れるよう勧告する。

2. ユネスコに対し、次のことを要請する。

(a) テヘラン会議において、婦人の文盲教育および継続教育に関する問題に特別の注意を払うこ
と。

(b) 1966年中に多くの国々で開始予定の実験的計画の中に、とくに婦人の文盲教育に関係が
あり、かつ婦人の市民・社会・経済教育に役立つような事業を含めるよう奨励する。

(註) 第286項参照

K

少女と婦人の中等教育および技術・ 職業教育への機会 (註)

経済社会理事会は、

少女が将来市民的・政治的・経済的・社会的分野で負うべき責任にそなえての準備教育のために、
普通中等教育および教員養成課程、職業・技術課程の中等教育のもつ役割の重要性を考慮し、

全女性人口の社会的成熟を可能にするために、婦人中級幹部の訓練として、このような教育が重
要であることを考慮し、

中等教育段階での教育指導・職業指導の役割の重要性を考慮し、

工業国においても後進国においても、婦人の知的能力を十分に活用することが必要であることを
考慮し、

1. 加盟諸国に次のことを勧告する。

(a) 自国の教育制度を企画するにあたり、校舎、寄宿舎学校、奨学金を含め、少女が少年とまづ
たく平等の立場で普通中等教育および教員養成課程、職業技術課程の中等教育を受けられるよ
うなあらゆる措置を講ずること。

(b) すべての中等教育施設の生徒、すなわち少年少女が、普通課程、教員養成課程、職業課程、
技術課程のうち、もつとも自己の適性に合った課程に進むための指導を得られるように必要な
措置をとること。

(c) 中等学習を終えた少女に対し、高等教育への機会と、中等学習の役立つ職業につく機会のい
ずれをも保証すること。

(d) 中等教育の婦任教員増員のために必要な教育施設を開発するにあたり、技術援助の提供する
あらゆる可能性を利用すること。

2. ユネスコが、中等教育および教育計画に関するすべての活動において、中等教育課程の少女に
与えられる機会に特別の注意を注ぐよう、要請する。

(註) 第293-294項参照

X

委員会の報告書 (註)

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会第18回会議の報告書(E/4025)に注目する。

(註) 第325項参照

付 録

付 録 I

1965年3月1日、イラン国王妃

シャペヌー妃殿下の挨拶

第18回婦人の地位委員会に光栄ある代表としてご出席の皆さまを、私の名において、また全イラン婦人の名において、今日ここにお迎えすることは、大変喜ばしいことです。

私は皆さまの討議が婦人解放の分野でなされた成果を確固たるものとし、また将来の進歩の基礎をきずくために何よりも有効に役立つものと確信しております。

今回の会議がテヘランで開催されるということは喜ばしい偶然の一致と思われます。と申しますのは、前回の会議以後、イランの婦人は、国王シャヒンシャー陛下のご主唱に全国的な支持を得て、解放を得たからであります。この決定的な前進は婦人を完全な権利をもつ市民にしました。今後婦人は地方議会にも国会にも投票することができ、また選ばれることができることとなりました。

いたる所に変貌の徴が見られます。現代世界の必要により適合した新しい婦人像が生まれようとしています。そしてそれは婦人の地位の上にかくも重く、かくも長い間立ちふさがっていた神話を追放しようとしています。両性の平等という概念は毎日に地歩を占め、意味深い革命が起つています。現代は、すべての国において、また開発途上の国ではより一層、あらゆる層の人々が経済的・社会的発展の事業に参加することを要求しています。ある著名な社会学者がいみじくも言われたように、「現代の歴史家の関心はもはやクレオパトラの鼻ではなく、男子とともに世界の運命を支配する人格としての婦人に向けられて」います。婦人は新たに負った責任を遂行すべく権威と能力を身につけようとしています。

しかし、古い偏見を取り除くことは容易なことではなく、新しい傾向は法制的社会的構造に若干の修正を必要としています。婦人の運命の改善に絶えず努めてこられたこの委員会の前途はまだ遠いのです。

イラン国民は皆様の貴い任務が達成されますよう衷心より支持を惜しまないものであることをお約束し、ご努力の成功を心からお祈りします。

付 録 II

婦人の地位委員会第18回会議において

審議された文書一覧

一般シリーズとして出された文書

A / 5456とAdd. 1: A / 5735

婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法・その他の法的措置: 事務総長覚書

E / ON. 6 / 560 / Add. 3と4

婦人参政権条約の加盟諸国による実施状況: 事務総長追加報告書

E / ON. 6 / 372 / Add. 3

委員会の事業および国際的成果総覧: 事務総長追加報告書

E / ON. 6 / 415とCorr. 1とAdd. 1

婚姻・解消・婚姻取消および裁判別居: 事務総長報告書

E / ON. 6 / 418—E / ON. 4 / 863

人権の分野における助言の事業: 事務総長報告書

E / ON. 6 / 423とAdd. 1

同一労働同一賃金: ILO報告書

E / ON. 6 / 424

婦人の雇用問題とくに関係あるILOの活動: ILO報告書

E / ON. 6 / 425

家族法及び財産権における婦人の地位に関する法制と慣行: 事務総長追加報告書

E / ON. 6 / 426とAdd. 1と2

婦人に対する差別撤廃宣言草案: 事務総長覚書

E / ON. 6 / 427

信託統治地域における婦人の地位: 事務総長報告書

E / ON. 6 / 428

パートタイム雇用に関する国際的調査: ILO報告書

E / ON. 6 / 429

少女と婦人の職業指導と職業訓練: ILO報告書

E/CN.6/430とAdd.1

婦人参政権条約の実施状況：事務総長報告書

E/CN.6/431

委員会第18回会議仮議題

E/CN.6/431/Rev.1

委員会採択の第18回会議議題

E/CN.6/432とAdd.1

婦人によく関係あるユネスコの活動：ユネスコ報告書

E/CN.6/433

少女の中等教育への機会：ユネスコ報告書

E/CN.6/434

非自治領における婦人の地位：事務総長報告書

E/CN.6/435とAdd.1-5

婦人の地位向上のための国連援助：事務総長予備報告

E/CN.6/436-E/CN.4/877

人権の分野における助言の事業：事務総長報告書

E/CN.6/437

委員会の決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果：事務総長報告書

E/CN.6/438

人権に関する定期的報告：事務総長覚書

E/CN.6/439

婦人の地位に関係ある国連販売出版物：事務総長覚書

E/CN.6/440

全米婦人委員会 報告書

E/CN.6/441

事業計画の検討、優先審議事項の設定と文書作成の統制と制限：事務総長覚書

E/CN.6/CR.17

非機密通信文書リスト

ST/TAO/HR/18

家族法上の婦人の地位に関する1963年セミナー（コロンビアのボゴタ、1963年12月）

ST/TAO/HR/21

後進国における人権に関するセミナー（アフガニスタンのカブール、1964年5月）

ST/TAO/HR/22

家族法上の婦人の地位に関する1964年セミナー（トーゴのロメ、1964年8月）

E/CN.4/860とAdd.1-8

人権に関する定期的報告：1960-1962年中の諸国政府報告書の事務総長概要

E/CN.4/861とAdd.1-3

人権に関する定期的報告：1960-1962年専門諸機関報告書

限定シリーズとして出された文書

E/CN.6/L.395

議長及び副議長提案の事業計画

E/CN.6/L.396

婦人に対する差別撤廃宣言草案 — ポーランド：決議案

E/CN.6/L.397

婦人の政治的権利 — メキシコ、フィリピン、米国：決議案

E/CN.6/L.397/Rev.1

婦人の政治的権利 — ドミニカ共和国、イラン、メキシコ、ネパール、フィリピン、米国：改正決議案

E/CN.6/L.397/Rev.2

婦人の政治的権利 — ドミニカ共和国、イラン、メキシコ、ネパール、フィリピン、米国：改正決議案

E/CN.6/L.397/Rev.3

婦人の政治的権利 — ドミニカ共和国、イラン、メキシコ、ネパール、フィリピン、米国：改正決議案

E/CN.6/L.398

婦人の地位向上のための国連援助 — イラン：決議案

E/CN.6/L.398/Rev.1

婦人の地位向上のための国連援助 — イラン：改正決議案

E/CN.6/L.399

婦人の政治的権利 — フィンランド、ギニア、ハンガリー、イラン：決議案

E/CN.6/L.400

婦人の地位向上のための国連援助 — ドミニカ共和国、ギニア、ハンガリー、イラン、メキシコ、アラブ連合：決議案

E/CN.6/L.401

婦人の地位向上のための国連援助 — フランス、フィリピン：決議案

E/CN.6/L.402

婦人の地位向上のための国連援助 — オーストリア、フィンランド、アラブ連合、米国：決議案

E/CN.6/L.402/Rev.1

婦人の地位向上のための国連援助 — オーストリア、フィンランド、アラブ連合、米国：改正決議案

E/CN.6/L.402/Rev.2

婦人の地位向上のための国連援助 — オーストリア、フィンランド、アラブ連合、米国：改正決議案

E/CN.6/L.403

婦人の地位向上のための国連援助 — 米国：決議案

E/CN.6/L.404

婦人の地位向上のための国連援助 — 委員会第420回会議において採択の決議

E/CN.6/L.405

婦人の地位向上のための国連援助 — 委員会第421回会議において採択の決議

E/CN.6/L.406

婦人の地位向上のための国連援助：委員会第421回会議において採択の決議

E/CN.6/L.407

婦人の政治的権利：委員会第424回会議において採択の決議

E/CN.6/L.408

婦人の地位向上のための国連援助：委員会第424回会議において採択の決議

E/CN.6/L.409

婦人の地位向上のための国連援助：委員会第422回会議において採択の決議

E/CN.6/L.410

婦人の政治的権利：委員会第422回会議において採択の決議

E/CN.6/L.411とAdd.1-10

経済社会理事会に提出する婦人の地位委員会第18回会議報告書草案

E/CN.6/L.412

人権の分野における助言的事業 — フランス：決議案

E/CN.6/L.413

私法上の婦人の地位 — フィンランド、フランス、ガーナ、シエラ・レオネ：決議案

E/CN.6/L.414

人権の分野における助言的事業：委員会第426回会議において採択の決議

E/CN.6/L.415

私法上の婦人の地位：委員会第427回会議において採択の決議

E/CN.6/L.416

婦人の経済的権利及び機会 — ソ連：決議案

E/CN.6/L.417

婦人の経済的権利及び機会 — フランス、イラン、メキシコ、ポーランド：決議案

E/CN.6/L.418

婦人の経済的権利及び機会 — ギニア、ハンガリー、アラブ連合：決議案

E/CN.6/L.419

婦人の経済的権利と機会 — 米国：決議案

E/CN.6/L.420

婦人の地位委員会第19回会議の開催場所 — オーストリア、中国、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ギニア、ハンガリー、イラン、メキシコ、ネパール、ペルー、フィリピン、ポーランド、シエラ・レオネ、ソ連、アラブ連合、英国、米国：決議案

E/CN.6/L.421

婦人の経済的権利及び機会：委員会第430回会議において採択の決議

E/CN.6/L.422

婦人の経済的権利及び機会：委員会第430回会議において採択の決議

E/CN.6/L.423

婦人の経済的権利及び機会：委員会第430回会議において採択の決議

E/CN.6/L.424

婦人の経済的権利及び機会：委員会第430回会議において採択の決議

E/CN.6/L.425

委員会の決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果 — メキシコ：決議案

E/CN.6/L.426

委員会の決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果 — 米因：決議案

E/CN.6/L.427

婦人の教育の機会 — オーストリア、フランス：決議案

E/CN.6/L.427/Rev.1

婦人の教育の機会 — オーストリア、フランス：改正決議案

E/CN.6/L.428

委員会の決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果：委員会第432次会議において採択の決議

E/CN.6/L.429

婦人の教育の機会 — ギニア、ハンガリー：決議案

E/CN.6/L.430

婦人の差別撤廃に関する宣言案：起草小委員会の報告

E/CN.6/L.431

事業計画の検討と優先審議事項の設定：事務総長寛書

E/CN.6/L.433

婦人の地位に関する通信：通信委員会の報告書

E/CN.6/L.434

委員会会議の定期的開催 — ドミニカ共和国、メキシコ、ネパール、ペルー、フィリピン、シエラ・レオネ、米因：決議案

NGOシリーズとして出された文書

E/CN.6/NGO/143

人権の分野における助言的事業：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/144

婦人の地位向上のための国連援助：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/145

婦人の地位向上のための国連援助：汎太平洋東南アジア婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/146

婦人の経済的権利及び機会：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/147

同一労働同一賃金：国際婦人同盟の意見書

E/CN.6/NGO/148とRev.1

婦人に対する差別撤廃宣言草案、婦人の地位向上のための国連援助、人権の分野における助言的事業、私法上の婦人の地位、婦人の教育の機会及び同一労働同一賃金：国際婦人法律家協会の意見書

E/CN.6/NGO/149

婦人の経済的権利及び機会：国際婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/150

婦人の政治的権利、婦人に対する差別撤廃宣言案、婦人の地位向上のための国連援助、人権の分野における助言的事業、私法上の婦人の地位および婦人の教育の機会：国際婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/151

私法上の婦人の地位：世界カトリック婦人団体連盟の意見書

E/CN.6/NGO/152

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際法律家婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/153

婦人の地位向上のための国連援助：国際有識婦人クラブ連合会の意見書

E/CN.6/NGO/154

婦人の政治的権利、婦人に対する差別撤廃宣言案、私法上の婦人の地位、婦人の教育の機会、婦人の経済的権利及び機会：国際大学婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/155

婦人の経済的権利及び機会：国際機会均等協会の意見書

E/CN.6/NGO/156

婦人の教育の機会、婦人の経済的権利及び機会：国際大学婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/157

婦人の政治的権利：国際法律家婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/158

私法上の婦人の地位：国際法律家婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/159

婦人の教育の機会：世界YWCAの意見書

婦人の地位委員会第18回会議で
行なわれた決定の財政措置

1. 婦人の地位委員会は、アヘランにおける第18回会議において、経済社会理事会に対し、事務総長に以下のことが可能かどうかを検討するよう勧告する決議案（第18章、決議案II参照）の採択を勧告した。

(a) 各年次予算の範囲内で、婦人の政治・市民教育に関するセミナーまたは研究会の開催に最優先順位を与えること。このセミナーまたは研究会は、モデル的あるいは実験的企画としての性格をもつものであり、社会活動をより有効に行なわせるための婦人教育を目的とする国内および地方段階でのフォローアップの事業に応用されうものとする。

(b) 事務総長の人権助言事業年次予算案および1966年及びその後の年次の追加予算案の中に、次の事業のための資金を計上すること。

(i) この問題を議題とする一連の地域セミナーまたは研究会の開催

(ii) 婦人の政治教育に関する新しいパンフレットをはじめとする国連販売用出版物を、関係専門機関および諮問的地位をもつ民間婦人団体の援助によつて開催するセミナーや研究会等に無料で提供し、使用させること。

2. 人権に関する助言的事業の年次予算は、18万ドルであるが、これはフォローアップおよび3回のセミナーを予定し、このうち1回のセミナーは婦人の地位関係に向けられる。この決議案は人権の分野における助言的事業の現行計画に加えて婦人の市民教育および政治教育に関するセミナーもしくは研究会を毎年1回行なうことを要請しているものと思われる。追加されるセミナーもしくは研究会の経費年額は4万ドルと見積られ、これは予算書第5部「技術計画」の部に計上されることとなる。

3. 決議案は第39回経済社会理事会の審議にかかる前に、1965年6月の技術援助委員会（TAC）によつて検討されることとなる。

TACの検討は、経済社会理事会の委員会から出される国連技術援助資金に関係ある提案はTACを経て理事会に転達されるべきであると決定した理事会決議1008（XXXV II）に従つて行なわれるものである。

4. 決議案の理事会採択により生じる事務量の増大は人権部に専門職員1名と一般職員1名の追加を必要とし、これには予算書第1章第3節「定員」の項に属する経費として年額2万5千ドルを必要とする。

5. パンフレット「婦人の市民教育および政治教育」等の国連販売出版物をセミナーもしくは研究会出席者に無料配布するための少額の追加経費は現行の財源から賄われることとなるであろう。

6. 決議5（XV III）（第4章、142—147項参照）により、委員会は事務総長に対し、婦人の地位向上のために加盟諸国が利用しうる資源に関する文書E/CN.6/435/Add.

5の改訂版を販売出版物として印刷すべく手配するよう、要請している。改訂版は文書E/CN.6/435/Add.5とはほぼ同じ長さになると推定して、印刷総経費は3100ドルと見積られる（英語：4,000部—1,150ドル、フランス語：2,000部—950ドル、スペイン語：2,000部—1,000ドル）。

国連婦人の地位委員会

第18回会議報告書

昭和40年9月15日

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都新宿区余丁町35

三浦商会

電話(351)6456